令和元年度第２回尾張旭市子ども・子育て会議録

１　開催日時
令和元年８月２６日（月）
開会　午後１時３０分
閉会　午後３時００分

２　開催場所
尾張旭市役所　２階　２０１会議室

３　出席委員
矢藤誠慈郎、金森俊輔、石田洋子、速水一美、近藤信綱、加藤多美、水野寿美代、神野みつ美、堤幸、梶川喜和子、冨田紀子、藤田政克、泉原沙弓
１３名

４　欠席委員
清水真奈　　１名

５　傍聴者数
１名

６　出席した事務局職員
こども子育て部長　阿部智晶、こども未来課長　松野宏美、
保育課長　加藤剛、こども課長　後藤收、
こども課子育て支援室長　三浦明美、
保育課保育係長　久野善之、こども課こども係長　小椋基美、
こども未来課長補佐　齊塲哲也、
こども課こども係　峯村駿、こども未来課こども政策係　竹内雄紀

７　議題
⑴　諮問について
⑵　第２期子ども・子育て支援事業計画の骨子について
⑶　放課後児童の居場所づくりについて

８　その他

９　配布資料
・諮問について・・・資料１
・第２期子ども・子育て支援事業計画の骨子について・・・資料２
・放課後児童の居場所づくりについて・・・資料３

10　会議の要旨

（発言者名）	（発言内容）
事務局（部長）	皆様、こんにちは。 本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第２回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 私はこども子育て部長の阿部智晶です。よろしくお願いいたします。 また、本日の議題において計画策定に関する諮問を行いますので、森和実市長が列席しております。委員の皆様にはおかれましては御承知置きのほどよろしくお願いします。 欠席委員について報告をいたします。 清水真奈委員から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 本日の出席委員は１３名で、過半数以上の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第６条第２項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、傍聴席を設けるほか、会議録を作成し、市ホームページ等で公表してまいりますので、委員の皆様には御了承いただきますようお願い申し上げます。 それでは、以降の会議の進行につきまして、議長である矢藤会長にお願いいたします。
会長	皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 暑さも少し落ち着いてきましたが、まだまだ熱中症にも注意が必要なようですね。 本日の会議は、市長にお越しいただき、諮問を受けて、令和２年度以降５年間の子ども・子育て支援事業計画の骨子について、本格的な議論を進めていくことになります。 尾張旭市のすべての子どもたちのための計画ですので、活発な議論をお願いいたします。 本日は午後３時ごろの終了を目途としておりますので、活発に議論いただきながらも、円滑な進行にご協力をお願いいたします。 本日の会議につきましては、事前に配布いたしております次第に従い進めさせていただきます。

	それでは議題の（１）「諮問について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 （こども未来課長補佐）	事務局から諮問の趣旨についてご説明申し上げます。 今回の諮問は尾張旭市子ども子育て会議条例第２条に基づくもので、諮問とは法令上定められた事項、ここでは子ども・子育て支援事業計画について委員の皆様に意見を求めるものでございます。 （資料１、諮問文を読み上げ） それでは、諮問に当たりまして、森和実市長からご挨拶申し上げます。
市長	皆様こんにちは。市長の森和実でございます。 本日は第２回子ども・子育て会議にご出席いただきありがとうございます。 皆様におかれましては、本市の子ども・子育て支援事業計画に関して多大なるご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。 少々話は変わりますが、８月７日から中学生の海外研修に同行し、オーストラリアへ行ってまいりました。 受入先のウィットルシー市の市長さんやセカンダリーカレッジの校長先生とお会いして懇談し、またお願いをして帰ってまいりましたが、子どもたちはどんな体験をしただろうかと考えております。 さて、子どもと子育てを取り巻く環境は、近年の核家族化や近所付き合いの希薄化などもあり、子育てに不安を感じる保護者も少なくない状況です。 そのようなことから、子どもは宝、地域で育てましょうということですが、一方で女性が子育てをしながら働きやすい社会の実現にも向けて取組んでいるところでございます。 こういった動きの中で、子ども・子育て新制度の下、すべての市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定しており、第１期の５年間の計画が満了する今年度、次期計画を策定する年に当たって、時代とともに変化していく子ども、子育て環境に対応していくためにも、皆様方のご意見を積極的に取り入れて、より充実した次期計画にしていきたいと考えております。 どうか、今後ますますのご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。 どうもありがとうございました。
事務局	それでは、市長から会長へ諮問文をお渡しします。

（こども未来課長補佐）	
市長及び会長	（市長から矢藤会長へ諮問書を手渡し）
事務局 （こども未来課長補佐）	委員の皆様、市長におかれましては、本日、この後にも他の公務がございますので、ここで退席となります。
市長	ありがとうございました。
	（市長退席）
会長	それでは、次に議題の⑵「第２期子ども・子育て支援事業計画の策定等について」につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局 （こども政策係）	議題の⑵「第２期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の骨子について」です。 第２期計画の骨子が出来上がって参りましたのでこちらの内容をご説明いたしました後、計画の大きな方向性や基本的な考え方についてご意見をいただければと考えております。 それでは、第２期子ども・子育て支援事業計画（骨子）のページを１枚めくって、左側目次をご覧ください。 今年度の第１回会議にてお示ししました骨子案の内容の通り、本計画は大きく９つの章で構成しております。 第１章　計画策定の概要。 第２章　尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状として本市の人口など数値的な情報。 第３章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況としてこれまでの本市の子育て関連施策の振り返り。 第４章　市民の子育て支援ニーズとして昨年度実施しました市民アンケートの結果。 第５章　計画の主要課題として近年の本市を取り巻く子ども・子育て支援に関する課題。 第６章　計画の基本的な考え方。 第７章　具体的な施策の展開。 第８章　子ども・子育て支援事業計画として策定が義務化された需給計画としての内容。 第９章　計画の推進に関する内容。 となっております。 本日は時間の都合もありますので、主に第６章の「計画の基本的な考え方について」について、第１期計画から継承する点・変更す

	る点などを踏まえてご説明申し上げますので、ご意見をいただければと考えております。 ５８ページ、１基本的な考え方です。 「これまで本市では、子ども・子育て支援法の趣旨を鑑み、少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしてきました。」が、これまで第１期計画にて掲げた基本的な考え方を踏まえた内容です。 「また、国が定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが大切とされるよう良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要であるとされています。」。こちらは子ども・子育て支援関連法などで掲げられている国の考え方を踏まえた内容です。 これらを踏まえ、「第２期子ども・子育て支援事業計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、近年の制度の施行状況や関連施策の動向を勘案して、施策分野の枠を超えた子ども・子育てに関する各施策を実施します。」とし、これまで第１期計画でも掲げていたように、国から策定が義務化されている需給計画としての内容に留まらない「尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」という考え方を継承することとしています。 ２基本理念です。 この子ども・子育て支援事業計画は、尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」であるとともに、平成２７年４月からの１０年間を計画期間とする「尾張旭市第五次総合計画」の部門別計画としての役割も担うものです。 現在、第五次総合計画の計画期間中であることを踏まえ、この総合計画が目指す都市像を基本として定めた第１期計画の基本理念を継承する必要があります。 それに加えて、現在本市が定住促進施策推進のため掲げる「すくすくのびのび尾張旭市」というキーワード及び今後５年間子育てしやすいまちづくりをさらに推進するという想いを込め、第１期の「みんなで支えあう　子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい住みよいまち・尾張旭」から、「みんなで支えあう　すべての子どもがすくすくのびのびと育ち、子育てしやすいまち　尾張旭」を第

	２期計画の基本理念として掲げることを考えています。 ３基本目標です。 こちらは基本理念の内容を踏まえ、６つの基本目標を掲げています。現時点で第１期計画から変更を加えておりませんが、９月３日に国が改訂版の発出を予定している「子ども子育て支援法に基づく基本指針」の内容などに応じて変更を加えます。 ６０ページ、４施策の体系です。 こちらは３基本目標で掲げた内容ごとに推進する施策の体系を記載しています。こちらも国の基本指針の内容などに応じて変更を加えます。 最後に５　重点的に取り組む事業の視点です。こちらは、第２期計画からさらなる施策推進を図るため新たに設けた項目です。ここでは、本市の子ども・子育て支援において「子ども」「保護者」「地域」の３つの視点を、重点的に取り組む事業の視点として掲げています。 １つ目、すべての子どもが、健やかに成長できる環境づくり ２つ目、すべての保護者が、子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり ３つ目、すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり これらの視点を踏まえて、今後重点的な施策を選定することを予定しています。 この基本的な考え方を踏まえ、第７章「施策の展開」の内容の検討を進めていきます。 第８章子ども・子育て支援事業計画については、Ａ４横長の資料「子ども・子育て支援事業の見込み量算出について」をご覧ください。 昨年度実施しましたニーズ調査の数値をもとに、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業のニーズ量を算定し、確保方策を定めることが国によって定められております。 内容を簡単に説明いたしますと、 １ページから３ページにて配偶者の有無や保護者の就労状況によって分類する「家庭類型」の割合を算出しており、 ４ページにて本市の令和２年度から６年度までの将来児童数推計を記載しています。 これらの数値をもとにして、教育・保育及び地域子ども・子育て

	支援事業の今後５年間のニーズ量を算出しています。 　算出の例として、５ページから７ページを用いてご説明します。 　５ページ、①算出方法【標準的な算出方法】の部分が、ニーズ量を算出する式です。 　この算出式で教育・保育のニーズ量を算出したのが、ページ７の下の表、③ニーズ量（平日日中の教育・保育）の内容です。こちらでは、１号認定から３号認定までのそれぞれのニーズ量を算出しています。 　その中で表の左から５つ目、区分において、「調査ベース」として記載するニーズ量の見込みが、５ページで記載した算出方法を用いて出された数値です。その下の「実績ベース」として記載したニーズ量の見込みが、第１期計画期間中の実績値を基に算出した数値となっています。 　今後、全ての事業についてニーズ量を確定していきますが、基本的には、調査ベースの数値を勘案しつつ、実績ベースの数値を基本として確保方策の検討を進めたいと考えています。 　計画策定に関する今後の流れとして、９月３日に改訂版発出が予定されている国の基本指針の内容などを踏まえて、本市の課題や施策内容の充実を図って参ります。 　第３回会議では、これら市の課題や施策内容について意見交換を想定しており、その後パブリックコメントを経て、第４回会議での答申に向けて会議としての意見をまとめる予定です。 　繰り返しとなりますが、本日は、主に計画骨子の第６章について、ご意見等をよろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。 　それでは、ただ今の事務局の説明について、何かご質問・ご意見等があればお願いしたいと思います。
近藤委員	市長さんがわざわざおいでいただいているということを鑑みても、尾張旭市が子育てを充実させていこうという気概にあふれている状態にあることが大変喜ばしいことだと思います。 　孟母三遷の教えではありませんが、子どもを育てたいから尾張旭市に行く、という環境を作れるのが一番いいのですが、文書で諮問をいただいて、文書で提出するというのがどうしても最終的なゴールという状態になってしまっているのではと正直思います。 　実はこれは子ども主体の部分が少しあるのですが、子どもは自治体にどこで意見を言うのか。そういう機会はないですよね。

	もしかしたら中学生くらいである程度深い考えができる生徒さんが各中学校に５人とか１０人とかいたら、そういう人なら意見を聞いてもいいかなと思います。 あるいは役所と市民という構図ではなく、市民同士が気楽に子育てについて話ができるような、そんな雰囲気を作ることができたらどうかとか、そういう風にもう少し文書から離れたところの話が進むことができたらいいかと思います。 これは諮問委員会の趣旨から離れるかもしれませんが、もう少しそういう議論ができたらと思っています。
会長	事務局から何かありますか。
事務局 （こども未来課長）	子どもが主体となって何かをするというところにつきましては、本市では「市長を囲む子ども会議」という意見交換や子どもたちに意見を聞く場を設けておりますが、定期的なものでなく年１回開催しておりますもので、そういった取り組みが積極的にできればよいなと思いました。そういったご意見をいただいたということで、何か計画に反映できればいいなと考えます。
会長	今の意見に添えて、市によってはこういった計画策定にワークショップを、中学生を入れて行っているケースもあります。 計画が進む中で夏休み期間を使って親子が集まれるような子育てのイベントを開催して、例えば子ども・子育て会議やそれぞれの子育て支援の紹介とか、講演会を行ったり、地域の学生さんが子どもと遊んだり、私立幼稚園のブースを作ってご案内をしたりといったことを繰り返し行いながら、市として子ども支援施策をこのように進めています、その内容はこんなことですという訴え掛けを行っているところもあります。 今から急にワークショップを進めることはできないかもしれませんが、何らかの形で吸い上げるようなことを今からの過程に組入れることはできませんか。 近藤委員のおっしゃるように、計画策定の後に文書を出して終わりではなく、計画を進めていくにあたって周知をしたり、共有したり、意見をもっといただいてまたこの会議で議論をしたりという過程を作ったときに、いろんな方が関わって、話し合って、率直な意見を言えるような、そういった場を持てるといいと思います。
事務局 （こども未来課長）	今回の策定に伴って、９月にワークショップ開催を予定しておりますが、対象者が保護者の方という形で行われます。 今のご意見の中では子どもの意見を聞くことも必要ではないか

	ということで、そういった形での取り組みも考えていけたらと思います。
会長	児童館を実際に使っている方がどのように考えているか、どのように感じているかを、声として聴いておくといいと思います。 それを私たちで見たり話しあったりする材料とするために。 今後少しずつ、できる範囲で行っていくとよいでしょう。
事務局 （こども未来課長）	今後、教育委員会とも連携しながら、考えていきたいと思います。
会長	お願いいたします。ありがとうございました。 その他にはいかがでしょうか。
金森委員	私は第一期子ども・子育て支援計画の前から子ども・子育て会議に関わってきているのですが、昨今の保育環境の悪化という点で、この会議はそれが一番重要なテーマになっています。 保育所の整備や幼稚園に関わること、あるいはご家庭や地域での子育て支援の充実という点で、みんなで子どもを育てていこうと、そんなことが主題になっていると思いますけれど、３０余年幼児教育にかかわってきて思うことは、子どもも人間ですから、いいことも考えますし、悪いこともします。 いじめもあれば、親の言うことを聞かない、先生の言うことを聞かないなど、いろいろ悪いこともあるわけです。 そういったことも含めて地域で子育てをしていくという考えが、前回も今回も、全体の考え方から漏れているような気がします。 親の職場でいじめがあるように、子どもがいれば程度の軽いいじめは必ずあるはずです。それが度を越したものにならないようにしていくのが非常に大切なことだと思います。 ここでいじめについての議論をしようというわけではなくて、たとえば一例をあげますと、資料２６０ページの基本目標６－３に、「子どもの交通安全を確保するための活動」とありますが、皆さんの念頭にあるのは、幼稚園児や小学校低学年の児童が道を歩いていて交通事故にあわないように、あるいは自転車で転んで車道に飛び出して大きな事故にならないようにといったことだと思います。 しかし、たとえば自動車が暴走していると、自転車にとっては、大人も子どもも非常に脅威です。逆に子どもがルールを守らずに走り回れば、よちよち歩きの子どもや高齢者の方が怖い思いをする。 例えば交通安全のことであれば、そういったことも含めて議論していかないと、全体に流れる考え方、文書の項目が非常に聞こえの

	いい、みんなで子どもを元気に育てましょう、できるだけ快適な環境で育てましょう、そういうことばかり書いてあるように思うのですが、それだけでは健全な子どもは育たないのです。 話が大きくなりますが、子どもは悪いことをするし悪いことをしたい、それを念頭において、大人がどう教育していくということを、少し子ども・子育て支援事業計画に組入れてはどうかと思います。 保育のことはもちろん大切なことです。 保育環境を整えなければ保護者の方は働くことができないし、働くことができない人が増えると市全体の活力という点でも問題が出てくるでしょう。 こういうことは非常に大切なことですから、もう少しいろいろな視点で皆さんが意見を出していければいいのではと以前から思っていました。 ちょうど今は節目の時期なので少し辛口に申し上げましたが、お考えいただければと思います。
会長	今、金森委員がおっしゃったことを意識しているのが、先ほど事務局から説明のあった「国の求めに留まらないプランをたてていく」ということですね。 国の求めというのは基本的に量の設計、何をどれだけ供給していくのか、ちゃんと計画をたてましょうということですが、それに留まらず、質的水準も高めていきましょうということです。 それから今回、基本理念の「子どもが」という文言が「すべての子どもが」となっています。 そこにはさまざまな境遇、環境にある子どもたち、どの子どももということが勿論含まれていると思いますが、金森委員がおっしゃったように、それを文章の中でもう少し踏み込んだ形で表現してもよいのではないでしょうか。 読んだ人がきれいに読み進めるだけでなく、身近なことだと感じながら、地域に暮らす一人として、少しでも地域と繋がっていけるように踏み込んだ言及が必要なのではと、ご意見を伺いながら私も感じましたので、書き方に工夫をしてもらえればと思います。
事務局 （こども未来課長）	先程の市長の言葉にもございましたが、子どもは宝、子育ては地域でという言葉は折に触れて市長からも出ておりましたので、きれいな言葉で飾り立てるのではなく、本質的なところを考えていきたいと思っております。
会長	厳しい境遇にいる子どもたちで、悪いことをしてしまった等のい

	ろいろな経験をしている人ほど、救いを求めていると思います。そこに専門的なケアやサポートなどの意義があると思いますので、また折に触れて相談しながら進めていきたいと思います。 　今回は少し大きな部分が焦点になっていますので、ここをどうしましょうという意見が出しにくいかもしれません。 　事務局、あるいはジャパン総研さんは策定にあたって、「もう少し読み込むとこう読み取ることもできます」というところなどあれば説明をお願いします。
事務局 （こども未来課長補佐）	本日取り上げました第６章で、第１期から第２期に至る中で変更されているのが６１ページの項目５「重点的に取り組む事業の視点」で、小項目を３点あげております。 （１）すべての子どもが、健やかに成長できる環境づくり （２）すべての保護者が、子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり （３）すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり 　この３点を、第２期では重点的に取組む視点としてはどうかと事務局では考えております。 　これらは、ジャパン総研さんが今まで本市に係わった計画や会議、ニーズ調査の中でこの３点はどうかと上げていただいたものですので、合原さんから外部の目で話をしていただければと思います。
事業者	今回、６１ページの項目５に、小項目として３点をご提案いたしました。 　第１期の計画は、骨子２２ページからありますように、教育や保育などの子育てに関して様々な事業が設けられています。 　それはそれで、子育てを推進するうえで重要なところでもありますし、それだけ充実した取り組みを進められているかと思います。 　そういった中で、第１期はまず事業を進めることに主眼が置かれましたが、第２期というこれからの５年間を考える中では、今ご意見をいただいたように事業の質の部分を集中的に重視して取組む必要があります。そこから事業を選ぶ中で小項目３点、子どもの視点、保護者の視点、地域で子育てという枠を設けた上で、骨子２２ページ（１）の中から特にこれは進めたほうが良いというものを選び出した上で、重点的に取り組むべき事業として提案したものです。 　特に「（１）すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり」

	という項目は、会長もおっしゃるとおり、障害のある子どもや、虐待、子どもの貧困という問題は取組が進められています。 これは第１期よりも、第２期に差し掛かる今において全国的にも進んできておりますし、愛知県におきましても、子どもの調査をはじめとして子どもの貧困、子ども食堂といった取組みが、大変進んでいるとみております。 そういった中で尾張旭市ではどのように落し込むのかというところを、第１期と違ってより踏み込んだところに盛り込むことができました。どの子育て世帯も取りこぼさないということで、取組として一層重要な事業だということを考えていければと思います。 「（２）すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり」の項目では、待機児童の解消が全国的に見ても取り組むべき大きな問題として存在します。 今後説明があるかと思いますが、尾張旭市ではランドセル来館という新しい試みが始まっています。 こうした取組はこれまでなかなか実現できていなかったことですが、今回は、取組が始まろうとしている今、これからの５年間にこの取組をどう育てていけばいいのかと考える場とできればいいと考えています。 また、妊娠・出産からの切れ目のない支援ということで、母子保健、親と子の健康のありようにおいて、健康を確保、維持するためにどのようなことが必要なのか、どのような事業が大切なのかを選ぶ枠として「すべての保護者が」としています。 「（３）すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり」では、第１期が推進してきている間に、尾張旭市の地域福祉計画として、子どものみならず、高齢者も障害のある方も、すべての人の困っている問題に関して、地域の力で支えましょうという計画があり、それを見直しているところです。 地域福祉という考え方の中で、社会全体が世代を超えて、市民が、市全体が協力しながら子どもを育てる、子育て世帯を見守る取り組みのどこが事業か、需要なのかということで、３つ目の項目として提案しました。 そうしたところから、第１期よりもよりメリハリのある計画として、どの事業が特に大切であるかなど、皆様方のご経験や知識、思いなどといったところをもって来年度からの５年間を進めていきたいと考えましたので、それぞれの事業の重要性を考える場の特に

	大切な視点として、項目５の各小項目をご提案いたしました。
会長	ありがとうございます。 支援といっても支援にはいろいろなメニューがありますが、どうしても支援の質の向上を明確にした流れを打ち出していただきたい。検証するいろいろなもとになりますから。 出産から切れ目のない支援と言いましたが、たとえば、子どもたちが乳児期、幼児期から小学校へ上がる時、幼稚園、保育所、子ども園と小学校の接続も大きな課題になっています。 今ちょうど小学校の学習指導要領が変わって、幼稚園、保育所、こども園の指針・要領が変わっていくという時期でもあり、特に強調されるようになっています。 質の課題も、幼稚園、保育所の運営団体もかなり積極的に取り組むようになってきていますし、尾張旭市にいれば、幼稚園の子どもも保育所の子どもも、こども園の子どももみんな一緒に、どこででも質の高い幼児教育を受けることができ、それが小学校につながっていくとなるのがいいと思います。 これは日本という国の課題なのですが、教育と福祉が縦割りになっていて、子どもはある面では教育の政策が、ある面では福祉の政策があって、分断されているのだといえます。 教育と福祉、あるいはもう少し広げて医療なども含めて、子どもがどのような場にあっても、いろいろな面から一体的に支援されるような形をもっともっとデザインしていって、市長部局と教育委員会がしっかり連携しながら進めていけるような観点をどこかで明確に打ち出していただきたい。それに従って下に下ろしていくという形にしていただけないかと。 骨子の大枠は賛成なのですが、細かく基本目標を中に入れ込んで具体化させていく際に、必ず質の維持向上の側面と、切れ目のない支援がうかがえるような形で、市役所の中でもいろいろな部署が連携しながら計画を立てていただければと思います。 抽象度の高い議論なので、委員の皆様にはなかなかご意見が出しづらいと思いますが、できれば何でも言っていただきたい。まだそれを組み込んでいくことはできる段階なので、こういうことを入れたいな、ということでも。
富田委員	今、会長がおっしゃったことは規模がとても大きくて、自分の意見をどこのどういったところに伝えればよいのか、考えてはいるのですけれども。

	たとえば、基本目標２の２「子育て支援のネットワークの充実」とありますが、そういう項目一つに対しても、どういうことをネットワークの充実として行おうとしているのか、よくわかりません。 同じく基本目標１の１「保育サービスの環境の整備と充実」なども、言いたいことはこういうことだろうと想像はついても、読んでいても具体的に何をどのようにとは理解ができない気がします。 私たちは子ども会に加入して活動していますが、もっと市役所の方から、例えばこんなことをしますが、子ども会さんは手伝ってもらえますかなど、声をかけてもらえたらと思います。 放課後の子どもたちの過ごし方の部分でも、子ども会で手伝えることがあるなら、声をかけてもらえれば。 具体策を出して、わかりやすく、こういう部分を手伝ってくれませんか、こういうところを子ども会なり学童クラブなりでやってもらえませんかと、もっと言ってきてもらわないと、逆にこちらが協力したり、意見を言ったりもしにくいと思います。 私には高校生になる子どもがいますが、その子や友人たちが集まった時に、小学校の生活で何が一番楽しかったかと聞くと、みんな口々に部活動、学校が終わった後の部活がすごく楽しかったと言いました。 今は部活の練習がいろいろな理由で減っています。減らさざるを得ない理由もわかるのですが、夏休みに部活の練習が一切ないということも聞きます。 子どもたちが学校の授業以外でかかわりあえる場所が減っていくのを何とかしてあげようと思っても、子ども会だけではどうしようもできないのです。小学校の設備を何か使わせてもらうなど、小学校の支援も必要になってくるからです。 せっかく会議に出ているので、学童クラブさんやＰＴＡの方とお互いに連携をとって、子ども会だけではできないイベントを企画したいのですが、そちらでやって下さいねではなく、市役所の方で橋渡しなどをしてもらえないものでしょうか。 皆さんもお互いに協力したいという気持ちはあると思うのですが、いつもそれが何となくうまくいっていない。せっかくこうやってこの子ども・子育て会議でお会いできても、じゃあ今度こんなことやってみましょうかという風に広がっていかないのがもったいないと思っています。 もっと踏み込んだ、わかりやすいかかわり方で私たちも協力でき

	れば、子ども・子育て会議でももっと自分が考えていけることがあるのではないかと感じられます。
事務局 （こども未来課長）	本日お配りした骨子案の、最初に説明しました、全９章ある中の第６章に計画の基本的な考え方という理念的なものを示しているところで、今日の議題とさせていただいているのですが、これから先の具体的な施策の展開などについては、今はまだ抽象的なイメージに留まっております。 その為に先ほど委員の皆様方にご意見をいただいたような、きれいな形というところまでしかお示しできないので本当に申し訳ないと思っております。 また、続きに関しましては第３回、第４回でお示ししながらご意見をいただいていきたいと思います。 たとえばネットワークというところについては、第１期計画の中では子育て支援ネットワークの構築し、現役保育士や子育てに関わる代表者に地域のネットワーク化を図ります。 そういったところに皆様からご意見をいただく中で、行政が思っているイメージと地域で実際に子育てをしている方たちが具体的に望むことをすり合わせていきます。 どういったことを示していけば市民の皆様の尾張旭市で子育てしたいという意欲を突き上げていけるのかを知ることができますので、そういったご意見はありがたいです。
富田委員	言っていただける環境を作ってもらうことも含めて、もっと連携を取りやすくしていただけるような政策でやってほしいと思います。
会長	今の話を伺いながら思ったのですが、こういうものはどうしても大きな目標を細分化して、それをまた具体的にしていきます。 国の教育施策を見てもまず大きな目標があり、これをやっていきましょうという大枠があって、それでは具体的に就学支援の制度を作りましょうというように、どんどん細かくなっていきます。 だからどこかの段階で一覧のようにして、最終的には計画が一瞥できるような、階層がわかって、それがどのように下りていくのかがわかるように整理していただくといいと思います。文章がずらりと並んでいてもなかなかわかりにくいでしょうから。 国などは、何か計画をたてると概要を作りますが、そのようなものをご用意いただくことをお考えいただければと思います。 その中に、たとえば今いただいた意見のようなものはこの大枠の

	中の、さらにこの中で子どもに関わることを対話する場面にコーディネートするようなことを進めていくとか、階層をおろしていけるような、構造をしっかりつかみやすい形で、意見をどのレベルに組み込んでいくのか、整理しながらしていただけるといいのかなと思いました。 　そういったことも含めて、また相談しながら意見をしていただければと思います。 　貴重なご意見をありがとうございました。
神野委員	私は民生委員・主任児童委員です。 　地域で子どもを育てるということが大々的に出ていますが、尾張旭市には地域に一番寄り添っている、志の高い１１８人の民生委員、児童委員、主任児童委員がおります。 　ですが、現実には私たち主任児童委員はこども課とつながりがあっても、民生委員、児童委員は長寿課や福祉課とのつながりが強く、こども課からの直接のつながりはほぼありません。 　そのため、交通安全でも何でも、子どものために力になりたいという志は高くとも、何をしてあげればいいのか分からない方もたくさんいるというような状態です。 　みんなで自分たちの地域を守っていきたいと一生懸命な方が多いので、利用というと言葉が悪いのですが、子ども会と同じで市から要請なりをすればいいと思います。 　私は小学校の現場で相談員をしているのですが、今、児童が授業になかなかついていけなくて、授業崩壊になりつつあるクラスもあります。 　本当はボランティアが教員免許を持っているのがいいのでしょうがそう言うわけにもいきません。 　私は民生委員も兼ねているので、ご年配の教員経験者の方に尋ねたところ了承いただけて、喜んでお願いをしたこともありましたが、学校の現場からそういう立場の方の募集というのはなかなか難しいと思います。 　民生委員や児童委員は地域や子どもたちに一番寄り添っているものですから、それこそ市の方も地域の力を借りながら、うまく使っていただけるようにしていただくといいと思います。
会長	ありがとうございます。
事務局 （こども未来課長）	会長が先ほどおっしゃった、教育と福祉に縦割りが感じられるという、その福祉の中ですら対象者の問題で縦割りがどうしてもある

	のかと、今の言葉を聞いて思いました。そういったところは、市役所側がうまく、一緒になって話を聞いて、スムーズに仕事が流れるようにしていかなければならないと感じております。
会長	皆さんいろいろな志やお気持ちがあるのですから、市が何かを提案するよりも、うちはこれに困っていますとか、これなら手伝えますといった、その気持ちを出し合える場を市が設定するのがいいのではないでしょうか。 実現できるものや代わりが見つけられそうなもの、お金がなくてもまずできることなどを整理しながら具体的に進めていって、市民の皆さんが意見を出したらそれが反映されて進んでいく行動計画が出来上がれば、さらに市民の皆さんが参加して、私はこんな力が出せますよといったことにつながっていくと思います。 せっかくたくさんの気持ちを皆さんがお持ちなのですから、それを拾い上げて、まとめて先に進めていけるような仕組みや取組づくりをご検討いただき、この計画のどこかにきちんと表せる形になるといいと思います。はっきり文言で書いていただくと、進めていく根拠になりますので。
加藤委員	細かい、小さい声を拾い上げるワークショップという言葉が先ほどから出ています。 富田委員がおっしゃったことからの繋がりかもしれませんが、次回の会議に行くまで、この子ども・子育て支援事業計画が正式な文書として成立するまでの段階で、細かい声を吸い上げて、その言葉がここに反映されるような、作業部会のようなものが必要なのではと毎回思っています。 委員の皆様にもそれぞれの立場があるので、それぞれで小さいことが言える環境があって、そこからヒントをもらって実際の細分化の施策に繋がっていければ、自分たちもそこに関わったと実感を持ちやすいでしょう。 今の話なども私はうなずくしかできませんでしたが、そうだなと思うこともあったので、そういう環境は必要なのだろうと思います。こういう、大勢で集まっての会議という形ばかりでなくてもいいのだろうと思いました。
会長	事務局に確認したいのですが、たとえば、関係者のワークショップのような形を計画に入れることは、予算的なことも含めて今の時点で可能でしょうか。 もし難しいのだとすれば、市が中心となって調整しながら対話し

	ていくようなことが組み込んでいけますか。 子ども・子育て支援事業計画自体は国で決めているいろいろな保育、教育、子育て支援の供給計画を立てることが大前提なので、それ以外のことについて、たとえば来年度から少しずつ施策の大枠を決めておいて、それぞれいろいろな取組に対応して細かいところを進めていくみたいな形を作っておけば、翌年決まったことを細かく詰めていく事ができます。 翌年度から微調整しながら進めていく余地を残しておけば、当面はそれぞれの皆さんがそれぞれの場で聞いた声をここで出し合いながら作っていくというやり方もできるかなと思います。 もし可能なのであれば、ワークショップとまではいかなくても、関係者が何人かの方で集まって意見を聞くだけの余地があるかだけでも、聞かせてもらえますか。
事務局 （こども未来課長）	９月に予定しているワークショップについては、本事業計画に十分間に合うということで、事業者さんから企画をいただきました。計画に反映させるべくスケジュールに組み込んでいます。 内容につきましては、次回の会議で事業者さんからお話ししていただきます。
事務局 （こども未来課長補佐）	９月初旬に、先ほど近藤委員が言われたように、ワールドカフェという、３歳未満のお子さんを持つお母さま方に、お茶などを飲みながら率直な意見を出していただくというワークショップを予定しています。 広報あさひにも募集記事を掲載し、定員１５人に対し１０人余の申し込みをいただきまして、開催は決定しています。 市民の方から意見を聞く場として、現時点では子育てワークショップ、パブリックコメントを計画しております。ここに新たに加藤委員が言われるような作業部会やワークショップを組み込むことは、予算的時間的な問題もあって難しいかなというのが正直なところです。 ただ、会長がおっしゃったように、次の計画が始まるときに、今回の第２期の中で加藤委員が言ってくださったことを盛り込んでいくことは可能だと思います。 できる、できないについては、次回以降の会議で検討していきますが、今いただいた意見も踏まえて、事務局としては検討していきたいと考えておりますので、お願いいたします。
会長	たとえば、委員の皆さんにお時間があればこのまま、たとえ３０

	分でも、公式にではなくざっくばらんにお話しできるといいのですが、大勢いる中だとなかなかそういうことはできないと思います。 率直に感じていらっしゃることや見聞きされていることなどを、こんなニーズがあるのではないかとか、こんなことができるとか、皆さんの力を借りればこんなこともできるのではといったことが出てくるかもしれないという形で、もしかしたら潜在的ニーズとしてあるのではということが少しでも表に出てくればいいのですが。 こども課、保育課、こども未来課がそれぞれの関係者に聞き取りをするのも皆さんのご負担だと思うので、きめ細やかなお話を伺えるようなことを、たとえばちょっと小耳にはさんだことなどを含めて意見を出しあえれば、もうちょっと見えてくることもあるのかなという気もします。
事務局 （こども未来課長）	昨年度の第３回会議で委員の皆様のご意見をいただいたのですが、やはり会長のおっしゃる通り、個別に話すのとざっくばらんに話すのでは少し話す内容が違うかと思いました。 この子ども・子育て会議に出席していただいている委員の方々は日頃から市政に深くかかわってくださって、お世話になっている方たちです。子ども・子育て会議でなくてもよく市役所にお越しいただいている方たちですので、その時にお時間があれば、お話を伺いたいと思います。
会長	ぜひお願いします。
近藤委員	幼児教育に携わってきた私の経験からお話しします。 たとえばＰＴＡの方に「子どもたちのためになるなら何をやっても構いません、あなた方は完全に自由です」という状態にすると、何をやったらいいのか分からない、といいます。 周りの人が動き出して、自分が何か喋ったり動いたりしてもよさそうだなとほっとする雰囲気があって、初めて動いていただけるものがあるので、そういう自由に動ける雰囲気づくりというのも大切だと思います。 公募された委員だからそれなりのことを言わなくてはと身構えてしまうのではなくて、先ほどおっしゃっていた、お茶とケーキが出て好きなことを勝手にしゃべってもいい、焦点の合わないことを話しても大丈夫というくらいの柔らかな雰囲気を作れるといいと思います。 そして尾張旭市ではなんでも受け入れてくれるという雰囲気を作るために予備費的なものをぜひ、投入してください。子ども・子

	育ての分野というのは市民との対話が大事だから予備費もたくさん必要ですと、市長さんに言ってください。
会長	ご意見ありがとうございます。 異論はないようですので、これを基に今後具体的な部分にご提案いただきながら、より踏み込んだところで論議することになります。 次回は皆さんの得られた情報などを出していただきながら、より具体的に討議していきたいと思います。 次に議題の⑶「放課後児童の居場所づくりについて」につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局（こども課長）	議題の⑶「放課後児童の居場所づくりについて」について、ご説明いたします。 この件につきましては、これまでも本会議でも議題として取り上げ、様々なご意見をいただきました。今年５月の本会議の後、関係機関の協議を経て、児童館のランドセル来館を今年、令和元年１０月７日月曜日から試行という形で行うこととなりました。 ここでは改めてランドセル来館事業の概要等を説明させていただき、運営面から皆様のご意見をいただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 資料３ランドセル来館（ランらん）説明会をご覧ください。こちらは、去る８月５日に行いました保護者向け説明会に使用した資料です。 ランドセル来館、愛称：ランらんとは、児童が安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所づくり事業の一つです。 小学生の児童館利用について、現行では放課後一旦帰宅し、自宅にランドセルを置いてから来館するルールになっていますが、新たにランドセル来館登録をすることで、自宅に一旦帰宅することなく直接ランドセルを背負って児童館に来館できるルールを追加することになります。 事業実施の狙いとして、同じく放課後の居場所として実施している児童クラブは就労等が利用要件となっているため、利用できないご家庭の方や、児童クラブほどの長時間の預かりは必要ないとか、児童館と自宅が遠く、一旦帰宅してしまうとなかなか児童館まで行くことができないご家庭の方が、放課後の児童の居場所の選択肢の一つとしてご利用いただけるかと考えております。 ランドセル来館開始時期は、１０月７日月曜日です。

	当初２学期初頭からと考えておりましたが、短縮授業や９月末に運動会があることなどから、それらが落ち着いてからということで教育委員会とも調整をして、この時期となりました。 利用できる児童は、帰宅時の安全面を考慮して、３年生から６年生の児童を対象としています。 児童クラブ、学童クラブとの同時利用はできませんので、現在どちらかを利用しており、ランドセル来館が利用登録となった方については、ランドセル来館開始前日までに児童クラブ、学童クラブを退所していただく必要があります。 また、申込時に児童クラブが入所待機となっている方につきましては、１０月７日までに児童クラブが利用できる順番が来た場合は、児童クラブとランドセル来館のどちらをご利用になるか、選択していただくことができます。 利用できる児童館は、就学している小学校区の児童館で、利用日時は夏、冬休み等の学校休業日を除く月曜から金曜の授業終了後から最長で午後４時３０分までです。 帰宅については、安全の確保を考えて、午後４時帰りと４時３０分帰りの２パターン、時間を決めて、グループで帰宅していただきます。ただし、これから冬季に入り日没時間が早くなってまいりますので、日没時間を考慮し、帰宅時間を変更する予定でおります。 利用料金は無料です。 ランドセル来館の流れについてご説明いたします。 １、申込受付 保護者からの利用申し込みを受け、利用が決定します。 ２、準備 ①児童館に、保護者のメールアドレスを登録します。 ②毎月２５日までに、翌月分の「利用予定表」を児童館に提出します。 ③ランドセル来館利用当日は、保護者が「当日連絡票」に帰宅時間を記入・押印して児童に持たせます。 ３、当日の利用 ①児童は自宅に帰宅することなくランドセルを背負って児童館へ来館し、当日連絡表を児童館へ提出します。 ②児童館では、帰宅時間まで原則館内で過ごしますが、それ以外は他の自由来館した児童と同様です。 ③保護者の方が「当日連絡表」に記入した時間に、できるだけグル

	ープで帰宅します。 　ランドセル来館当日は、保護者の方が当日連絡表に午後４時または午後４時３０分の帰宅時間を記入し、それをお子さんが児童館に提出することで出席の確認と当日の帰宅時間の確認を行い、連絡表に保護者の方が記入した時間に帰宅するという形になります。 　現在の事務の進捗状況は、一学期末に学校経由で３年生以上の保護者向けにちらしを配布いたしました。 　８月５日に保護者向け説明会を実施し、その後、８月２１日現在で７校区２５名の申し込みがありましたが、その中で学童クラブから利用変更をするという方はおりませんでした。 　各館１日当たりの利用定員を２０名と想定しておりますが、定員を満たすまで、随時受付を行っていく予定です。 　また、今後利用者アンケートや現場職員の意見聴取、子ども・子育て委員の皆様の意見を基にいたしまして、適宜、運用周りを検討していく予定でございますので、ご協力をお願いいたします。
会長	今回のこの議題⑶は、新規の協議というよりも、以前協議したこともついて、試行が決まったという報告ですね。
事務局（こども課長）	はい、そうです。
会長	試行が始まることで実際はどんな課題が出てくるのか、今から思考を置き替えてということになりますが、現時点で、委員の皆さんがご説明を受けて、ご意見やご要望など、何かありましたらお願いします。
近藤委員	少し杓子定規な感じがします。 　もう少し現場サイドの自由裁量が認められませんか。 　たとえば、家庭の事情で午後５時３０分まで帰宅できない子どもに、児童館の館長さんが内緒でいさせてあげられるような、そんな弾力のあるような、現場重視の施策の背景があったうえで、公式文書で定めてもらうといいと思います。
事務局 （こども未来課長）	子どもの安全の確保を第一に置きながらも、子どもたちが委縮したりしないよう、のびのび使えるような環境作りを目指したいと考えております。
金森委員	会議を欠席していたもので初歩的な質問ですが、今回、ランドセル来館に踏み切ることになったということは、それまでできなかった何かの問題点、懸念材料やデメリットがあって、それが克服できるようになったのでできるようになったということなのでしょう。 　それは、このメールアドレスの登録や利用予定表、当日連絡表な

	どの通信手段を徹底するということなのでしょうか。 　現実にそれが今十分に機能しているのかどうかといったことも含めて、教えていただけませんか。
事務局 （こども未来課長）	ランドセル来館はまだ試行段階なので、始まってみないことには不明な点も多く、まだまだ私たちも不安が募ります。 　今まで実現しなかった件につきましては、子どもの安全、所在の確認がハードルになっていました。 　学校と児童館との保護者の三者の間で、学校がどこまで子どもを見なければならないのか、どこからが児童館の責任なのか、それをすべて保護者が理解しているのか。そういったことでなかなか踏み切れないものがございました。 　今回、ランドセル来館を試行してみようということになった経緯としまして、ランドセル来館をやりたいからスタートしたのではなく、放課後の子どもの居場所づくりということで、学校の授業が終わってから、子どもはどういった環境を整備すると楽しく過ごせるのか、安全に過ごせるのかといったものもございまして、まずはそちらから考えました。 　しかし、学校側との間に、使える部屋があるのかどうかなどの課題が多くあり、また、こちらについては、ゆくゆくは将来的に子どもの数が減少して学校の中で子どもが過ごせるようないくつかの環境作りが面積的にも環境的にも整った時に実現できるのではないかという考えに至りました。 　そこで、今、本市が持っている資産をみて、今すぐに実現できそうなことの一つとしてこのランドセル来館が浮かびました。 　ランドセル来館は学校の外に出るものではありますが、放課後を子どもたちが過ごしやすい環境を整えるのにいいのではないかということで、今回まず試行という形で踏み切りました。 　その目的の中には、先ほどお話しした児童クラブの待機児童解消につながればいいのではというものもあれば、働く親の子どもでなくても、すべての子どもが過ごせる場所ができるというところが大きな狙いとなっております。
金森委員	まず試行してみて、いろいろ問題点が出てきたら、それをこれから検討するということですね。
事務局 （こども未来課長）	ランドセル来館については、これがゴールだとは思っておりません。 　ゆくゆくは学校内で、放課後児童教室ができるようになっていけ

	ばいいのではというところを目指しておりますので、学校側にはどうかご理解ご協力をよろしくお願いします。
梶川委員	私は児童館でボランティアをしていますが、このお話を聞いて思ったことは、子どもが自宅まで帰るのに、帰り道が違ってしまうのではということでした。 聞いたところによると、通学路の保険というものがあって、通学路をそれてしまうと、もし何かあったときに保証がないということでした。 児童によっては全く違う道を帰っていくことになるので、そこが少し気にかかります。
事務局（部長）	ランドセル来館の試行について、梶川委員からご質問をいただきましたように、保険については学校に登下校の保険がありますが、一旦児童館に来ていただいたお子さんには、児童館の方の保険が適用されます。 通学路につきましては若干経路が変わることもありますが、実はランドセル来館は児童クラブや学童クラブと違って、預かりではなく、今までどおり児童館に来館されるお子さん、つまり自由来館と同じ扱いです。学校から直接来てもいいけれど、それには一応守っていただく約束がありますということなのです。このことから、帰りも自分たちで帰る、ということになっております。 なるべくグループでの帰宅をと言いたいのですが、現在申し込みが思ったより少なく、各校区で多いところは６人、少ないところでは１人という校区もあります。 そういった場合は、保護者の方への説明の中で、お子さんと親御さんできちんと帰り道の安全について確認をしていただくなどお願いしています。 最初の方で子どもたちを大事に、大事にして、聞こえのいい項目立てになっている計画とのご意見を金森委員からいただきましたし、そういう形に確かになっております。 しかしながら、こうした事業は、子どもたちが自分で自分の身を守るということと、地域の方がそういった子どもたちを見守ってくださるという地域の土壌があって成り立つものです。 心配なこともありますが、ルールに則って何事も起こらないように子どもたちも自分で意識する、保護者との約束を守るといったところで、子どもたちの生きる力、考える力を育んでいけるといいと考えております。

会長	ありがとうございます。 次回の会議では、ランドセル来館の試行が始まった時点での状況などもご報告いただいて、委員の皆さんの気になったところなど、意見交換もできると思います。
水野委員	実はとても心配していたことがあります。 現在の児童館では、未就学児、未就園児の子育て支援の集まりがあって、子育てをされている親子の方が午前中、朝早い時間から利用されていますが、小学生が下校する時間になると、そういう親子連れは帰られる。 そういう振り分けが、暗黙の了解というのか自然に発生しています。 ランドセル来館は各館で定員２０名としていたので、高学年の子どもたちが毎日２０名児童館を利用することによって、低学年の子どもたちが児童館で遊べなくなるという状況が出てくるのではないかと考えていました。 今の申込状況を聞くと、申込人数はそれほど多くないそうなので、流れに逆らうようですが、正直言って少し安心しました。 児童館は、本来ならすべての子どもたちの権利が守られる場所ではないかと思っています。ですから、児童館の先生と子どもたちの関係性や、声掛けなどの質の向上も含めて、すべての子どもたちの居場所として活用できることをきちんと守っていただけたらと思います。 特に、高学年の子どもたちのランドセル来館によって、低学年の子どもたちが追い出されてしまうような状況がないことを願います。
会長	そのあたりは、試行が始まってから十分目配りをしていただいて、また意見交換をできたらと思います。 活発にご意見をいただきありがとうございました。事業の開始に向けて、着実に準備を進めていただければと思います。 ありがとうございました。本日の議題は、以上で終了しました。次に、次第の３「その他」についてですが、事務局に意見を聞く前に私から委員の皆様にご報告があります。 私事ですが、９月２０日付で岡崎女子大学を退職いたしまして、９月２１日から、千葉県の和洋女子大学に異動する事になりました。子ども・子育て委員について事務局と相談しましたところ、今年度は次年度以降５年間の計画を立てるというところまで参りま

	したので、今年度は委員を務めさせていただき、来年度から後任の方にお任せするという形をとらせていただきたいと思いますので、私事で恐縮ですが、ご報告させていただきます。 　それでは、事務局からお願いします。
事務局 （子ども政策係）	事務局から連絡事項が１点ございます。 　ただいま会長からご報告がありました通り、ご転籍に当たり関東から会議にお越しいただくことになりますので、今一度会議の日程を調整させていただきたいと考えております。 　事務局からまた改めて文書で発信させていただきますので、何卒ご了承願います。 　事務局からの連絡は以上です。
会長	ただ今の事務局からの連絡等について、ご質問・確認等がありましたら、発言をお願いします。 　これをもちまして、令和元年度第２回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。　皆さま議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。
全員	ありがとうございました。

令和元年度　第２回尾張旭市子ども・子育て会議次第

日時　令和元年８月２６日（月）
　　午後１時３０分から
場所　尾張旭市役所２階　２０１会議室

１　開　会

２　議　題

⑴　諮問について　資料１

⑵　第２期子ども・子育て支援事業計画の骨子について　資料２

⑶　放課後児童の居場所づくりについて　資料３

３　その他

４　閉　会

尾張旭市子ども・子育て会議委員名簿

氏　名	所属等	備考
矢藤　誠慈郎	岡崎女子大学	
金森　俊輔	瀬戸旭医師会	
石田　洋子	愛知県瀬戸保健所	
速水　一美	尾張旭市小中学校長会	
近藤　信綱	愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
加藤　多美	社会福祉法人いしずえ会	
水野　寿美代	尾張旭市学童クラブ連絡会	
神野　みつ美	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
堤　幸	尾張旭市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	
梶川　喜和子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
冨田　紀子	尾張旭市子ども会連絡協議会	
藤田　政克	日立ｵﾑﾛﾝﾀｰﾐﾅﾙｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	
泉原　沙弓	市民公募	
清水　真奈	市民公募	

（順不同・敬称略）

事　務　局

氏名	所属・職名	備考
阿部　智晶	こども子育て部長	
松野　宏美	こども未来課長	
加藤　剛	保育課長	
松本　真理子	保育課指導保育士	
後藤　收	こども課長	
三浦　明美	こども課子育て支援室長	
齊塲　哲也	こども未来課長補佐	
久野　善之	保育課保育係長	
小椋　基美	こども課こども係長	
峯村　駿	こども課こども係	
竹内　雄紀	こども未来課こども政策係	

第２期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画

（骨子）

令和元年８月現在
尾張旭市

目　次

第１章　計画策定の概要 1
第２章　尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状..... 7
第３章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況 21
第４章　市民の子育て支援ニーズ 35
第５章　計画の主要課題.....55
第６章　計画の基本的な考え方 57
第７章　施策の展開.....62
第８章　子ども・子育て支援事業計画 62
第９章　計画の推進.....62

第1章　計画策定の概要

1　計画策定の趣旨 2

2　少子化対策への取組み 2

3　計画の位置づけ 5

4　計画の期間 5

5　計画の策定体制 6

6　計画の対象 6

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

尾張旭市では、平成24年８月に成立した「子ども・子育て関連３法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「尾張旭市次世代育成支援行動計画」の後継計画として、平成27年度に「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）を策定しました。

「第２期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和２年３月末をもって第１期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第１期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

また、平成26年３月に策定した「尾張旭市第五次総合計画（平成26～35年度）（以下「第五次総合計画」という。）」において、将来の都市像「みんなで支えあう　緑と元気あふれる住みよいまち　尾張旭」の実現に向けた８つの柱（政策）の１つとして、「みんなで支えあう健康のまちづくり」を掲げ、誰もが不安なく子育てができるまちづくりを推進しています。

本計画は、第五次総合計画に掲げるまちづくりの目標（政策）に沿い、家庭における子育てを中心に、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、子どもの成長と子育て家庭の支援施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針となるものです。

２　少子化対策への取組み

平成２年の「1.57ショック」を契機に、わが国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討がはじまりました。

平成６年からの「エンゼルプラン」の策定をはじめとして、平成15年の「少子化社会対策基本法」の制定、翌年の「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」による取り組みが進められてきました。しかし、平成17年には合計特殊出生率1.26と過去最低を記録したことから、抜本的な対策として平成18年に「新しい少子化対策について」を定め、年齢進行ごとの子育て支援策を掲げました。

その後も、平成19年の『「子どもと家族を応援する日本」重点政策』、平成20年の「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」、平成24年の「子ども・子育て支援関連３法」の成立（その後平成28年に改正）、平成27年の「新たな少子化社会対策大綱」の策定を経て、現在に至っています。

■国における取り組み

区　分	概　要
エンゼルプランと新エンゼルプラン	平成６年12月、今後の10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定、平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。
次世代育成支援対策推進法	家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年７月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。
少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン	平成15年7月、「少子化社会対策基本法」が制定され、同年９月から施行された。同法に基づき、平成16年6月、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月、当該大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定し、平成17年度から平成21年度までの５年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。
新しい少子化対策について	平成17年、合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年６月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。 「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。当該重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。
少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）の策定	「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（ 平成20年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、平成 21 年１月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年６月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。 その後、平成21年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、平成22年１月29日、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」が策定された。

区　分	概　要
待機児童の解消	喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成25年４月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援することとした。
子ども・子育て支援新制度の施行	平成24年３月に、政府が第180回通常国会に提出した「子ども・子育て関連３法案」は、国会審議等による修正等を経て、同年８月10日に成立し、８月22日に公布された。 子ども・子育て関連３法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されたものであり、平成27年度から本格施行する方針の下、取り組まれた。
次世代育成支援対策推進法の延長	平成27年３月までの時限立法である次世代育成支援対策推進法は10年間の延長を行い、これにより、現行制度のさらなる充実を図るとともに、市町村行動計画の策定については任意とした。
ニッポン一億総活躍プランの策定	平成29年６月に、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の課題である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げた。
新しい経済政策パッケージの策定	少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は平成29年12月、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。 このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など盛り込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。

■本市における取り組み

区　分	概　要
児童育成計画 (平成15～24年度)	21世紀を生きる子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、地域社会全体で子育ち・子育てを計画的、総合的に支援していくための計画として策定。
次世代育成支援対策地域行動計画・前期計画(平成17～21年度)	児童育成計画をさらに発展させ、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、子どもを生み育てることに喜びを実感でき、子ども自身が健やかに成長できる環境を整えていくための計画として策定。

区　分	概　要
次世代育成支援対策地域行動計画・後期計画(平成22～26年度)	これまでの取り組みをさらに広げながら、地域など社会全体で子どもを安心して育てられる、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりを目指していくための計画として策定。
子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）	次世代育成支援対策地域行動計画の理念を引き継ぎつつ、「子ども・子育て支援新制度」に対応した、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための計画として策定。

3　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第８条第１項に規定する「市町村行動計画」として位置づけられる計画です。

本計画は、「第五次総合計画」の部門別計画であり、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有するとともに、地域福祉計画、第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画等、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

4　計画の期間

本計画は、令和２年度を初年度とし、令和６年度までの５年間を一期として策定します。

なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をしていきます。

また、５年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の状況に乖離がある場合など、必要に応じて一部見直しを行います。

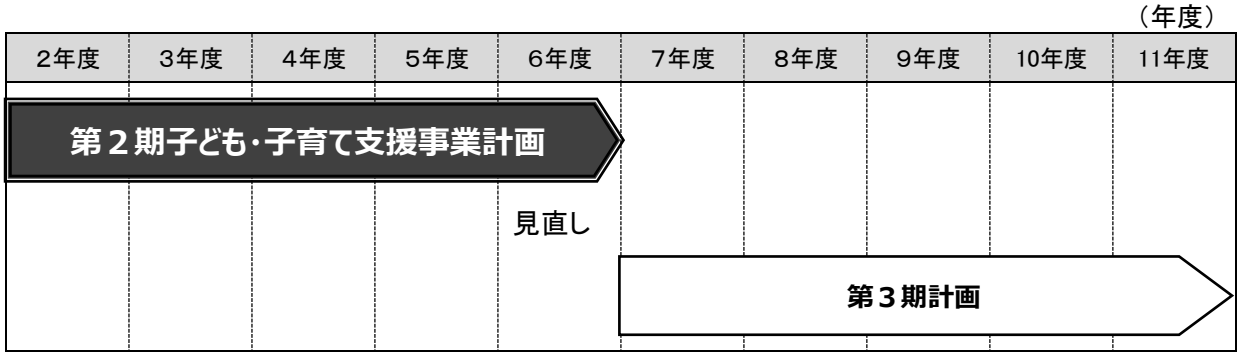

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第１項に基づき、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援に関係する者、事業者代表、公募市民などで構成した「尾張旭市子ども・子育て会議」で審議を行いました。

また、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査」のほか、ワークショップ（すくすく子育てcafé）、素案に対するパブリックコメントなどにより、広く市民の意見を聞きながら、計画策定を進めました。

６　計画の対象

本計画の対象は、尾張旭市に居住するおおむね18歳までの子どもをはじめ、その家族・家庭、これから子どもを産もうとするかた、地域で子育て支援活動に取り組んでいるかたです。

第2章　尾張旭市の子ども･子育てを取り巻く現状

1　人口の状況 8

2　世帯の状況 10

3　婚姻・離婚の状況 11

4　女性の就労の状況 12

5　児童数の状況 14

6　幼稚園、保育所、小中学校の状況 16

7　社会的特性 18

8　市内の幼稚園及び保育所の設置状況 18

9　市内の認可外保育施設の設置状況 19

10　市内の児童館・児童クラブの設置状況 19

第２章　尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状

１　人口の状況

総人口は、平成22年まで増加傾向で、その後は減少となっています。０～14歳の年少人口についても、平成22年から27年にかけては減少となっています。

■年齢３区分別人口の推移

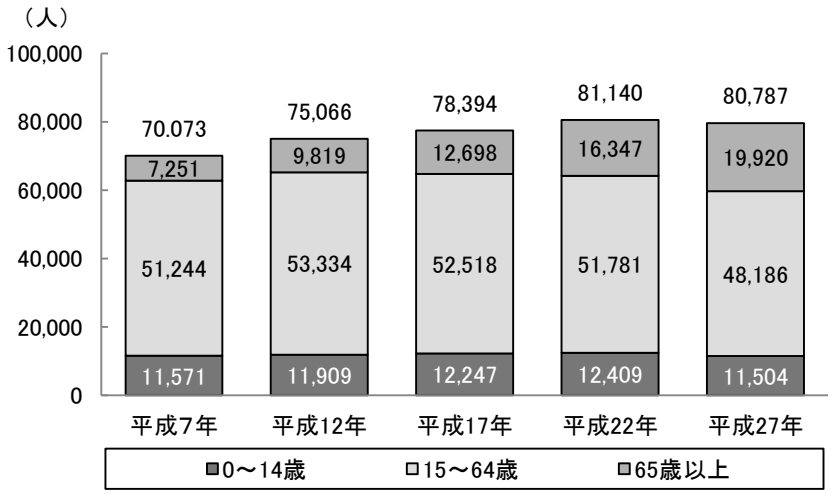

※総数には年齢不詳を含む　　資料：国勢調査

５歳区分別・男女別にみると、男女ともに40代が最も多く、次いで30代後半や50代前半、前期高齢者（65~74歳）が多くなっています。

■５歳区分別男女別人口（平成31年3月末）

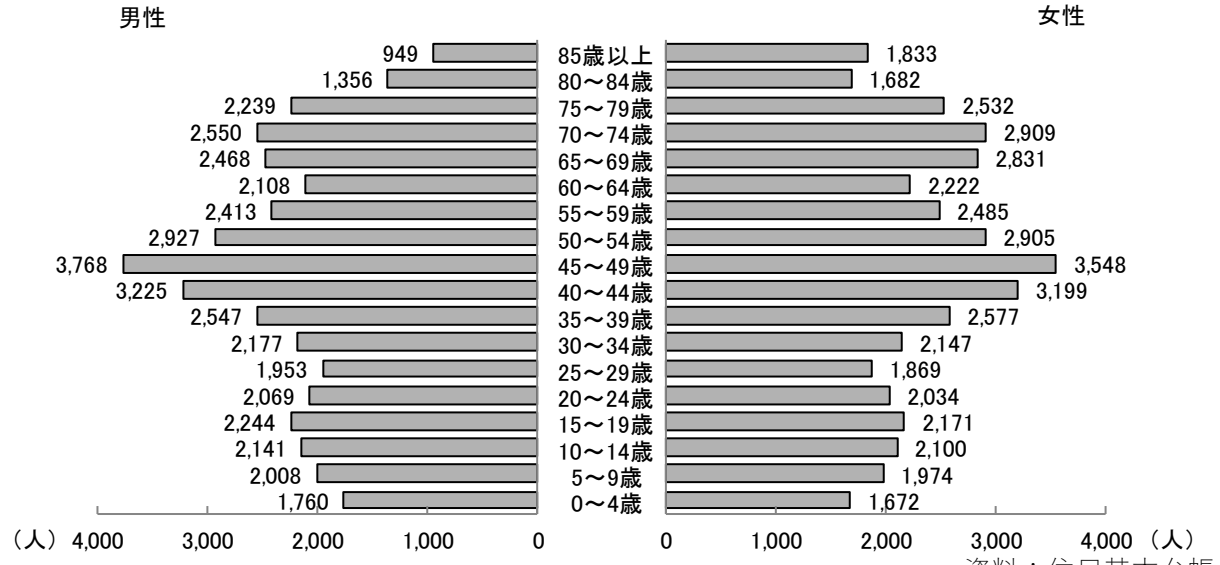

資料：住民基本台帳

出生数は、近年では増減がみられるものの、全体的に減少傾向となっており、平成29年は631人となっています。

■出生数の推移

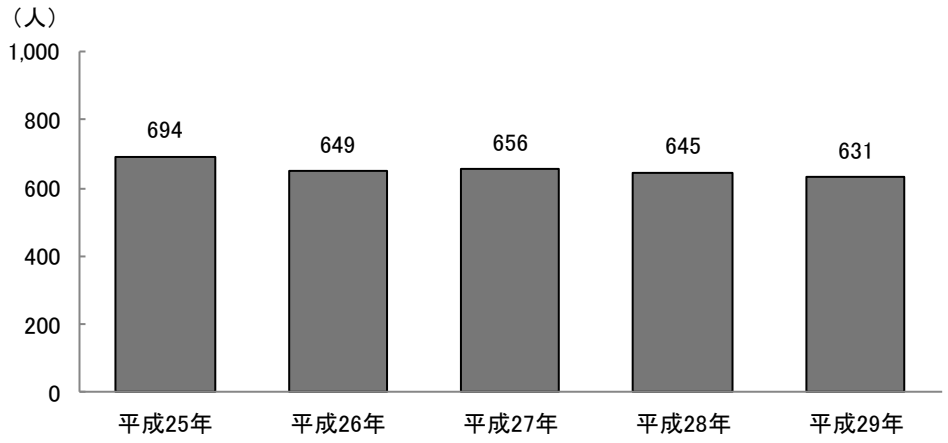

資料：尾張旭市統計書

年少人口率は、平成27年は14.5%と全国や愛知県よりも高い割合となっています。経年比較では平成７年以降減少傾向となっています。

■年少人口率の推移

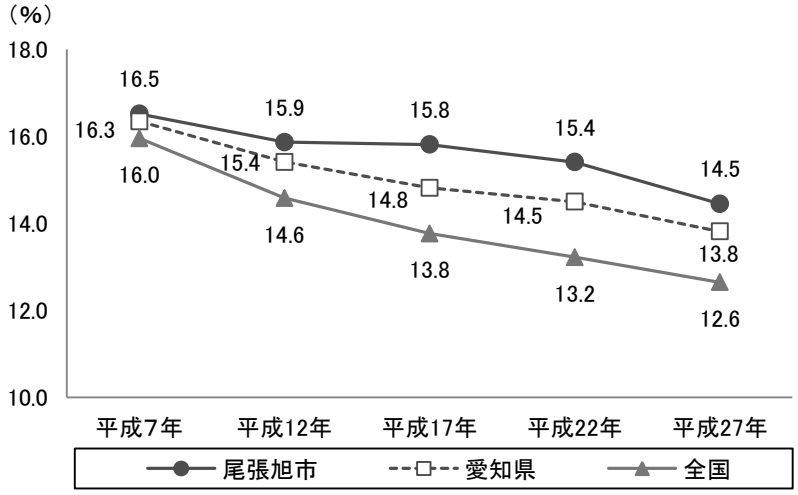

資料：国勢調査

自然増減（出生数と死亡数の差）・社会増減（転入数と転出数の差）については、近年では、自然減（出生数より死亡数が多い）、社会増（転出数より転入者が多い）の傾向となっています。

■自然増減・社会増減の推移

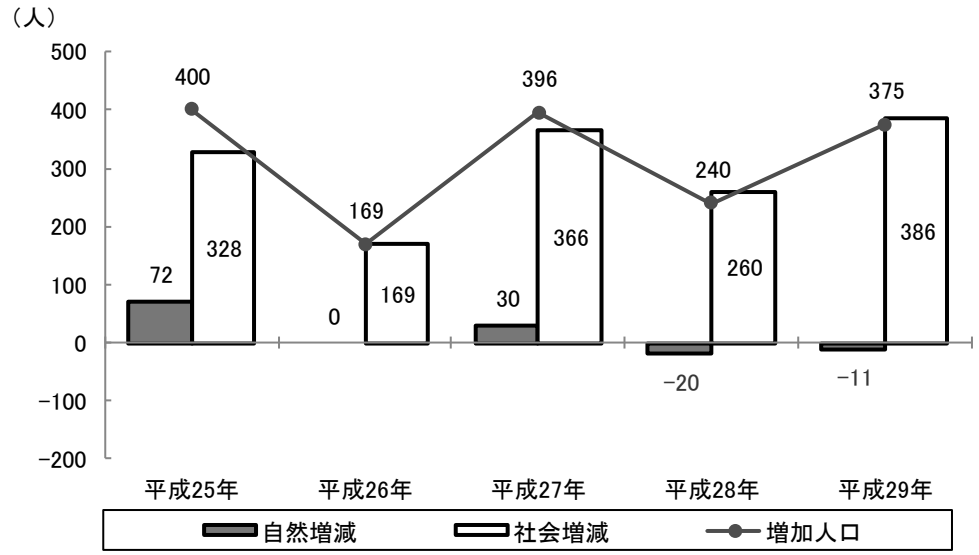

資料：尾張旭市統計書

2　世帯の状況

一般世帯数については増加傾向にあり、１世帯当たりの人員については減少傾向にあります。

■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移

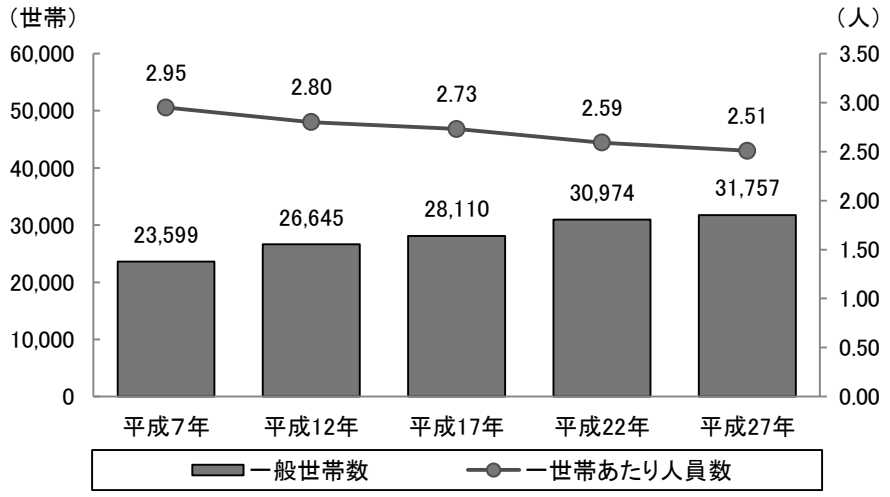

資料：国勢調査

母子世帯、父子世帯については、ともに増加傾向にあります。

■母子・父子世帯数の推移

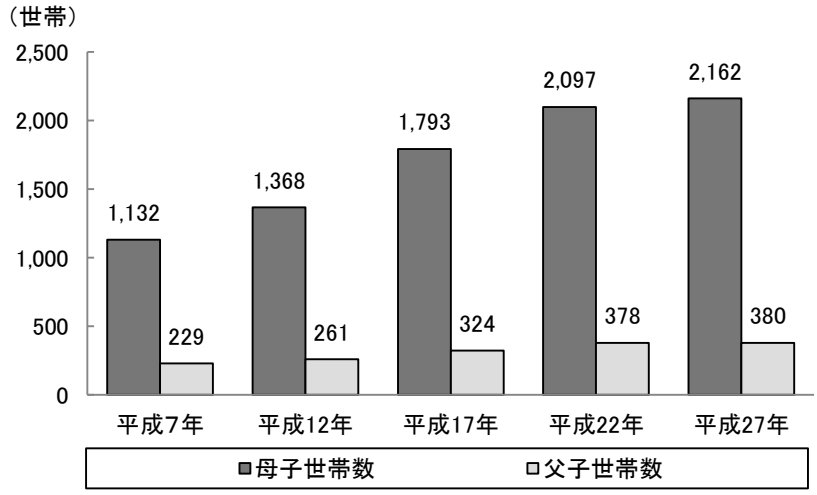

資料：国勢調査

3　婚姻・離婚の状況

婚姻件数と離婚件数の経年変化については、婚姻件数が350件前後、離婚件数は120件前後で推移している傾向にあります。

■婚姻・離婚件数の推移

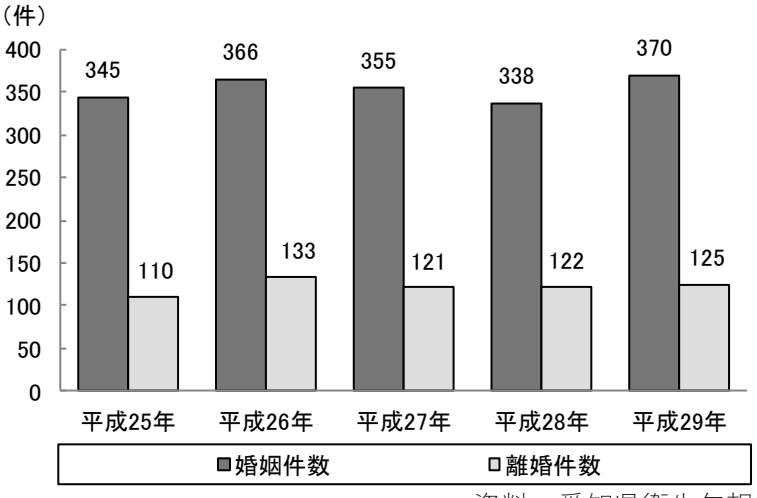

資料：愛知県衛生年報

未婚率については、男性は25～29歳と35～39歳を中心に増加傾向にあります。女性は20代から30代の各年代で増加傾向にあります。

■未婚率の推移（男性）

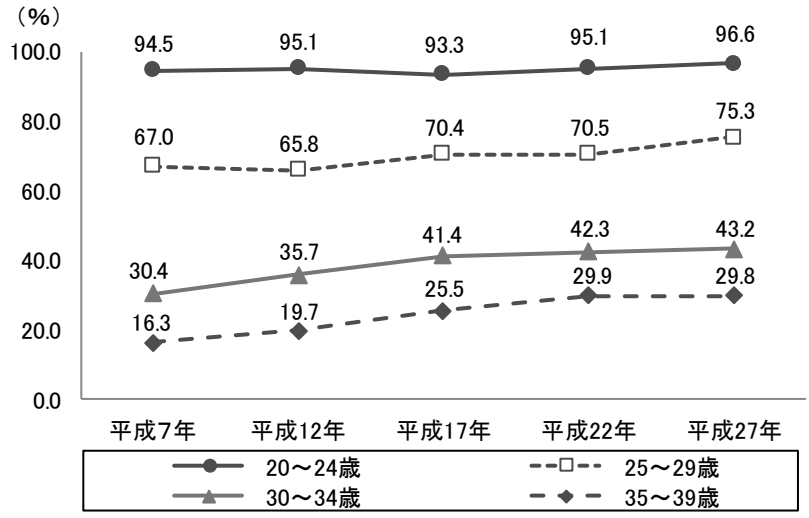

資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）

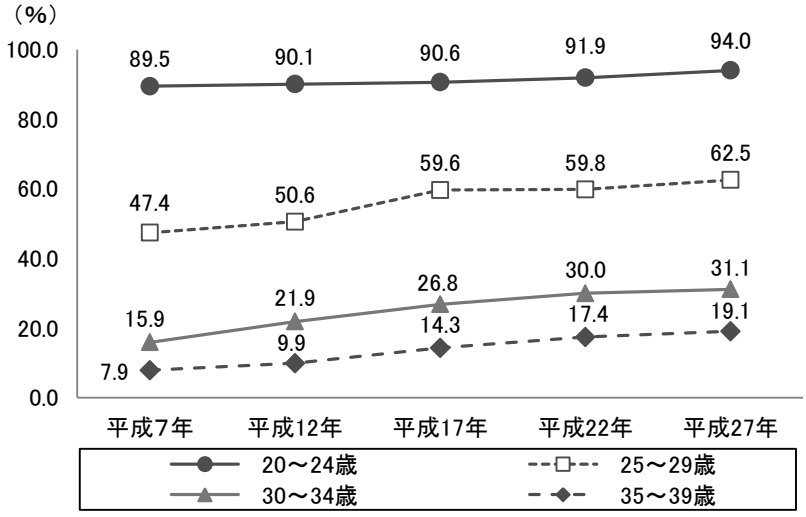

資料：国勢調査

4　女性の就労の状況

女性の就労率については、経年比較でみると全体的に上昇傾向にあり、特に20代後半～50代後半の就労率の上昇が目立ちます。

また、平成27年における女性の就労率を国・県と比較すると、20代で国・県よりも高く、30代で国・県よりも低い状況がうかがえます。

■女性の就労率の推移

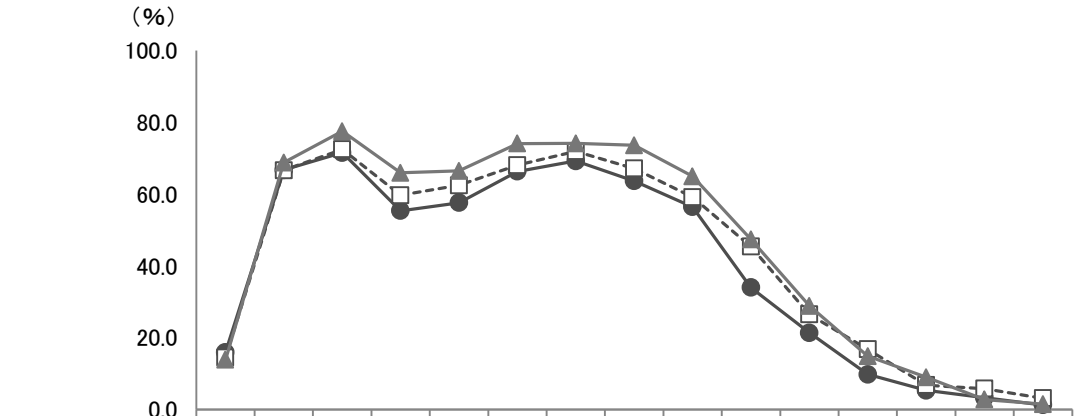

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年	15.9	66.8	71.6	55.4	57.6	66.4	69.2	63.7	56.5	34.0	21.4	9.8	5.3	3.2	1.3
平成22年	14.5	66.7	72.5	59.7	62.5	68.1	72.0	67.2	59.2	45.4	26.5	16.8	6.8	5.8	3.1
平成27年	13.8	68.8	77.6	65.9	66.5	74.1	74.2	73.6	65.0	47.4	28.9	14.8	9.0	2.8	1.5

資料：国勢調査

■平成27年における女性の就労率の比較

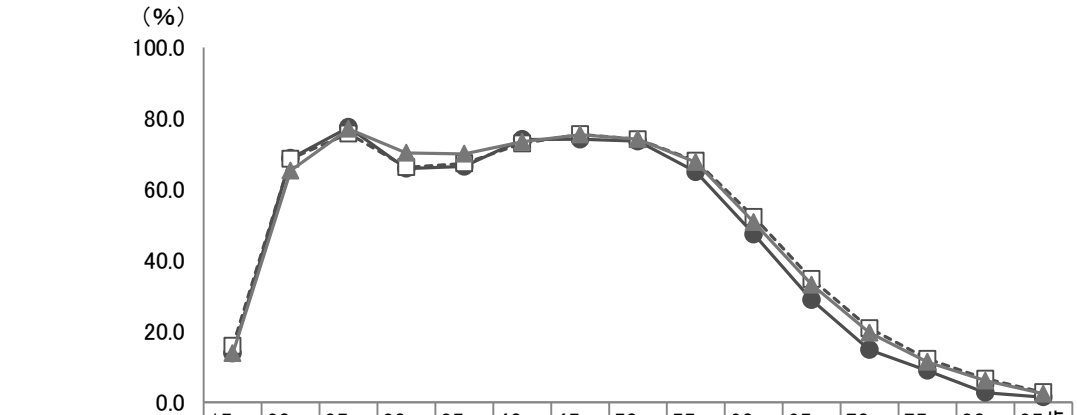

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
尾張旭市	13.8	68.8	77.6	65.9	66.5	74.1	74.2	73.6	65.0	47.4	28.9	14.8	9.0	2.8	1.5
愛知県	15.9	68.6	75.8	66.3	67.4	73.0	75.6	74.2	68.1	52.3	34.7	20.9	12.3	6.7	2.8
全国	13.8	65.3	77.1	70.3	70.1	73.5	75.5	74.2	67.7	50.8	33.2	19.6	11.4	6.1	2.4

資料：国勢調査

5　児童数の状況

平成27年から平成31年の０歳から17歳までの人口は、14,727人から14,266人へと減少傾向にあります。平成31年の人口を年齢別にみると、最も人口が多い年齢は17歳で、次いで16歳、14歳となっており、最も人口が少ない年齢は０歳となっています。また、年齢ごとに人口の推移をみると、多くの年齢で増減を繰り返している傾向がみられ、社会増の影響によると推察されます。

■近年の児童人口の推移（３区分）

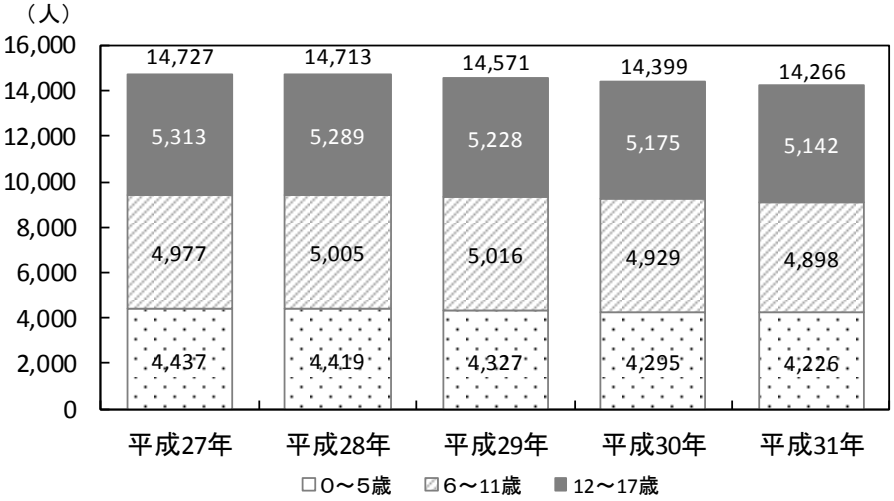

資料：住民基本台帳（各年３月31日現在）

■近年の児童人口の推移（年齢別）

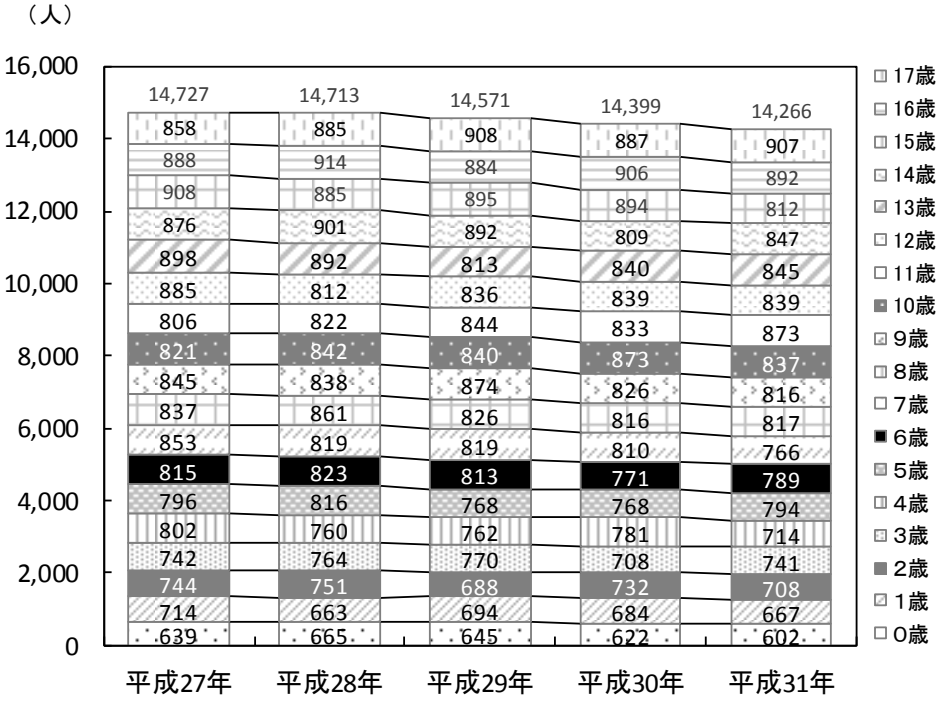

資料：住民基本台帳（各年３月31日現在）

令和２年から令和６年の児童人口を推計すると、０～５歳、６～11歳が減少傾向となり、12～17歳についても、令和４年以降減少傾向となる見込みとなっています。

■児童人口の推計

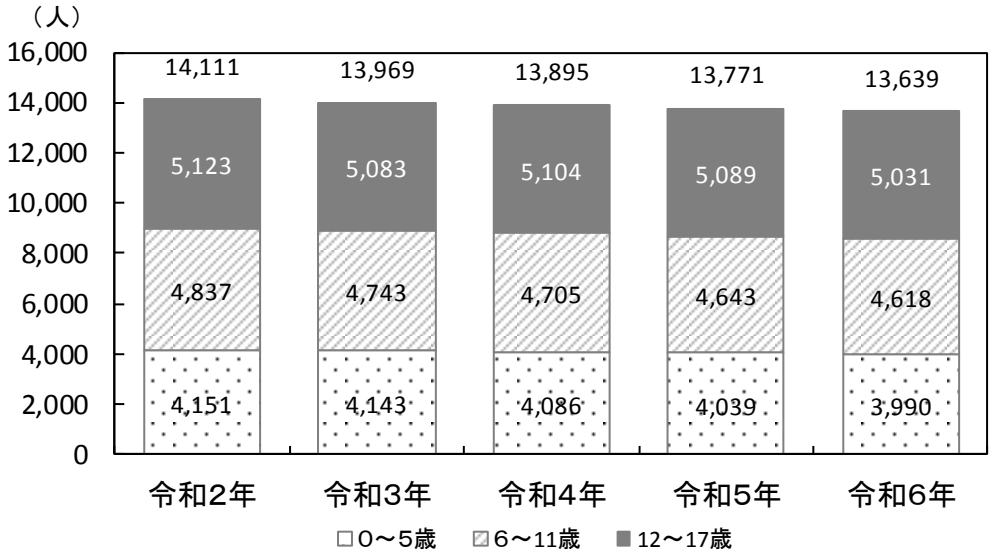

資料：コーホート変化率法による人口推計

◇コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指し、過去における実績人口の動勢（今回は１年単位）から「変化率」を求め、それに基づき人口推計を行っています。なお、０歳の推計は、別途、母親となり得る女性の人口（15～49歳）における出生率から算出します。（使用したデータは、平成27年から平成31年の各３月31日現在の住民基本台帳人口）

6　幼稚園、保育所、小中学校の状況

近年の就学前児童数の推移をみると、保育所児童数は増加傾向、幼稚園児童は減少傾向にあります。

保育所児童数を年齢別にみると、３歳未満児、３歳児までの児童が増加傾向にあり、特に３歳未満児の増加数は年によって20人以上増えていることがうかがえます。

■保育所・幼稚園児童数の推移

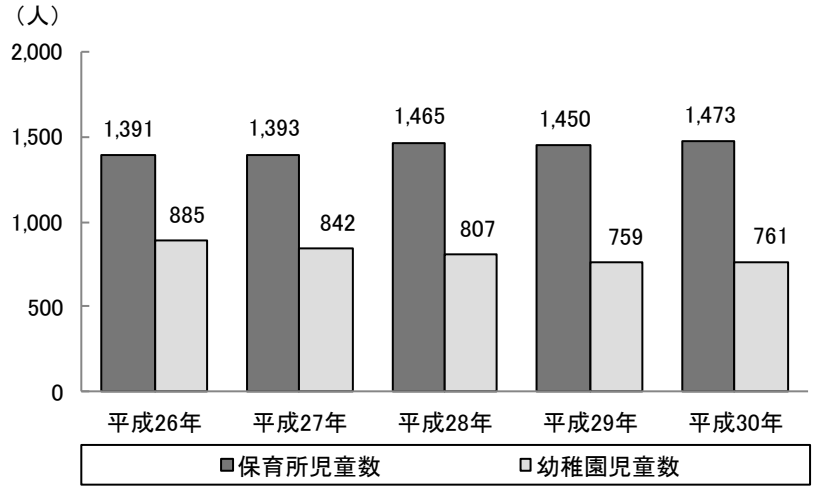

資料：尾張旭市統計書

■年齢別の保育所児童数の推移

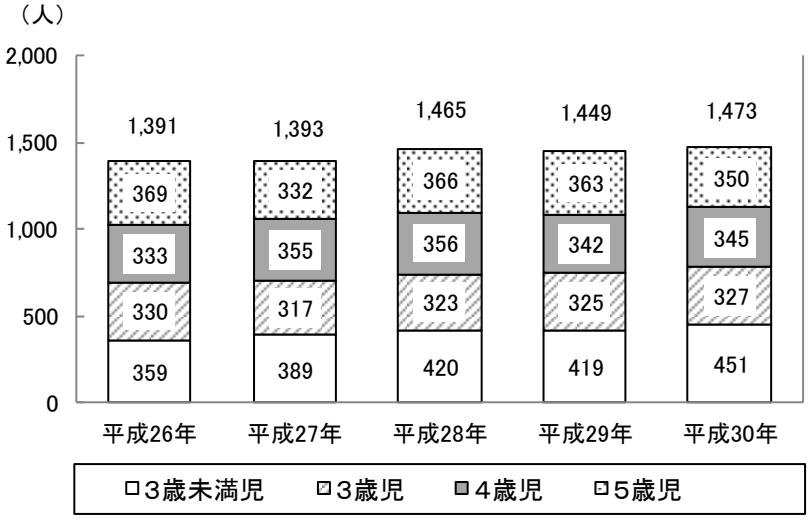

資料：尾張旭市統計書

保育所児童の年齢別の割合は、３歳未満児の割合が増加していることがうかがえます。

■保育所児童の年齢別割合の推移

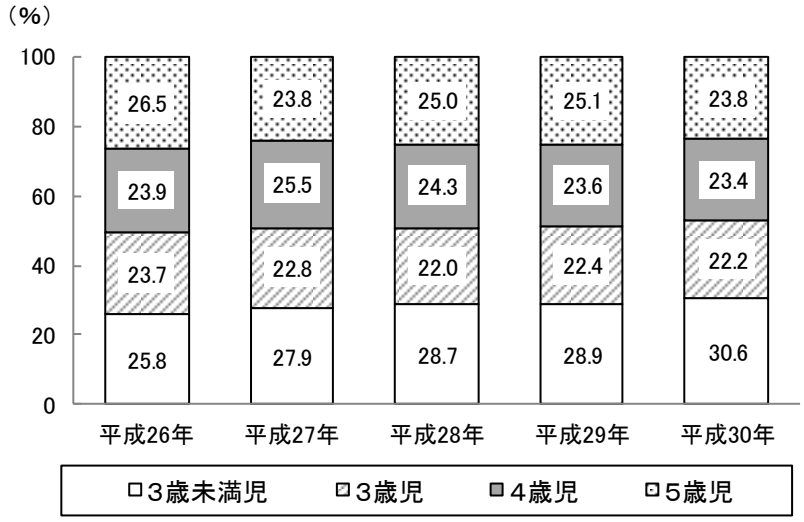

資料：尾張旭市統計書

小学校児童数は、近年では約5,000人で推移しており、平成27年以降は増加傾向にあります。中学校生徒数は平成26年以降減少傾向にあります。

■小学校児童・中学校生徒数の推移

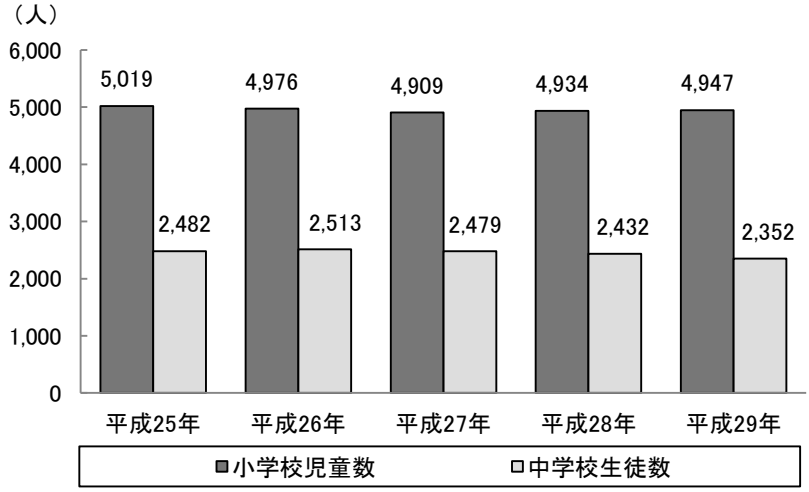

資料：尾張旭市統計書

7　社会的特性

本市は、名古屋市に隣接し、通勤・通学に便利という立地条件から住宅都市として発展してきました。ショッピングセンターなどの商業施設や鉄道も整い、利便性の高いまちであると同時に、森林公園をはじめとする緑や豊かな自然にも恵まれており、コンパクトな市域のなかで、都市の利便性と恵まれた自然環境を備えたバランスの良さが特性と言えます。

8　市内の幼稚園及び保育所の設置状況

名　称			所在地
幼稚園 （4園）	私立	東春暁幼稚園	旭前町四丁目6番地1
		旭富士幼稚園	旭ケ丘町森87番地
		しらぎく幼稚園	北本地ケ原町三丁目38番地
		愛英本地幼稚園	南本地ケ原町一丁目26番地
保育所 （15園）	市立	中部保育園	西大道町前田3786番地
		西部保育園	印場元町五丁目14番地10
		藤池保育園	東栄町一丁目9番地1
		本地ヶ原保育園	北本地ケ原町一丁目21番地
		川南保育園	大塚町二丁目4番地1
		西山保育園	井田町二丁目175番地
		あたご保育園	新居町今池下2910番地1
		柏井保育園	柏井町弥栄16番地
	公設 民営	東部保育園	狩宿新町一丁目56番地
		はんのき保育園	桜ケ丘町二丁目 217 番地
		茅ヶ池保育園	城前町一丁目7番地5
		稲葉保育園	稲葉町一丁目43番地
	私立	あさひおっきい保育園	平子町東157番地1
		保育所てんとう虫	新居町明才切23番地1
		レイモンド庄中保育園	庄中町一丁目2番地8
小規模保育 事業Ａ型 （５園）	私立	スクルドエンジェル保育園 三郷園	三郷町中井田202番地1
		nursery school family	東栄町一丁目7番地18
		あさひちいさないえほいくえん	印場元町二丁目10番地7
		Memory tree 旭保育園	向町二丁目6番地1
		旭前わかば保育園	旭前町五丁目7番地8

9　市内の認可外保育施設の設置状況

名　称	所在地
nursery school friend	大久手町中松原114番地1
保育ルームルチェーレ	吉岡町二丁目3番地16

10　市内の児童館・児童クラブの設置状況

名　称			所在地
児童館	市立	藤池児童館	東栄町一丁目4番地7
		白鳳児童館	白鳳町二丁目20番地
		平子児童館	平子町中通219番地2
		本地ヶ原児童館	南新町中畑1番地130
		中部児童館	西の野町五丁目12番地3
		旭丘児童館	大久手町上切戸62番地
	公設民営	瑞鳳児童館	大塚町二丁目10番地3
		三郷児童館	瀬戸川町一丁目229番地
		渋川児童館	渋川町一丁目6番地1
児童クラブ・学童クラブ	市立	旭丘児童クラブ	大久手町上切戸117番地1（旭丘小学校内）
		本地ヶ原児童クラブ	南新町中畑252番地（本地原小学校内）
		白鳳児童クラブ	白鳳町一丁目12番地（白鳳小学校内）
		城山児童クラブ	城山町城山13番地1（城山小学校内）
		旭児童クラブ	西の野町五丁目1番地（旭小学校内）
		東栄児童クラブ	東栄町三丁目5番地1（東栄小学校内）
	公設民営	瑞鳳児童クラブ	大塚町二丁目10番地3（瑞鳳児童館内）
		渋川児童クラブ	渋川町一丁目6番地1（渋川児童館内）
		三郷児童クラブ	瀬戸川町一丁目122番地（三郷小学校内）
	民営	あおぞら学童クラブ	平子町長池上6387番地1
		藤池学童クラブ	柏井町弥栄302番地
		はくほう学童クラブ	印場元町四丁目2番地8
		あさひ学童クラブ	東大道町曽我廻間2269番地5
		ふぁんふぁん学童クラブ	東栄町一丁目11番地10
		ちびっこランド尾張旭園	大久手町中松原114番地1

第3章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況

1　子どもの教育・保育環境の充実 22

2　地域における子育て支援の充実 24

3　配慮を要する子ども・家庭への支援 28

4　親と子の健康の確保及び増進 30

5　子育てと仕事の両立支援 32

6　子どもの権利擁護と安全の確保 33

第３章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況

子ども・子育て支援事業計画で推進してきた各施策の実施状況は以下のとおりです。

※【チャレンジ】：第五次総合計画で重要視している人口増加に向けた取組として効果の期待できる事業

評価基準（計画の終了となる令和元年度における見込み）

「◎」…目標を達成している。　　「×」…目標達成の見込みはない。

「○」…目標を達成する見込みである。　　「－」…指標なし

「△」…目標達成には努力が必要である。

１　子どもの教育・保育環境の充実

＜第１期計画の振り返り＞

教育・保育サービスでは、延長保育、休日保育、サポート保育、病児・病後児保育、小規模保育の充実を図ったほか、予約入園や保育の必要性の認定等により、育児休業からのスムーズな復帰を推進してきました。通常保育については、計画の中間見直しを行っているものの待機児童が発生しており、今後対策が必要となっています。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して学校生活支援員・指導員を配置するとともに、地域住民の部活動指導員や部活動外部講師としての活用、体験学習等での幼児とのふれあい、職場体験の実施など、教育環境の充実に努めています。今後とも教育環境の充実を図ることが大切です。

１－１　教育・保育サービス環境の整備と充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
通常保育の充実 【チャレンジ】	通常保育の定員数	1,671人	1,599人 ⇒1,726人 （中間見直し）	△
	３歳以上児の定員数	1,115人	1,105人 ⇒1,164人 （中間見直し）	△
	３歳未満児の定員数	479人	494人 ⇒562人 （中間見直し）	△
延長保育の推進	延長保育の実施園数	17園	12園	◎
休日保育の充実 【チャレンジ】	休日保育の実施園数	1園	1園	◎
サポート保育の推進	サポート保育の実施園数	12園	13園	△

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
育児休業からの円滑な復帰支援の推進【チャレンジ】	４月１日現在の予約入園受付者数	123人	70人	◎
病児・病後児保育の充実	病児・病後児保育の実施施設数	1施設	1施設	◎
保育士の資質・専門性の向上	研修等への参加延べ人数	900人	1,100人	△
保育料の軽減	保育料軽減の施策数	1施策	1施策	◎
保育環境の改善・充実【チャレンジ】	自己評価の実施園数	15園	15園	◎
	外壁・屋根・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）	12件	15件	△
家庭的保育（保育ママ）の推進【チャレンジ】	家庭的保育事業（保育ママ）の定員数	0人	5人	△
小規模保育の推進【チャレンジ】	小規模保育事業の定員数	77人	76人	◎
認可外保育施設の支援	支援施設の利用者数	12人	20人	△
教育・保育の提供体制の充実	給付を受けている施設数	4施設	2施設	◎

１－２　豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子どもの個性に応じた学習活動の支援	補助員等の配置人数	25人	19人	◎
特別支援教育の充実	対象児童生徒がいる学校への特別支援学級設置割合	100%	100%	◎
学校教育におけるジェンダーの見直し	男女混合名簿実施校数	12校	12校	◎
学校評議員制度の推進	1校あたりの平均会議開催数	3回/年	3回/年	◎
学校教育における多様な活動の推進	特色ある学校づくり実施校数	12校	12校	◎
子どものニーズに応じた課外活動の充実	学校体育・部活動の外部講師等を活用している校数	12校	12校	◎

＜指標無し＞

・幼稚園教育の充実：私立幼稚園に通う子の保護者に対し授業料等を補助

１－３　次代の親の育成

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
幼児とのふれあい体験の充実	幼児とのふれあい体験実施校数	12校	12校	◎
職場体験などによる職業意識の醸成	職場体験実施中学校数	3校	3校	◎

２　地域における子育て支援の充実

＜第１期計画の振り返り＞

地域における子育て支援の取組において、子育て広場・子育てサロンが充実しています。子育てに関する相談体制についても、気軽に相談できるように、子育て支援センターをはじめとして、家庭訪問や保育園での面談を実施できるようになっており、保育コーディネーターは適切な保育サービスの情報提供を行っています。また、託児ボランティア、子育て応援ボランティアは会員数を増やすなど、地域の子育て支援人材の確保を進めています。今後とも地域の子育てネットワークづくりをさらに進めることが大切です。

不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室での支援やメンタルフレンドによる家庭訪問を実施しているほか、いじめ防止基本方針に基づく取組や非行防止策を講じており、継続した取組が必要です。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、小学校の家庭教育学級の開催、すくすく子育て講座の開催、父子手帳の交付といった取組が充実している一方、子ども会の会員数が減少傾向にあり、対策が課題となっています。

地域子ども・子育て支援事業においては、児童・学童クラブの利用者が増加傾向で待機児童が発生しており、定員増、学童クラブの新設、時間延長、民間運営など進めていますが、今後とも放課後の居場所づくりの取組を充実させることが大切です。

２－１　地域における子育て支援サービスの充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子育て広場・子育てサロンの充実	子育て広場開設か所数	9か所	9か所	◎
	子育てサロン開放か所数	13か所	13か所	◎
子育てに関する相談・指導体制の充実	相談延べ件数	1,657件	1,500件	◎

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子育て支援センター事業の推進	利用延べ人数	30,555人	18,960人	◎
保育コーディネーターの配置 【チャレンジ】	コーディネーター設置か所数	1か所	1か所	◎
一時保育の充実 【チャレンジ】	一時保育の実施か所数	5か所	7か所	△
	一時保育の定員数	50人	70人	△
子育て支援短期利用事業の充実	利用者数	0人/年	2人/年	△
ファミリー・サポート・センター事業の推進	利用延べ人数	1,504人	1,700人	△

<指標無し>

・幼稚園における一時預かり事業の推進：主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう支援

２－２　子育て支援のネットワークの充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子育て支援ボランティアの充実	託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数	115人	40人	◎
子育て支援に関する情報提供の充実	子育て支援に関する情報紙、広報誌への掲載回数	101回/年	20回/年	◎

<指標無し>

・子育て支援ネットワークの構築：主任児童委員、保健師、保育士など子育てに関わる代表者による、地域の子育て支援のネットワーク化

２－３　児童の健全育成

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
児童・学童クラブの充実【チャレンジ】	児童クラブ・学童クラブの定員数	970	879人	◎
	児童クラブ・学童クラブ数	16か所	17か所	○
児童クラブの時間拡充・民間運営【チャレンジ】	時間延長実施児童クラブ数	4クラブ	4クラブ	◎
	民間運営へ移行した児童クラブ数	3クラブ	3クラブ	◎
児童クラブのサポート保育の推進	サポート保育の実施クラブ数	9クラブ	9クラブ	◎
児童館の充実	利用延べ人数	120,996人	150,000人	△
	指定管理者運営児童館数	3館	3館	◎
	外壁・屋根・空調・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）	17件	15件	◎
ブックスタート	6か月児健康相談を受けた親子の割合	95.5%	96%	○
子どもの読書活動の推進	読み聞かせの開催回数	123回	120回	◎
適応指導教室の充実	不登校児童生徒のうち通室している者の割合	9.5%	19%	△
青少年の健全育成活動の推進	日常パトロールの実施日数	287日	295日	○
	非行防止パトロールの実施回数	22回	18回	◎
	地域協力員の人数	397人	400人	○
青少年悩みごと相談	相談延べ件数	328件	300件	◎
子育て家庭に対する手当の支給	子育て関連手当の受給延べ人数	7,323人	―	―

＜指標無し＞

・放課後子ども総合プランの検討：放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施又は連携方策等に関して調査、研究

・不登校・いじめ等への対応：学校、家庭、地域連携の下、未然防止に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努める

・スクールカウンセリングの充実：各小中学校に配置されたスクールカウンセラー、相談員によるカウンセリング活動の充実

２－４　家庭や地域の教育力の向上

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
親子ふれあい事業の充実	親子ふれあい教室の延べ参加者数	202人	300人	△
	親子天体観測教室の延べ参加者数	149人	150人	○
家庭教育の充実	家庭教育学級生の数	416人	300人	◎
地域教育力の充実	補助金を活用した事業の件数	4件	6件	△
子ども会活動の支援	子ども会連絡協議会、校区・地域子ども会数	22団体	31団体	△
	子ども会の会員数	726人	1,100人	△
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	ジュニアリーダー派遣回数	28回	40回	△

２－５　子どもを育てる意識の醸成

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
親の育児責任の醸成	パパママ教室の参加割合	48%	70%	△
	すくすく子育て講座の開催回数	28回	17回	◎
父親の子育て参加の推進	父子手帳の交付率	100%	100%	◎

３　配慮を要する子ども・家庭への支援

＜第１期計画の振り返り＞

児童虐待防止対策では、相談員の研修参加のほか、11月の児童虐待防止推進月間に合わせた、オレンジリボンを活用したキャンペーンを展開しました。また、ネットワーク会議（実務者会議、代表者会議、個別ケース検討会議）を開催し、関係機関で情報共有及び連携を図り、必要な支援を実施しました。また、すくすく赤ちゃん訪問により養育支援が必要な世帯に対して、授乳、送迎・清掃の支援を行いました。今後とも虐待を防止する取組を進めることが大切です。

障害のある子どもや発達が気になる子どもに対しては、ピンポンパン教室での支援や、学校・こどもの発達センターからの情報から適切な支援につなげています。また、平成30年度からは障がい児福祉計画に基づく福祉サービスが提供されています。これからも継続的に支援を行うとともに、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）の保育園への受け入れについても取り組む必要があります。

ひとり親など困難を抱える子どもと家庭に対しては、母子・父子自立支援員による相談をはじめ、日常生活の支援、就労自立支援、医療費の助成を行っています。ひとり親世帯が増加傾向にあるほか、ひとり親家庭への支援のほか、外国につながる子どものいる世帯に対する支援が必要です。

３－１　児童虐待防止対策の充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
児童虐待・ＤＶ相談体制の充実	児童虐待・DV相談の相談員数	3人	3人	◎
児童虐待防止ネットワーク連携の強化	ネットワーク会議の開催回数（代表者会議、実務者会議）	13回/年	13回/年	◎
すくすく赤ちゃん訪問の実施	訪問実施率	100%	100%	◎
	面会達成率	100%	90%	◎
養育支援訪問事業	養育支援訪問者数	【健康課】 1人 【子育て支援室】 1人	10人	◎
ＣＡＰプログラムの普及	CAPプログラム研修の実施校数	9校	9校	◎

３－２　障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
ピンポンパン教室の充実	ピンポンパン教室の定員数	30人	30人	◎
障がい者医療費等の助成	障がい者医療費の受給者数	700人	―	―
障がい児の福祉サービスの充実	障害児通所サービス等の利用者数	182人	80人	◎
障がい福祉計画の推進	計画の策定数	1計画	1計画	◎

<指標無し>

・発達が気になる子どもへの支援：こどもの発達センターを中核機関として、保健・福祉・教育の各部署が連携し、子どもの成長に合わせ、一貫した支援

３－３　ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
ひとり親家庭の相談・指導体制の充実	母子・父子自立支援員による相談日数	4日/週	4日/週	◎
ひとり親家庭等の日常生活の支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業への登録支援員数	3人	3人	◎
母子・父子家庭の就労自立支援	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者数	7人	4人	◎
児童扶養手当受給者への就労支援	支援申込者数	11人	4人	◎
母子・父子家庭医療費の助成	母子・父子家庭医療費の受給者数	1,252人	―	―
各種経済支援のＰＲの推進	ひとり親家庭の各種経済支援に関する記事の広報掲載回数	【こども課】 5回/年 【保険医療課】 2回/年	2回/年	◎

４　親と子の健康の確保及び増進

＜第１期計画の振り返り＞

子どもと親の健康の確保のために、母子健康手帳の交付と、交付時のアンケートによる妊婦の体調・支援の有無等の把握をはじめとする、各種母子保健事業を推進しています。特に、産婦・新生児訪問や産後ケア事業のほか、食育実行プランに基づく栄養に関する講話・相談、啓発を新たに始めたほか、親の育児責任を醸成するための、すくすく子育て講座では「アラフォーママの会」の開催により、事業の拡充を図りました。核家族化や就労する妊婦の増加、若い世代の欠食傾向などの社会情勢に対応し、事業の改善を図りつつ、今後も取組を推進する必要があります。

そのほか、思春期の子どもを持つ親の悩みや不安を軽減するための思春期家庭教育学級や、かかりつけ医制度の周知、乳幼児救急医療受診ハンドブックの配布などの小児医療に関わる取組についても、さらなる推進が必要です。

４－１　子どもと親の健康確保

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
母子健康手帳の交付と活用	母子健康手帳の交付を受けている妊婦の割合	100%	100%	◎
妊娠届出時のアンケートの実施	アンケートへの回答割合	100%	100%	◎
親の育児責任の醸成	パパママ教室の参加割合	48%	70%	△
	すくすく子育て講座の開催回数	28回	17回	◎
健康診査の充実	妊婦健康診査の受診率	100%	100%	◎
	乳幼児健康診査の受診率	96%	96%	◎
産婦・新生児訪問の実施	産婦・新生児訪問実施率（実施件数）	100% (237件)	100% (170件)	◎
産後ケア事業	利用者数	１人	2人	◎
養育支援訪問事業（※再掲）	養育支援訪問者数	【健康課】 1人 【子育て支援室】 1人	10人	◎
妊産婦医療費の助成	妊産婦医療費の助成件数	99件	―	―
離乳食教室の推進	離乳食教室の開催回数	6回	6回	◎
予防接種事業	予防接種の接種率	102.5%	95%	◎

＜指標無し＞

・ハイリスク妊婦への支援：妊娠・出産にリスクを伴う可能性が高い妊婦に対し、継続的に保健師が関わっていくことで、安全な出産を支援

・母子保健の充実：育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のある子どもに対し、訪問等による支援

４－２　「食育」の推進

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
離乳食教室の推進（※再掲）	離乳食教室の開催回数	6回	6回	◎
保育園給食、学校給食における地域の食材の活用	保育園の行事食及びテーマ食の提供回数	44回	30回	◎
望ましい食習慣の定着	食の安全性に不安を感じている人の割合（健康あさひ21計画アンケート）	―	31%以下	―
食文化の継承	食に関するイベント開催回数	3回	4回	△

４－３　思春期保健対策の充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
思春期家庭教育学級の推進	思春期家庭教育学級の延べ受講者数	194人	220人	△

<指標無し>

・思春期保健対策の充実：児童生徒を対象にした性に関する正しい知識の普及、保健師などとの連携のもと相談体制の充実

４－４　小児医療の充実

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子ども医療費の助成	子ども医療費の受給者数	11,600人	―	―
未熟児養育医療の給付	未熟児養育医療の給付件数	29件	―	―
かかりつけ医制度の推進	かかりつけ医を持つ割合	71.8%	75%	○
乳幼児救急医療受診ハンドブック	乳幼児健診での配布率	100%	100%	◎

<指標無し>

・小児医療機関等の情報提供：休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供

５　子育てと仕事の両立支援

＜第１期計画の振り返り＞

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業制度やワーク・ライフ・バランス等の啓発を行いました。育児休業制度については、商工会を通じた啓発、事業所訪問でのPRを行ったほか、ワーク・ライフ・バランスについては、ノー残業デーの街頭啓発、市内事業所へのポスター掲示等行っています。近年、「働き方改革」等の取組が認識されつつあり、今後とも仕事と子育て・家庭生活等が両立できる環境づくりを推進することが大切です。

５－１　育児休業等制度の周知と利用促進

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
育児休業制度の啓発	愛知県ファミリー・フレンドリー企業※登録数	3企業	5企業	△

５－２　男女の共同による子育ての推進

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画プラン（施策3-2）の施策進捗率	100%	90%	◎
父親の子育て参加の推進（※再掲）	父子手帳の交付率	100%	100%	◎

６　子どもの権利擁護と安全の確保

＜第１期計画の振り返り＞

子どもの権利に関しては、「子どもの権利条約」に基づく意識啓発や、子どもたちの意見を市政運営の参考にするための「子ども会議」を開催してきました。

安全に関する取組については、歩道のバリアフリー化や、土地区画整理事業に伴う歩道整備、防犯灯の設置、自転車交通安全教室及び市内小学校・保育園・児童館での防犯教室の開催、小学校と連携した「かけこみ110番の家」への登録の協力依頼などを行ってきました。

今後とも、子どもの権利に関する取組を推進することが大切です。また、歩道の整備と段差解消、交通安全意識の向上に努めるとともに、都市公園の整備、地域住民による公園の維持管理や防犯パトロール活動への呼びかけを通じて、子どもにとって安全・安心の環境づくりを進めることが大切です。

６－１　子どもの権利を擁護する意識の向上

＜指標無し＞

・子どもの権利擁護に関する意識啓発：「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発

６－２　子どもの意見表明・参加の促進

事業	指標	H30年度 目標値	R1年度 実績値	H30年度 評価
子どもの意見を反映するまちづくりの推進	市長を囲む子ども会議の開催回数	1回	１回	◎

６－３　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業	指標	R1年度 目標値	H30年度 実績値	H30年度 評価
歩道バリアフリーの推進	歩道のバリアフリー化実施か所数	324か所	355か所	◎
交通安全教室の実施	交通安全教室の実施回数	70回	86回	◎
３人乗り自転車の購入補助	３人乗り自転車購入補助件数	25件	14件	○

＜指標無し＞

・通学路の安全対策の推進：土地区画整理事業による整備による歩道整備、歩道設置の困難な通学路の路肩へのカラー塗装、必要箇所への通学路標識や警告看板などの設置、各校の通学路の安全点検調査の実施

６－４　安心して外出できる環境の整備

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子どもの遊び場の確保	都市公園・児童遊園・ちびっ子広場のか所数	134か所	110か所	◎
	自主的な公園の維持管理団体数	121団体	110団体	◎

<指標無し>

・利用しやすい公共施設の整備促進：公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等

・危険か所対策の推進：地域における子どもたちの遊び場、ため池等の危険か所の把握と、必要な整備や防護柵の設置改善、子どもへの安全に対する意識を高めるための教育の推進

６－５　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
防犯灯設置における地域支援事業の推進	防犯灯設置支援実績数	5,601灯	5,900灯	○
地域防犯パトロール支援事業の推進	支援パトロール団体数	53団体	55団体	○
見せるパトロールの推進	実施事業数	2事業	2事業	◎
児童の連れ去り防止対策の充実	子どもの防犯教室の実施回数	23回	26回	○
かけこみ110番など防犯対策の充実	かけこみ１１０番の家の協力軒数	753軒	850軒	○

<指標無し>

・スクールガードによる見守り活動の促進：スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動の促進

第4章　市民の子育て支援ニーズ

1　ニーズ調査の概要 36
2　就学前児童の保護者・小学生の保護者共通の調査結果概要 . 37
3　就学前児童の保護者調査の結果概要 45
4　小学生の保護者調査の結果概要 53

第４章　市民の子育て支援ニーズ

１　ニーズ調査の概要

●調査地域：尾張旭市全域

●調査対象：尾張旭市内在住の就学前児童の保護者
　　尾張旭市内在住の小学生児童の保護者

●抽出方法：住民基本台帳から、就学前児童1,500人、小学生児童1,000人の
　　合計2,500人を抽出

●調査期間：平成30年12月６日～12月28日

●調査方法：郵送による配布・回収

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者用	1,500	888	59.2%
小学生児童の保護者用	1,000	508	50.8%
合　　計	2,500	1,396	55.8%

※以下、就学前児童の保護者アンケートは「就学前」、小学生児童の保護者アンケートは、「小学生」と表記します。

※Ｎ＝（数字）：当該設問の回答者数を示します。

2　就学前児童の保護者・小学生の保護者共通の調査結果概要

（１）両親の就労状況

母親は、就学前は「現在は仕事をしていない」が最も多く、小学生は、「パート・アルバイト等で働いている」が最も多くなっています。

父親は、就学前・小学生ともに、「フルタイムで働いている」が最も多くなっています。

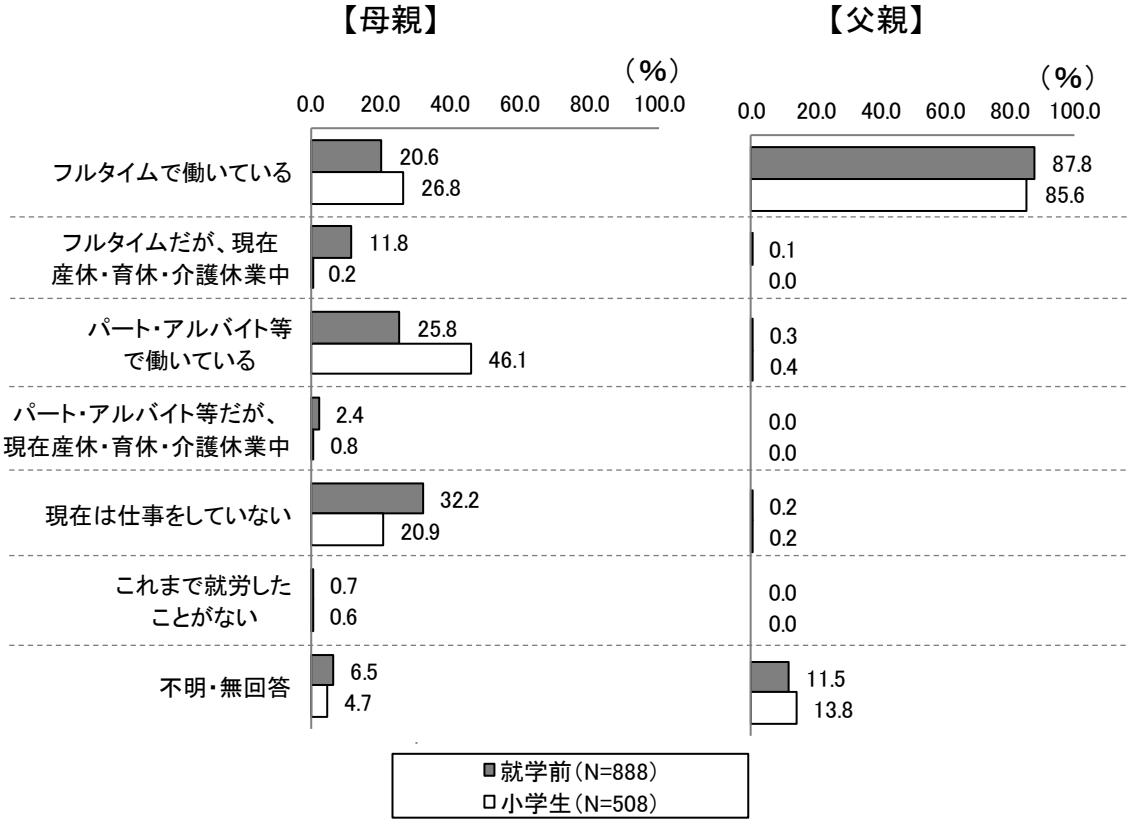

（２）祖父母の同居・近居の状況

①同居・近居の状況

就学前、小学生ともに「父母と住んでいる」が最も多く、次いで「祖母が近所に住んでいる」「祖父が近所に住んでいる」が多くなっています。

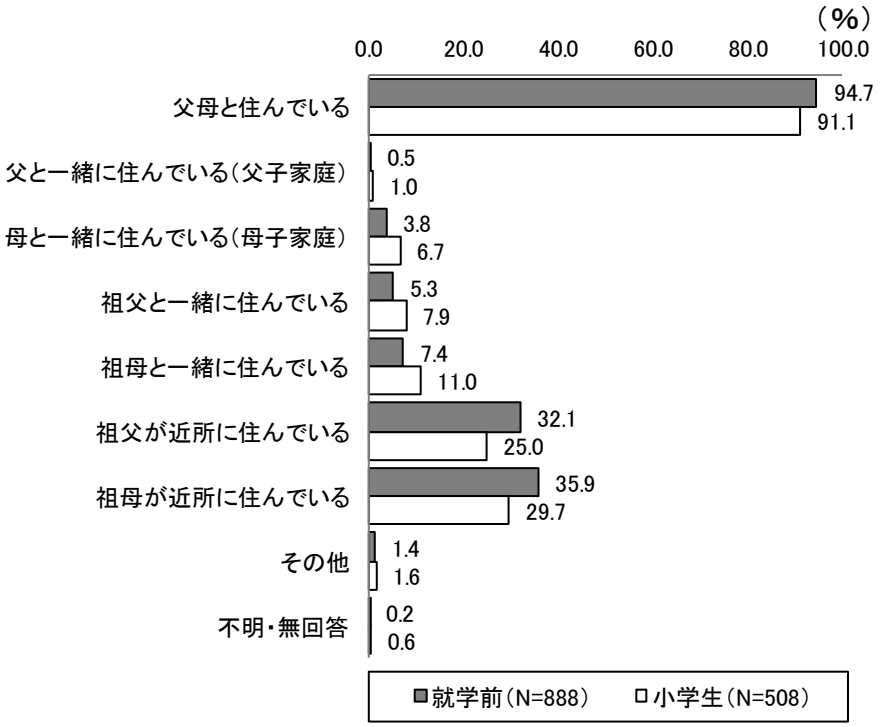

②同居・近居の主な理由

就学前、小学生ともに、「自宅又は親の住宅の購入、建替をきっかけに同居・近居した」が最も多く、次いで就学前、小学生ともに「自身又は配偶者と結婚前から引き続き同居・近居していた」「結婚をきっかけに同居・近居した」がほぼ同数でみられます。

③祖父母からの主な支援状況

就学前、小学生ともに、「子どもの相手・預かり（急用などのとき）」が最も多く、次いで就学前は「子どもの相手・預かり（日常的に）」「物資での支援」の順、小学生は「物資での支援」「子どもの相手・預かり（日常的に）」の順となっています。

（３）育児休業の取得状況

①育児休業の取得業況

母親は、就学前、小学生ともに「就労していなかった」が最も多く、次いで就学前では「育児休業を取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」が多く、小学生では「育児休業を取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」が多くなっています。

父親は、就学前、小学生ともに「取得していない」が最も多く、次いで、就学前、小学生ともに「育児休業を取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」「就労していなかった」が多くなっています。

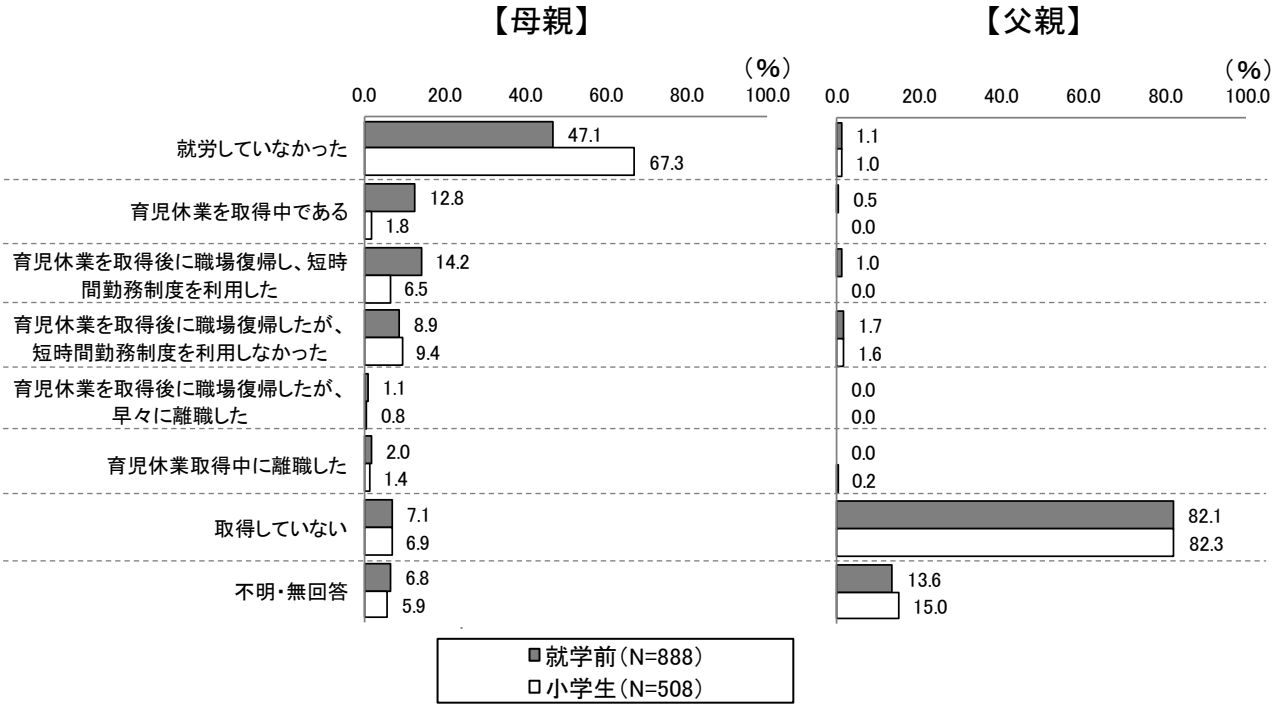

②育児休業未取得の主な理由

就学前、小学生ともに「配偶者が就労していない、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多く、次いで就学前、小学生ともに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」となっています。

③時短勤務未利用の主な理由

就学前では、「職場に制度を利用しにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が同数で最も多く、小学生では、「職場に制度を利用しにくい雰囲気があった」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」となっています。

④離職の主な理由

育児休業取得後に職場復帰したが、早々に離職した理由としては、就学前、小学生ともに「職場に育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整っていなかった」が最も多くなっています。

また、育児休業取得中に離職した理由としては、就学前では、「制度の有無などに関係なく、出産後は仕事を辞めるつもりだった」、小学生では、「保育施設等を確実に利用できる見込みがなかった」が最も多くなっています。

⑤子ども・子育て支援事業計画の認知度

就学前、小学生ともに「知らない」が最も多く、次いで「聞いたことはある」「制度について知っているが、計画を見たことはない」の順となっています。

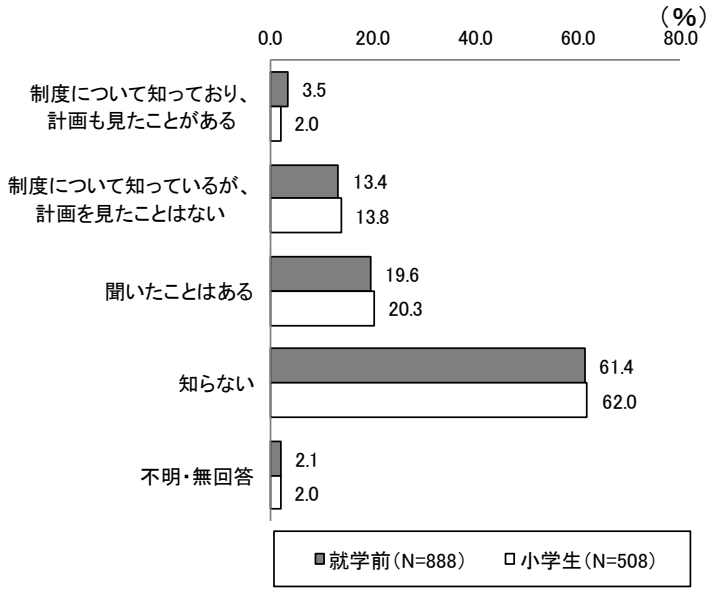

（４）お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園等を休んだ経験及び休んだ時の対処法

就学前保護者では、「母親が仕事を休んだ」が63.1%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.3%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が24.5%となっています。

小学生保護者では、「母親が仕事を休んだ」が56.9%と最も高く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が20.9%となっています。

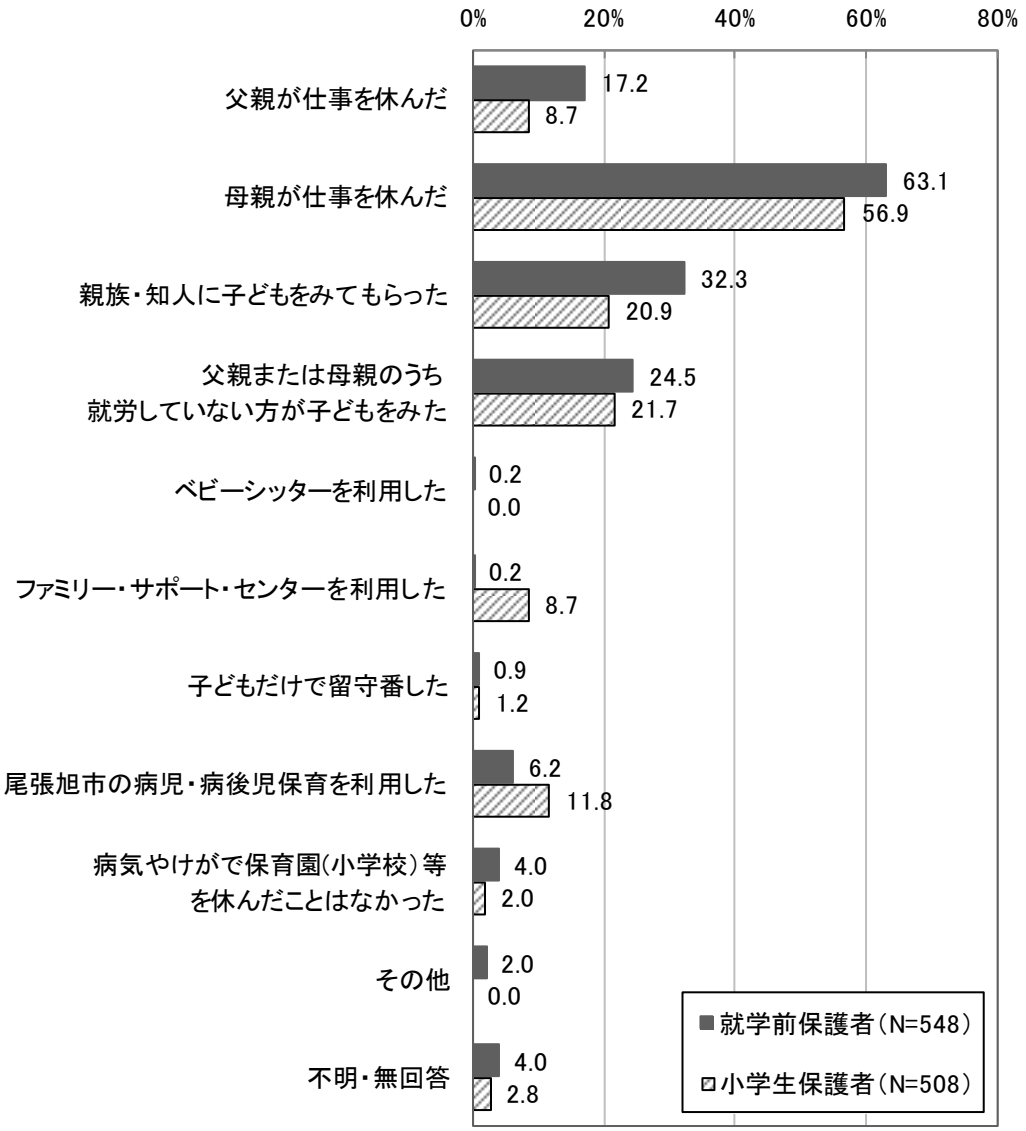

（５）泊りがけで家族以外にみてもらう必要が生じた経験

①経験の有無

就学前保護者では、「あった」が18.1%、「なかった」が79.7%となっています。

小学生保護者では、「あった」が14.8%、「なかった」が82.9%となっています。

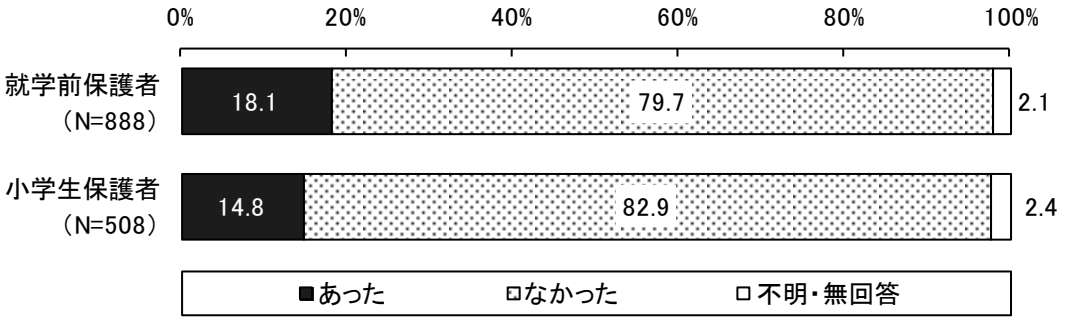

②１年間の対処方法

就学前保護者では、「親族・知人にみてもらった」が89.4%と最も高く、次いで「預け先が見つからず、子どもを連れて行った」が18.0%、「子どもだけで留守番した」「その他」がそれぞれ1.2%となっています。

小学生保護者では、「親族・知人にみてもらった」が86.7%と最も高く、次いで「預け先が見つからず、子どもを連れて行った」が12.0%、「その他」が2.7%となっています。

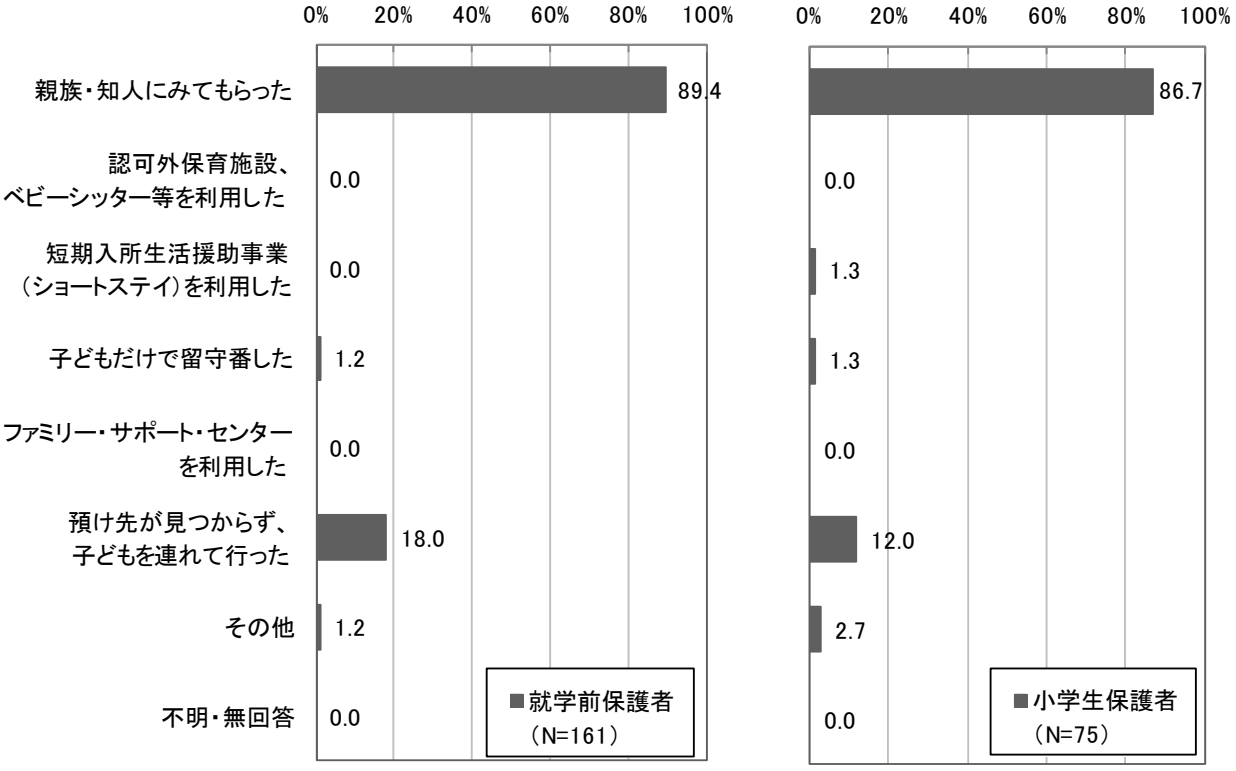

（６）小学校進学への不安

就学前、小学生ともに「嫌がらずに学校に行ってくれるか」が最も多く、次いで「他人とのコミュニケーションがとれるか」「勉強についていけるか」となっています。

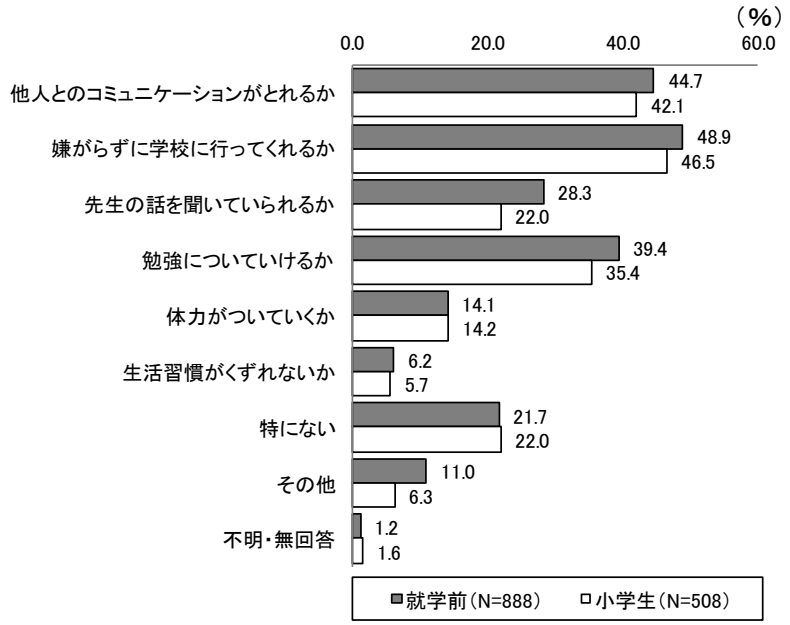

（７）地域で子育てする環境について

①近所や地域の方とのつき合いの程度

就学前保護者では、「あいさつする程度」が68.1%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が48.0%、「家へ上がって話をする」が12.8%となっています。

小学生保護者では、「あいさつする程度」が65.6%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が57.7%、「困っているときに相談したり助け合ったりしている」が18.7%となっています。

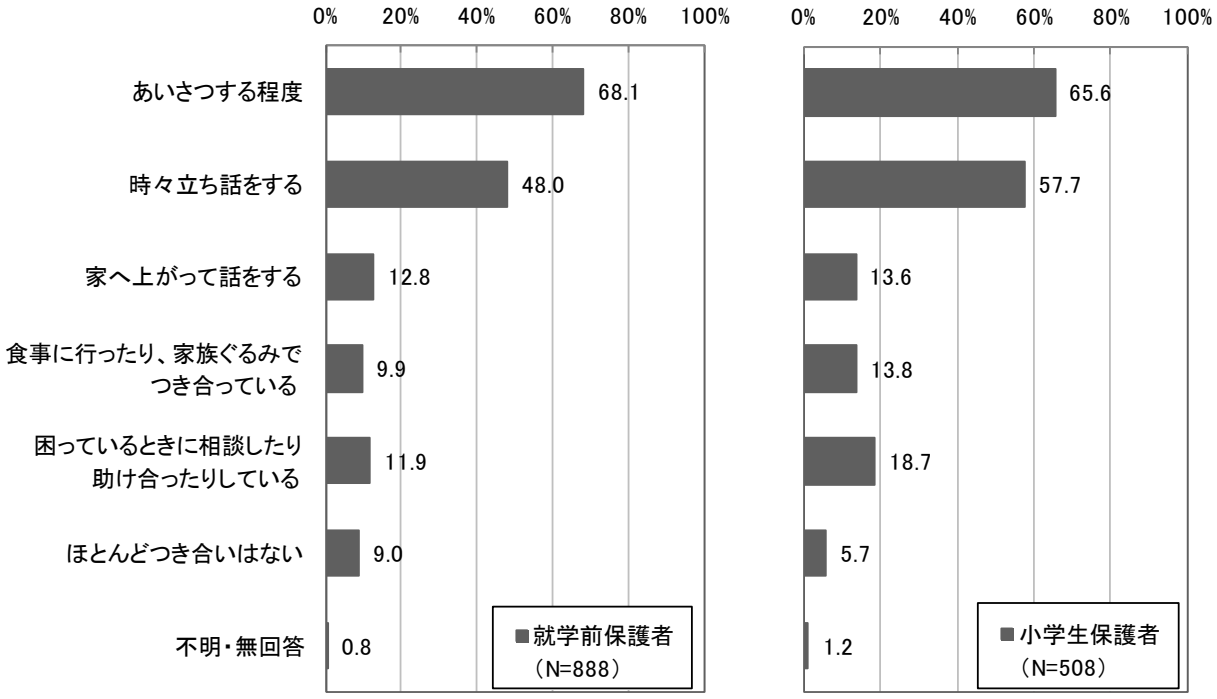

②地域で子育てが支えられていると感じるか

就学前保護者では、「ある程度は感じる」が39.9%と最も高く、次いで「あまり感じない」が23.0%、「どちらともいえない」が19.5%となっています。

小学生保護者では、「ある程度は感じる」が41.7%と最も高く、次いで「あまり感じない」が25.0%、「どちらともいえない」が18.5%となっています。

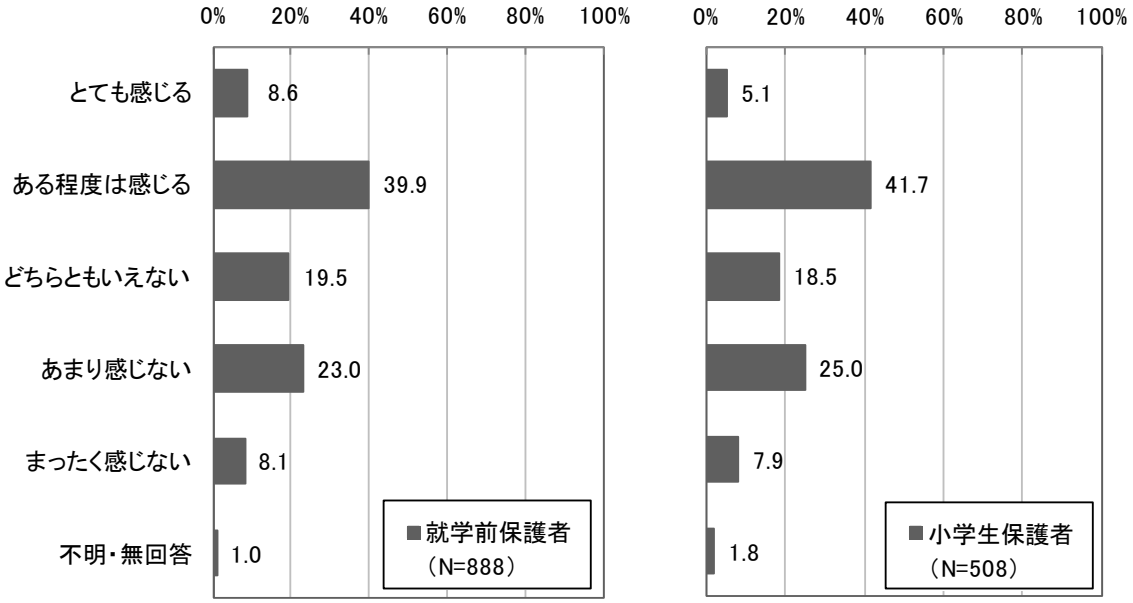

③子育てしやすいまちとして、地域のつながり（ネットワークや団体）は必要か

就学前保護者では、「ある程度は必要である」が57.2%と最も高く、次いで「大いに必要である」が27.8%、「どちらともいえない」が10.4%となっています。

小学生保護者では、「ある程度は必要である」が60.0%と最も高く、次いで「大いに必要である」が22.0%、「どちらともいえない」が9.4%となっています。

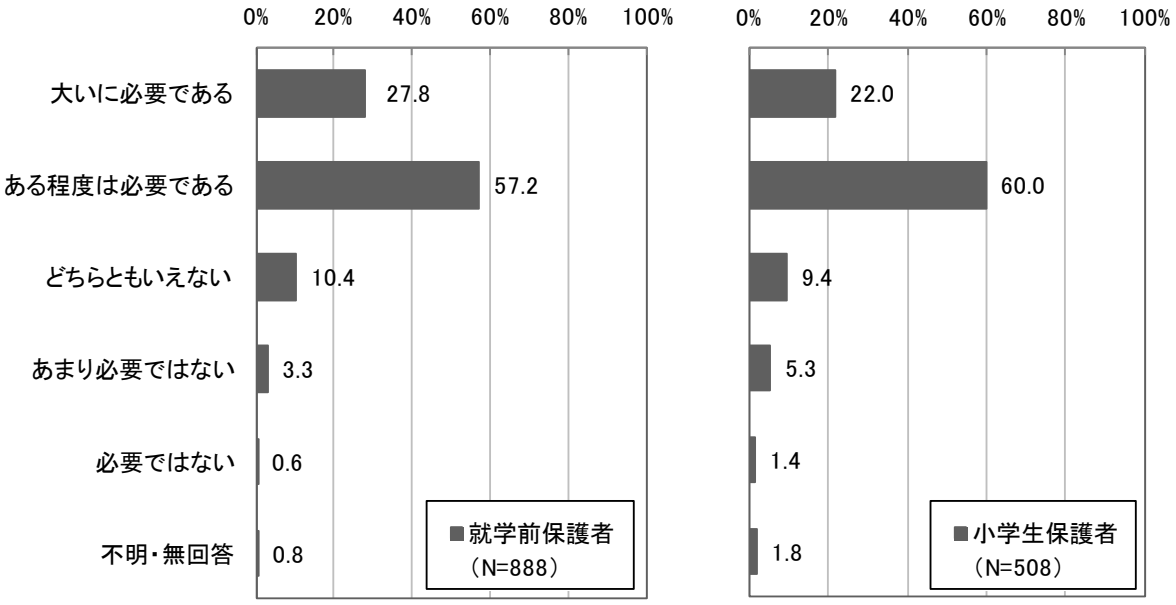

3　就学前児童の保護者調査の結果概要

（１）定期的に利用する教育・保育の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している割合は61.7%、利用していない割合は35.8%となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「保育園」が最も多く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の順となっています。

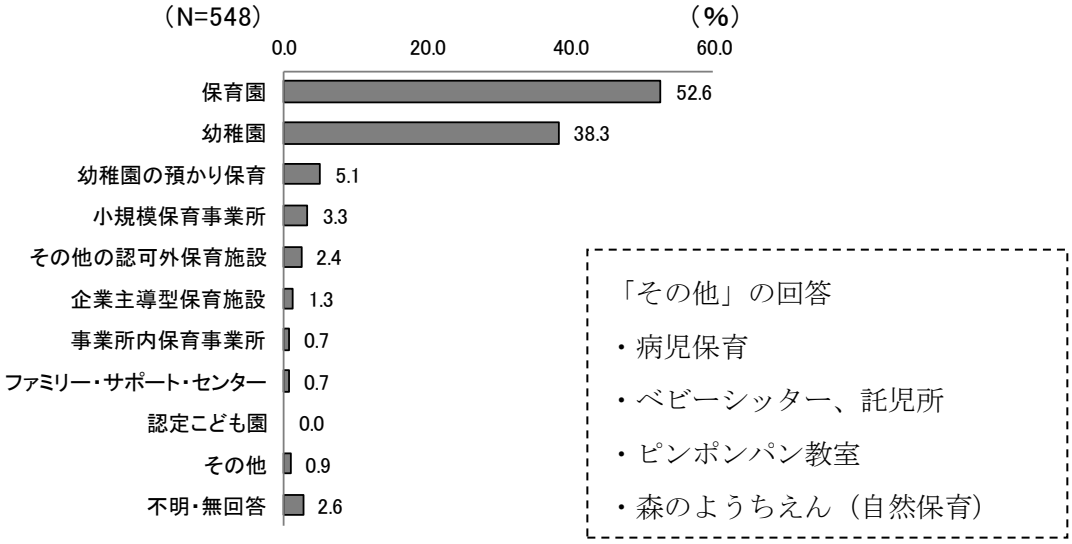

（２）定期的に利用する教育・保育の利用希望

幼児教育無償化を考慮しない場合の利用希望は、各年齢において、「保育園」が最も多くなっているほか、３歳以降は「保育園」が４割台、「幼稚園」が３割台となっています。

幼児教育無償化を考慮する場合の利用希望は、考慮しない場合と比べて、主に「保育園」「幼稚園」の割合が減り、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「小規模保育事業所」への回答割合が増えています。

※集計対象者数は、「０歳の時」→回答者のお子さんが０歳、「１歳の時」→回答者のお子さんが０・１歳など、今後の利用が見込まれる対象年齢に絞っています。また、単数回答扱いで集計しており、複数回答している回答は無効にしています。

■利用希望（幼児教育無償化考慮無し）　（%）

	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
集計対象者数(人)	131	251	377	498	639	877
保育園	22.1	43.4	50.4	47.2	47.4	44.9
小規模保育事業所	1.5	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.8	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.4	2.9	35.3	36.8	36.8
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	0.0	4.0	3.9	3.9
認定こども園	0.8	0.8	0.5	1.6	1.3	1.5
企業主導型保育施設	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.0	0.4	0.3	0.6	0.5	0.3
ファミリー・サポート・センター	1.5	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.1
不明・無回答	74.0	49.4	40.3	11.2	10.0	12.4

■利用希望（幼児教育無償化考慮）　（%）

	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
集計対象者数(人)	131	251	377	498	639	877
保育園	17.6	42.6	51.2	41.0	41.5	39.2
小規模保育事業所	2.3	4.4	4.5	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.8	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.4	1.9	33.1	34.6	33.6
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	1.1	6.4	6.4	7.5
認定こども園	0.8	1.6	1.1	1.8	1.4	1.6
企業主導型保育施設	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.8	0.8	0.3	0.6	0.5	0.3
ファミリー・サポート・センター	2.3	1.2	0.8	0.2	0.2	0.1
その他	0.8	0.4	0.5	0.0	0.2	0.1
不明・無回答	74.8	47.8	38.2	16.9	15.3	17.4

◎「（無償化考慮）－（無償化考慮無し）」の計算結果　（%）

	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
保育園	-4.6	-0.8	0.8	-6.2	-5.9	-5.7
小規模保育事業所	0.8	0.4	0.5	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.0	-0.4	-0.3	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.0	-1.1	-2.2	-2.2	-3.2
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	1.1	2.4	2.5	3.6
認定こども園	0.0	0.8	0.5	0.2	0.2	0.1
企業主導型保育施設	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1
その他	0.8	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	0.8	-1.6	-2.1	5.6	5.3	5.0

（３）お子さんが病気やけがの際の対応

第１優先では、「仕事を休むなりして親が対応する」が84.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族に預ける」が7.9%、「病児・病後児保育を利用する」が2.3%となっています。

第２優先では、「祖父母等の親族に預ける」が63.0%と最も高く、次いで「病児・病後児保育を利用する」が15.2%、「仕事を休むなりして親が対応する」が8.0%となっています。

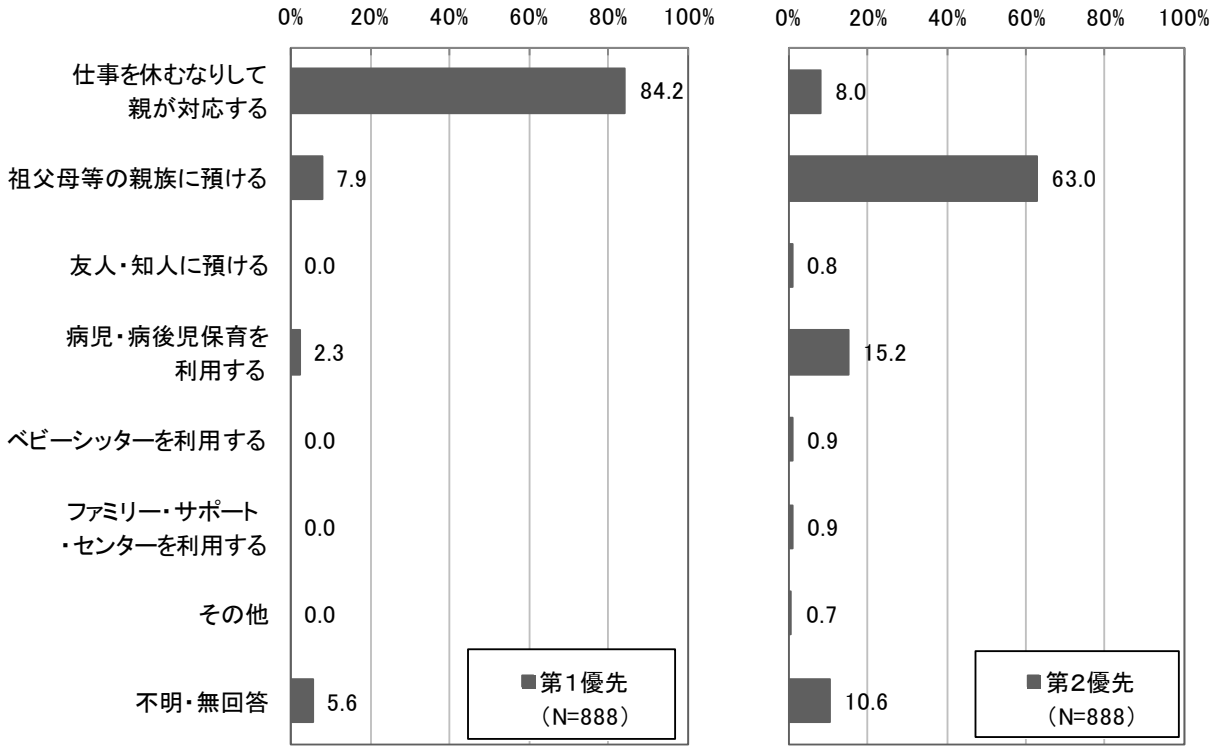

（４）土・日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日では、「利用する必要はない」が58.9%と最も高く、次いで「月１～２回利用したい」が26.7%、「ほぼ毎週利用したい」が11.0%となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が72.4%と最も高く、次いで「月１～２回利用したい」が17.3%、「ほぼ毎週利用したい」が2.0%となっています。

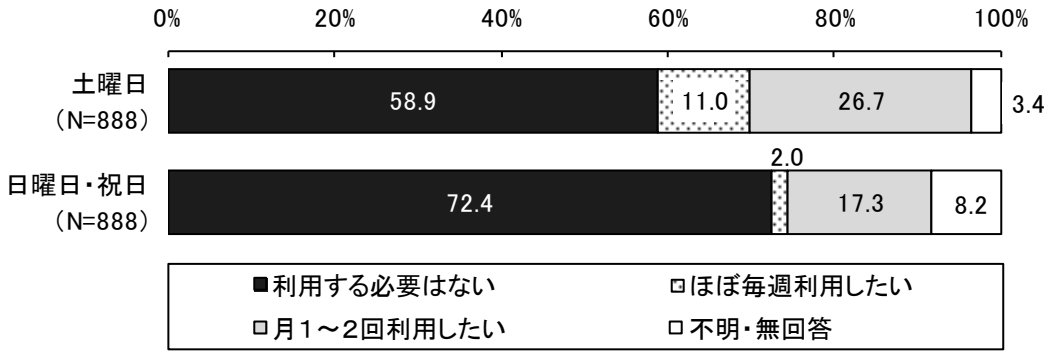

（５）地域子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談する場）の利用状況

「利用していない」が66.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援事業」が25.3%、「その他尾張旭市で実施している類似事業」が1.8%となっています。

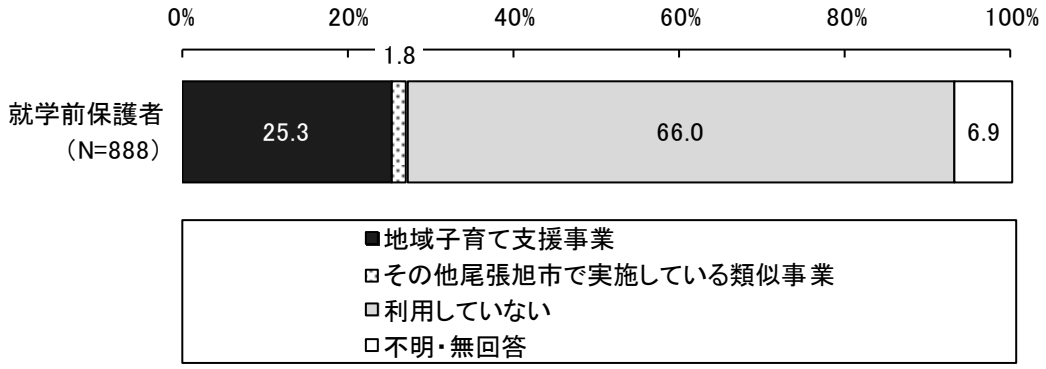

（６）保護者の私用、通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業

①利用している事業

「利用していない」が79.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が10.8%、「一時預かり」が2.9%となっています。

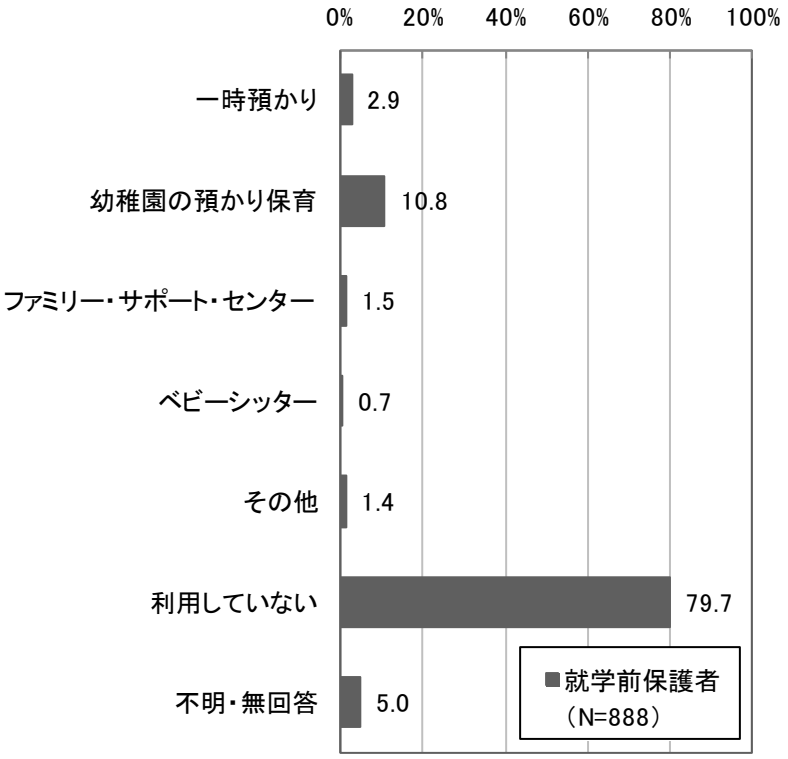

②利用意向

「利用したい」が46.4%、「利用する必要はない」が49.0%となっています。

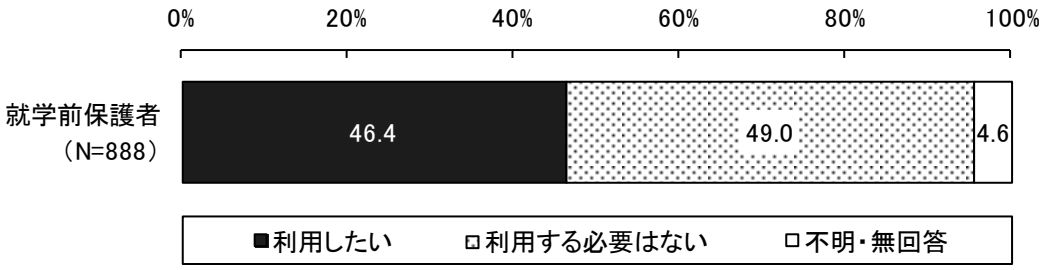

（７）小学校入学後の希望する放課後の過ごし方

小学１～３年生の時の希望では、「児童クラブ・学童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」が多くなっています。

小学４～６年生の時の希望では、「習い事」が最も多く、次いで「自宅」「学校での部活動」が多くなっています。

※「学校での部活動」は小学４～６年生のみの選択肢

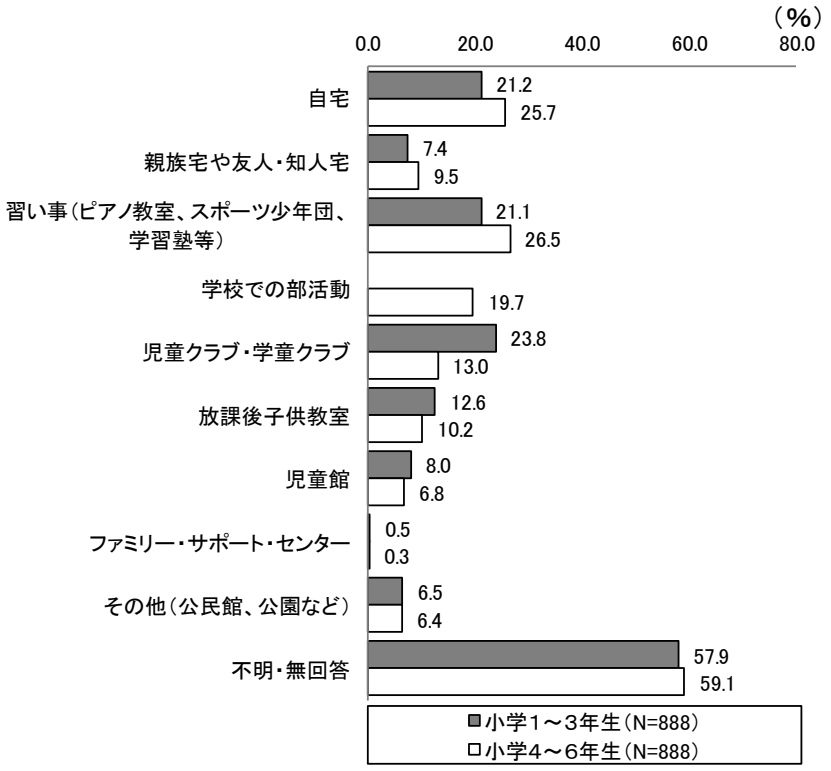

（８）各地域子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向

①認知度

「はい」(知っている)の割合についてみると､「④こどもの発達センターにこにこ」が86.5%と最も高く、次いで「⑦コアラちゃん広場」が84.7%、「①子ども・子育て相談」が82.2%となっています。

「いいえ」（知らない）の割合についてみると、「②子育て支援センター」が65.8%と最も高く、次いで「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が45.8%、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が45.3%となっています。

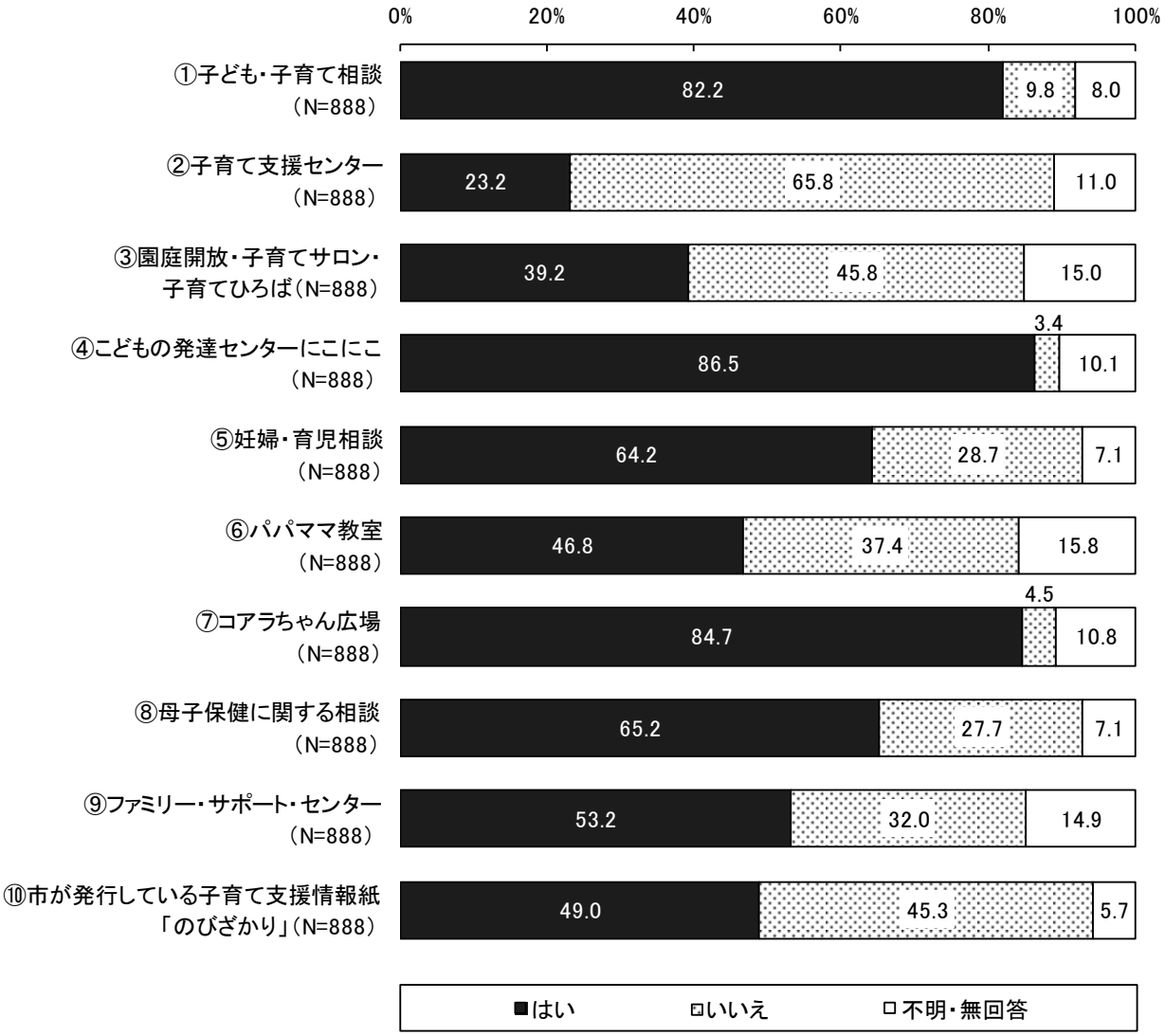

②利用状況

「はい」（利用したことがある）の割合についてみると、「⑥パパママ教室」が82.8%と最も高く、次いで「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が67.5%、「⑨ファミリー・サポート・センター」が41.6%となっています。

「いいえ」（利用したことがない）の割合についてみると、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が78.3%と最も高く、次いで「①子ども・子育て相談」が76.9%、「④こどもの発達センターにこにこ」が74.7%となっています。

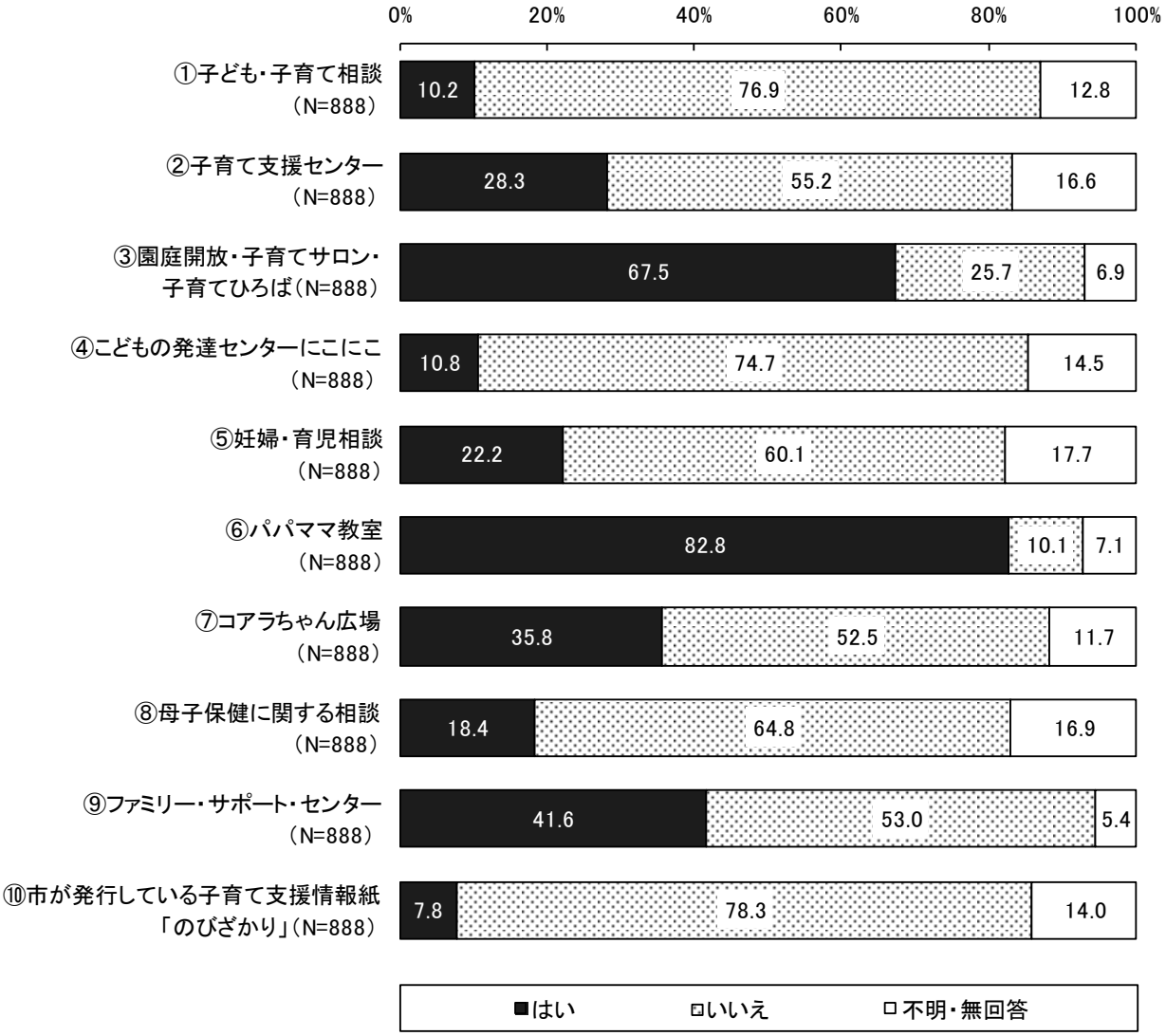

③利用意向

「はい」（利用したい）の割合についてみると、「⑤妊婦・育児相談」が74.0%と最も高く、次いで「②子育て支援センター」が40.9%、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が31.6%となっています。

「いいえ」（利用したいと思わない）の割合についてみると、「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が81.8%と最も高く、次いで「⑥パパママ教室」が79.6%、「⑨ファミリー・サポート・センター」が78.3%となっています。

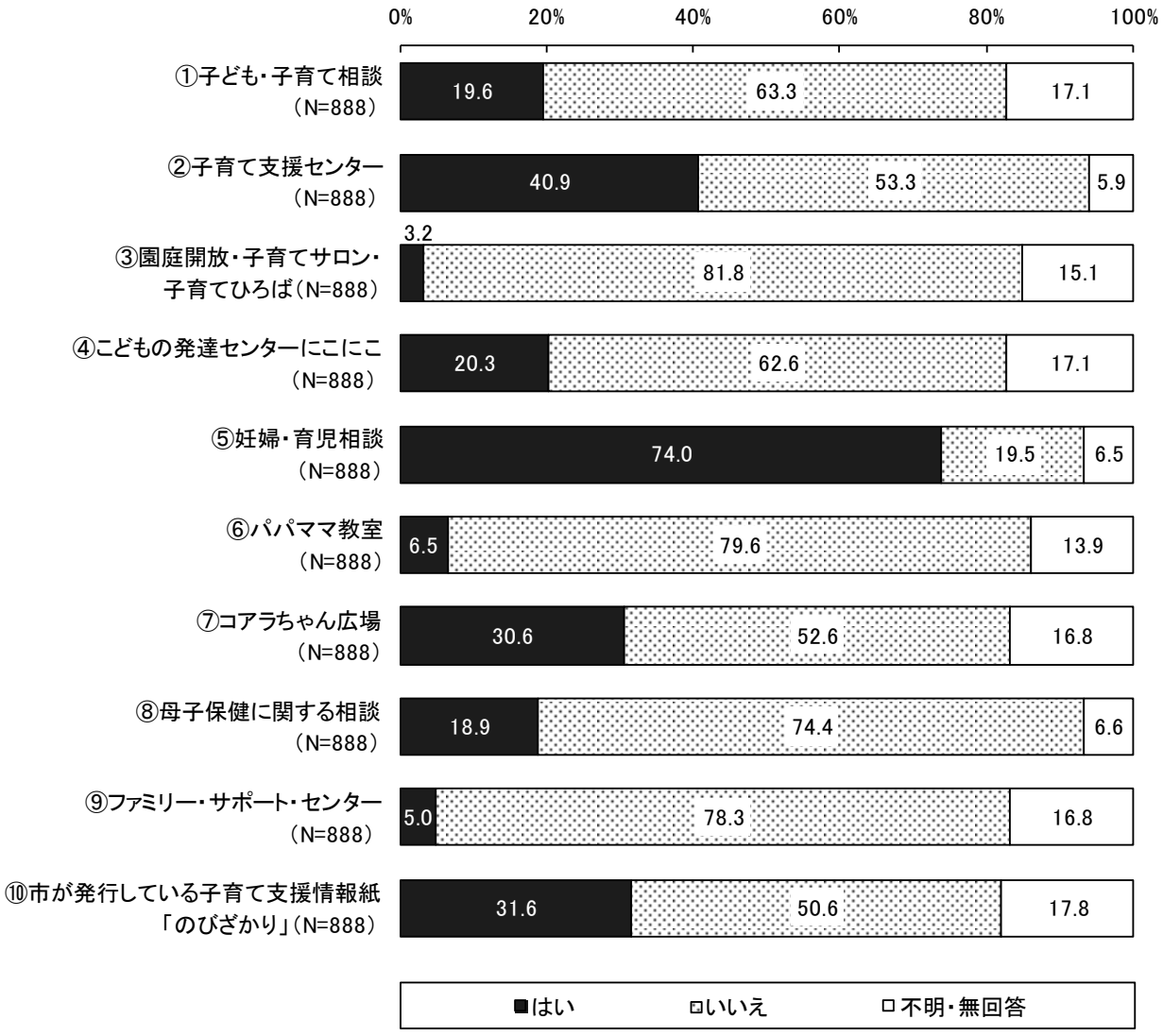

4　小学生の保護者調査の結果概要

（１）放課後の過ごし方

「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「親族宅や友人・知人宅」が多くみられます。

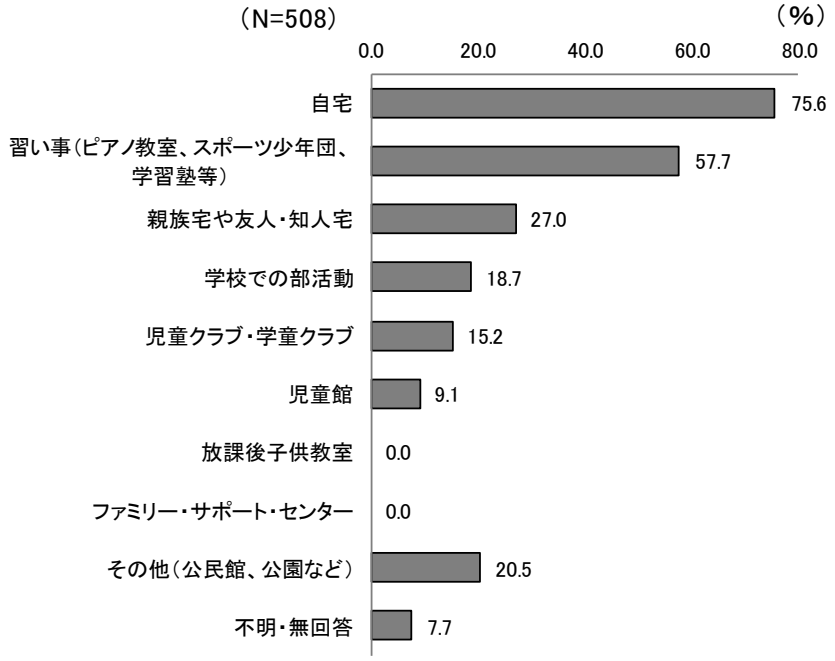

（２）児童クラブ・学童クラブの利用希望

①現在平日に児童クラブ・学童クラブを利用している人で土曜日・日曜日の利用希望

土曜日、日曜日・祝日ともに「必要ない」が最も多く、次いで「月１～２回利用したい」「ほぼ毎週利用したい」の順となっています。

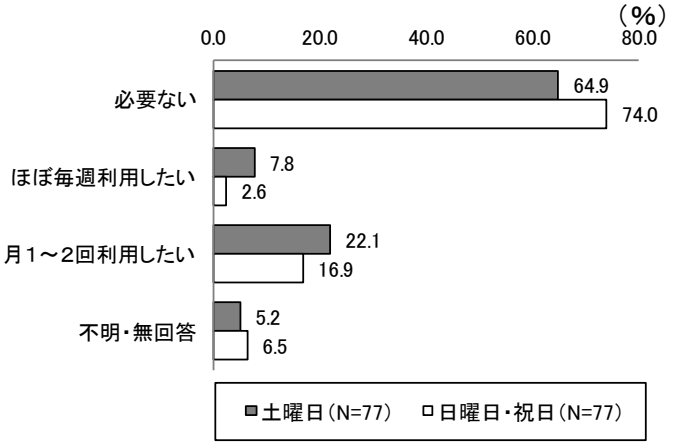

②－１　現在児童クラブ・学童クラブを利用していない人の利用希望

今後児童クラブ・学童クラブを利用したい人は約１割となっており、利用希望者は６年生までの利用を希望し、平日を中心とした利用を希望している傾向となっています。

（N＝463）

利用したい	10.2	→以下2問はN＝47			
		・どの学年まで利用希望か		・利用希望日	
		3年生まで	14.9	平日	87.2
		4年生まで	21.3	土曜日	38.3
		5年生まで	6.4	日曜日・祝日	27.7
		6年生まで	40.4		
今後も利用しない	68.3				
不明・無回答	21.6				

②－２　児童クラブ・学童クラブを利用しない主な理由

「ご自身や配偶者が働いていないなど、利用する必要がない」が27.9%と最も多く、次いで「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから」が14.9%、「ご自身や配偶者の親、親戚がみている」が9.7%となっています。

（３）放課後の安全な居場所の整備希望

「放課後子供教室の実施」が最も多く、次いで「児童クラブ・学童クラブの充実」「児童クラブ・学童クラブは現状のままでよい」が多くなっています。

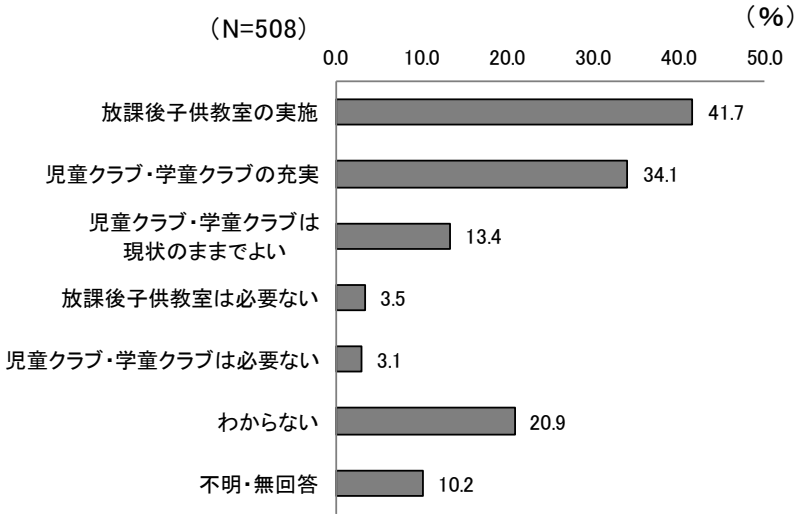

第5章　計画の主要課題

第５章　計画の主要課題

子育て支援施策の実施状況、ニーズ調査結果等から、本計画の主要課題は次のようにまとめられます。

◇　子どもの教育・保育環境に関する課題

・待機児童の解消に向けた対策

・子ども・子育てに関する事業の認知度向上

・多様な利用者ニーズに対応した子育て支援の充実

◇　地域における子育て支援に関する課題

・地域における子育て支援ネットワークとサービスの充実

・放課後の子どもの居場所づくり

・子ども会活動等地域の教育力の充実支援

・適応指導、いじめ防止、心の相談事業の充実

◇　配慮を要する子ども・家庭に関する課題

・配慮を要する子ども・家庭の保育・教育ニーズに対応した取り組み

・児童虐待・DV相談事業の充実

◇　親と子の健康に関する課題

・妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の推進

・かかりつけ医制度の普及

◇　子育てと仕事の両立に関する課題

・男女共同参画の意識啓発の推進

・ワーク・ライフ・バランスの啓発

◇　子どもの権利擁護と安全に関する課題

・安全な通学路・遊び場の確保と交通安全教育の推進

・地域ぐるみの防犯体制の充実

第6章　計画の基本的な考え方

1　基本的な考え方 58
2　基本理念 58
3　基本目標 59
4　施策の体系 60
5　重点的に取り組む事業の視点 61

※第６章以降については、今後国より提示される基本指針の改正との整合性を図るために、構成や内容の修正を行う可能性があります。

第６章　計画の基本的な考え方

１　基本的な考え方

これまで本市では、子ども・子育て支援法の趣旨を鑑み、少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしてきました。

また、国が定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが大切とされるよう良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要であるとされています。

第２期子ども・子育て支援事業計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、近年の制度の施行状況や関連施策の動向を勘案して、施策分野の枠を超えた子ども・子育てに関する各施策を実施します。

尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」を継承

２　基本理念

みんなで支えあう

すべての子どもがすくすくのびのびと育ち、

子育てしやすいまち　尾張旭

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、生まれてすくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。その子どもたちが今を豊かに生活し、自らの将来や地域の未来に向けて、夢を羽ばたかせるために社会全体で支え、育んでいくことが今後も求められます。

本市では、第１期計画において「みんなで支えあう　子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい　住みよいまち・尾張旭」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまちをめざして取り組んできました。

本計画では、これまで取り組んできた子ども・子育てに関する事業のさらなる充実を図るとともに、子どもを地域全体で安心して育てることができる環境を整え、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる尾張旭市の実現をめ

ざします。また、上位計画である尾張旭市第五次総合計画で掲げる将来の都市像や計画人口実現のためのチャレンジ（働きながら子育てしやすいまちをめざします、次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします）の実現に向けた部門別計画としての施策の推進を図ります。

これらの考えを踏まえ、基本理念を「みんなで支えあう　すべての子どもがすくすくのびのび育ち、子育てしやすいまち　尾張旭」と定めます。

3　基本目標

基本理念である「みんなで支えあう　すべての子どもがすくすくのびのびと育ち、子育てしやすいまち　尾張旭」の実現に向けて、以下の６つの基本目標を設定します。

基本目標１　子どもの教育・保育環境の充実
基本目標２　地域における子育て支援の充実
基本目標３　配慮を要する子ども・家庭への支援
基本目標４　親と子の健康の確保及び増進
基本目標５　子育てと仕事の両立支援
基本目標６　子どもの権利擁護と安全の確保

4　施策の体系

基本目標１　子どもの教育・保育環境の充実

1　教育・保育サービス環境の整備と充実

2　豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実

3　次代の親の育成

基本目標２　地域における子育て支援の充実

1　地域における子育て支援サービスの充実

2　子育て支援のネットワークの充実

3　児童の健全育成（新・放課後子ども総合プランへの対応を含む）

4　家庭や地域の教育力の向上

5　子どもを育てる意識の醸成

基本目標３　配慮を要する子ども・家庭への支援

1　児童虐待防止対策の充実（近年の法改正等の動向対応含む）

2　障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援（障がい児福祉計画との整合含む）

3　ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援（社会的養育、外国につながる幼児支援を含む）

基本目標４　親と子の健康の確保及び増進

1　子どもと親の健康確保

2　「食育」の推進

3　思春期保健対策の充実

4　小児医療の充実

基本目標５　子育てと仕事の両立支援

1　育児休業等制度の周知と利用促進

2　男女共同による子育ての推進（今年度策定中の男女共同参画プランとの整合を含む）

基本目標６　子どもの権利擁護と安全の確保

1　子どもの権利を擁護する意識の向上

2　子どもの意見表明・参加の促進

3　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

4　安心して外出できる環境の整備

5　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

５　重点的に取り組む事業の視点

第２期計画では、以下の視点から重点事業を設定し、さらに効果的な施策の推進につなげます。

（１）すべての子どもが、健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、障がい、疾病、虐待、貧困などで社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対しても支援を推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

（２）すべての保護者が、子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望が持てるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目ない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

（３）すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり

地域、企業、学校、行政などの社会全体が、世代間を超えて、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

第７章　施策の展開

基本目標１　子どもの教育・保育環境の充実

基本目標２　地域における子育て支援の充実

基本目標３　配慮を要する子ども・家庭への支援

基本目標４　親と子の健康の確保及び増進

基本目標５　子育てと仕事の両立支援

基本目標６　子どもの権利擁護と安全の確保

第８章　子ども・子育て支援事業計画

１　教育・保育提供区域の設定

２　子ども・子育て支援の体系

３　保育所等を利用する場合の利用条件

４　「量の見込み」と「確保方策」

５　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

６　第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

第９章　計画の推進

１　計画の周知・理解

２　計画の推進体制

３　進捗状況の管理

４　子ども・子育て会議

資料１

令和元年８月

諮問の趣旨

急速な少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化しており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした環境の変化に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、地域の子育て支援の充実を図るとともに、未来の社会を創り、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるような社会をめざす必要があります。

そうした中、国においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連３法が平成２４年８月１０日に成立いたしました。これらの法律に基づき、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、平成２７年３月に「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成２７年度から令和元年度までの５年間において計画的な推進を図ってきました。

このたび、当該計画の計画期間満了に伴い、近年における社会情勢の変化、国における制度の施行状況及び関連施策の動向等を踏まえて、引き続き本市の子ども・子育て支援施策を計画的に推進するため「第２期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

こうしたことから、本市の地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた上で、子ども・子育て支援に関する施策が総合的にかつ計画的に推進できるよう、子ども・子育て支援当事者の観点、また、専門的な観点からご審議いただきたく、尾張旭市子ども・子育て会議に意見を求めるものです。

子ども・子育て支援事業の見込み量算出について

1　算出方法について

Step1　調査結果から“現在家庭類型”を算出する

家庭類型とは…
　配偶者の有無や保護者の就労状況によって、分類すること。ニーズ調査の結果を用いて、調査対象者家庭を、以下の８つに分類する。

タイプ	父母の有無や就労状況	タイプ	父母の有無や就労状況
A	ひとり親家庭 【「配偶者はいない」と答えた父子家庭や母子家庭】	D	専業主婦（夫）【片方フルタイムもしくはパートタイム・片方無職】
B	フルタイム×フルタイム【共働きかつどちらもフルタイム】	E	パートタイム×パートタイム【共働きかつどちらもパートタイム】
C	フルタイム×パートタイム【片方フルタイム・片方パートタイム】	E´	パートタイム×パートタイム【どちらもパートタイムかつ片方短時間勤務】
C´	フルタイム×パートタイム【片方フルタイム・片方短時間パートタイム】	F	無業×無業 【どちらも無職】

Step2　母親の就労意向から“潜在家庭類型”を算出する

　現在家庭類型は、変更する可能性がある。母親の就労状況は、育児の状況に応じて変わりやすいと考えられるため、母親の今後の就労意向から、近い将来の“潜在”家庭類型を算出する。

例１〕現在「専業主婦」だが、パートタイム就労の意向がある
　　→　＜現在家庭類型＞**タイプD⇒**＜潜在家庭類型＞**タイプC**
例２〕現在「フルタイムとパートタイム」だが、「両親ともフルタイム」になる
　　→　＜現在家庭類型＞**タイプC⇒**＜潜在家庭類型＞**タイプB**

Step3　潜在家庭類型の事業利用意向を算出する

　年齢別・潜在家庭類型別に、幼稚園・保育園・認定こども園など、どの教育・保育事業を利用したいと回答（利用意向割合）しているか算出する。

Step4　将来児童数を推計する

　計画期間中（令和２年度～令和６年度）における対象児童数の推計を行う。割合と将来人口数を掛け合わせて、量の見込みを算出する。

Step5　各“認定区分”の割合を把握する

認定区分とは…
子ども子育て支援制度に基づく教育・保育事業を利用するにあたっては、３区分からなる認定を市町村から受ける必要がある。
認定区分は、年齢と、Step１～３で算出された潜在家庭類型ごとの利用したい事業から求められる。

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園	保育園	

■家庭類型と認定区分の関係

家庭類型	0～2歳	3～5歳
タイプA〔ひとり親家庭〕	3号	2号
タイプB〔フルタイム×フルタイム〕	3号	2号
タイプC〔フルタイム×パートタイム〕	3号	2号
タイプC´〔フルタイム×パートタイム(短時間就労等)〕	－	1号
タイプD〔専業主婦(夫)〕	－	1号
タイプE〔パートタイム×パートタイム〕	3号	2号
タイプE´〔パートタイム×パートタイム(短時間就労等)〕	－	1号
タイプF〔無業×無業〕	－	1号

※３～５歳のタイプＡ、Ｂ、Ｃ、Ｅは、２号認定を受けても幼稚園（学校教育）の利用希望が強い場合は、１号認定への変更が可

※尾張旭市における家庭類型の状況

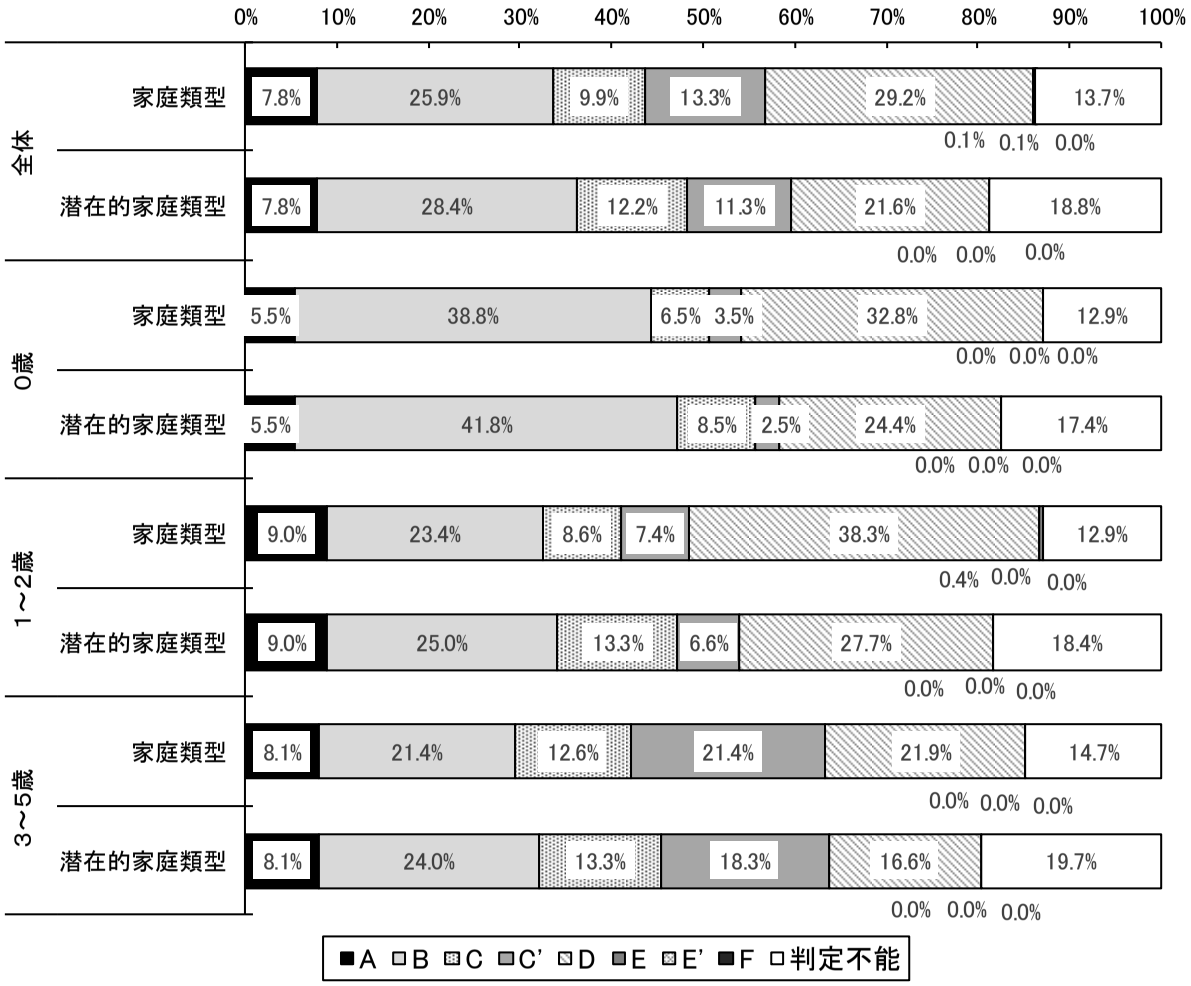

タイプＡ　〔ひとり親家庭〕
タイプＢ　〔フルタイム×フルタイム〕
タイプＣ　〔フルタイム×パートタイム〕
タイプＣ´〔フルタイム×パートタイム（短時間就労等）〕
タイプＤ　〔専業主婦（夫）〕
タイプＥ　〔パートタイム×パートタイム〕
タイプＥ´〔パートタイム×パートタイム（短時間就労等）〕
タイプＦ　〔無業×無業〕

2　将来児童数推計について

将来児童数は、コーホート変化率法を用いて算出しました。コーホート変化率法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。

【人口推計の基礎データ】

・平成 27 年～平成 31 年の各年３月末時点の住民基本台帳各歳別人口

→実績値　　→推計値

年齢	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	645	622	602	623	618	608	598	589
1歳	694	684	667	634	657	651	641	631
2歳	688	732	708	697	663	686	681	669
3歳	770	708	741	725	713	678	702	696
4歳	762	781	714	749	733	721	686	710
5歳	768	768	794	723	759	742	731	695
6歳	813	771	789	806	734	771	754	742
7歳	819	810	766	787	804	733	769	752
8歳	826	816	817	770	792	809	737	773
9歳	874	826	816	820	773	795	812	740
10 歳	840	873	837	818	823	775	797	815
11 歳	844	833	873	836	817	822	774	796
就学前	4,327	4,295	4,226	4,151	4,143	4,086	4,039	3,990
小学生	5,016	4,929	4,898	4,837	4,743	4,705	4,643	4,618
合計	9,343	9,224	9,124	8,988	8,886	8,791	8,682	8,608

3　子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）

3－1　教育・保育の量の見込みの算出について

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

ア）１号認定（認定こども園及び幼稚園）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプC’（フルタイム×パートタイム） タイプD（専業主婦（夫）） タイプE’（パートタイム×パートタイム） タイプF（無業×無業）	3～5歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択した者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用）　・認定こども園

イ）２号認定（認定こども園のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプE（パートタイム×パートタイム）	3～5歳	現在利用している事業として下記を選択した者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用）

ウ）２号認定（認定こども園及び保育所）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプ A（ひとり親家庭） タイプ B（フルタイム×フルタイム） タイプ C（フルタイム×パートタイム） タイプ E（パートタイム×パートタイム）	３～５歳	今後利用したい事業として下記を選択した者から、イ）２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）を引いた者の割合 ・幼稚園（通常の就園時間の利用）　・幼稚園の預かり保育 ・保育園　・認定こども園 ・小規模な保育施設　・家庭的保育 ・事業所内保育施設　・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

エ）３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプ A（ひとり親家庭） タイプ B（フルタイム×フルタイム） タイプ C（フルタイム×パートタイム） タイプ E（パートタイム×パートタイム）	０～２歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択した者の割合 ・保育園　・認定こども園 ・小規模な保育施設　・家庭的保育 ・事業所内保育施設　・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

② 計画値・実績値（平日日中の教育・保育）

認定区分	対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1号	教育標準時間認定 （幼稚園）	3～5歳	人／年	計画値	1,079	1,051	1,065	1,043	1,011
				実績値	1,277	1,248	1,199	1,167	
2号	保育認定 （認定こども園、保育園）	3～5歳	人／年	計画値	1,243	1,212	1,226	1,200	1,164
				実績値	981	1,008	1,020	1,000	
3号	保育認定 （認定こども園、保育園、地域型保育）	0～2歳	人／年	計画値	625	612	674	666	663
				実績値	484	492	492	518	

③ ニーズ量（平日日中の教育・保育）

※実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

認定区分	対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	教育標準時間認定 （幼稚園）	3～5歳	人／年	調査ベース	668	670	650	644	639
				実績ベース	1,199	1,203	1,168	1,156	1,147
2号	保育認定 （認定こども園、保育園）	3～5歳	人／年	調査ベース	1,242	1,246	1,210	1,197	1,187
				実績ベース	974	978	949	940	932
3号	保育認定 （認定こども園、保育園、地域型保育）	0～2歳	人／年	調査ベース	1,056	1,046	1,048	1,034	1,019
				実績ベース	500	496	501	495	487

３－２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

（１）時間外保育事業

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプ A(ひとり親家庭) タイプ B(フルタイム×フルタイム) タイプ C(フルタイム×パートタイム) タイプ E(パートタイム×パートタイム)	０～５歳	今後利用したい事業として下記のいずれかを選択し、かつ利用希望時間が 18 時以降の者の割合 ・保育園　・認定こども園 ・小規模な保育施設　・家庭的保育 ・事業所内保育施設　・その他の認可外の保育施設 ・居宅訪問型保育

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
時間外保育事業	０～５歳	人／年	計画値	320	307	291	283	271
			実績値	183	199	202	219	

③　ニーズ量

※実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	０～５歳	人／年	調査ベース	516	515	508	503	496
			実績ベース	212	211	208	206	203

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプ A（ひとり親家庭） タイプ B（フルタイム×フルタイム） タイプ C（フルタイム×パートタイム） タイプ E（パートタイム×パートタイム）	５歳	放課後の時間を過ごさせたい場所で下記を選択した者の割合 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	１～６年生	人日／年	計画値	901	891	877	846	827
			実績値	492	550	620	678	

対象事業	対象年齢	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【実績値の内訳】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1年生	人日／年	193	207	243	239
	2年生		147	167	185	218
	3年生		114	114	129	145
	4年生		36	53	51	55
	5年生		2	7	11	15
	6年生		0	2	1	6

③　ニーズ調査に基づく算出

対象事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人日／年	1,718	1,686	1,674	1,650	1,642

≪①≫上記ニーズ量を平成 30 年度の実績値に基づいた割合で、学年ごとに振り分けた場合

対象事業	対象年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1年生	人日／年	366	361	358	350	351
	2年生		333	329	327	319	320
	3年生		222	219	217	212	213
	4年生		577	562	559	556	548
	5年生		157	154	152	152	150
	6年生		63	61	61	61	60

④　実績値に基づく算出

※　実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1年生	人日／年	250	228	239	234	230
	2年生		212	216	197	207	202
	3年生		137	141	144	131	137
	4年生		55	51	53	54	49
	5年生		14	14	13	14	14
	6年生		6	6	6	6	6
	総数	人日／年	665	652	647	639	635

（３）子育て短期支援事業

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日･人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
すべての家族類型	０～５歳	利用意向率 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった者のうち、次の対処方法を選んだ者の割合 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した ・子どもだけで留守番をさせた 利用意向日数 下記の者の１年間の平均日数 ・ショートステイを利用した　　・子どもだけで留守番をさせた

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子育て短期支援事業	０～５歳	人日／年	計画値	27	26	25	24	23
			実績値	0	0	0	0	0

③　ニーズ量

※　実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	０～５歳	人日／年	調査ベース	72	72	72	71	69
			実績ベース					

（４）地域子育て支援拠点事業

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日･人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
すべての家族類型	０～２歳	利用意向率 下記の事業を現在利用している者と今後利用したい者の割合 ・地域子育て支援拠点事業 利用意向回数 現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月あたり平均利用回数

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域子育て支援拠点事業（保育所地域活動事業）	０～２歳	人／年	計画値	21,960	20,676	20,028	19,440	18,960
			実績値	22,077	31,804	31,488	30,555	

③　ニーズ量

※　実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業（保育所地域活動事業）	０～２歳	人／年	調査ベース	43,836	43,440	43,620	43,104	42,408
			実績ベース	30,354	30,105	30,214	29,826	29,344

（５）一時預かり事業等（一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日･人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
1号認定 タイプ C’（フルタイム×パートタイム） タイプ D（専業主婦（夫）） タイプ E’（パートタイム×パートタイム） タイプ F（無業×無業）	3～5歳	利用意向率 下記の者の割合 ア「1号認定の不定期事業の利用希望者の割合」 イ「不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりの利用割合または幼稚園の預かり保育の利用割合」 利用意向日数 不定期事業の利用意向のある者の1年間の平均日数
2号認定 タイプ A（ひとり親家庭） タイプ B（フルタイム×フルタイム） タイプ C（フルタイム×パートタイム） タイプ E（パートタイム×パートタイム）		利用意向率 1.0（100%）※手引きにて指定 利用意向日数 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数

（イ）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
すべての家族類型	0～5歳	利用意向率 不定期事業の利用希望のある者の割合 利用意向日数 不定期事業の利用意向のある者の1年間の平均日数

② 計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5歳	人日／年	計画値	8,736	8,514	7,983	7,712	7,268
			実績値	0	0	1,658	2,297	
在園児を除く一時預かり	0～5歳	人日／年	計画値	10,925	9,932	9,621	9,336	9,105
			実績値	5,216	4,833	5,697	5,246	

③ ニーズ量

※ 実績ベースは、平成27年度から平成30年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5歳	人日／年	調査ベース	44,221	44,263	42,908	42,461	42,243
			実績ベース	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
在園児を除く一時預かり	0～5歳	人日／年	調査ベース	38,121	37,983	37,663	37,214	36,718
			実績ベース	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204

（６）病児・病後児保育事業

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日･人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプ A（ひとり親家庭） タイプ B（フルタイム×フルタイム） タイプ C（フルタイム×パートタイム） タイプ E（パートタイム×パートタイム）	０～５歳	病児病後児の発生頻度 病気やけがで父親または母親が休んで対処した者のうち下記の者の割合 ・病児・病後児保育の利用を希望する者 ・病児・病後児保育を利用した者 ・ファミサポを利用した者 ・子どもだけで留守番させた者 利用意向日数 上記の対処をした者の日数の総計を、利用意向のある実人数で割ったもの

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
病児・病後児保育事業	０～２歳	人／年	計画値	2,545	2,442	2,324	2,249	2,154
			実績値	500	471	515	425	

③　ニーズ量

※　実績ベースは、平成 27 年度から平成 30 年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児保育事業	０～２歳	人／年	調査ベース	266	265	262	259	256
			実績ベース	494	493	486	481	475

（7）ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

①　算出方法【標準的な算出方法】

量の見込みの算出は次の手順で行います。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数」
「家族類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日･人回）」

利用意向（率）の算出方法は次のとおりです。

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
すべての家族類型	5歳	利用意向率 放課後の時間を過ごさせたい場所に下記を選択した者の割合 ・ファミリー・サポート・センター 利用意向日数 ファミリー・サポート・センター利用希望者の週あたりの平均日数

②　計画値・実績値

対象事業	対象年齢	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1～6年生	人日／年	計画値	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
			実績値	1,448	1,374	1,214	1,504	

③　ニーズ量

※　実績ベースは、平成27年度から平成30年度の利用率の最大値を利用率として設定

対象事業	対象年齢	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1～6年生	人日／年	調査ベース	410	404	401	392	393
			実績ベース	1,476	1,447	1,436	1,417	1,409

■ニーズ調査結果によらずに見込む事業■

（８）利用者支援事業

幼稚園・保育所等の施設や子育て支援の事業を円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言などを行う事業

①　算出方法

子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要（尾張旭市では子育て世代包括支援センター（母子保健型）が該当）。

②　計画値・実績値

対象事業	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者支援事業	か所数	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	1	

③　ニーズ量

※　現在の１か所で推移すると見込む

対象事業	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業（母子保健型）	か所数	実績ベース	1	1	1	1	1

（９）乳幼児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭に、すくすくあかちゃん訪問員等が訪問し、育児についての相談や情報提供等を行う事業

①　算出方法

過去の実績の伸び率から勘案して算出する。

②　計画値・実績値

対象事業	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乳幼児家庭全戸訪問事業	人	計画値	600	580	560	550	540
		実績値	663	666	646	618	

③　ニーズ量

※　過去の実績から算出した伸び率の平均値（-2.3%）×前年度実績値で算出

対象事業	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児家庭全戸訪問事業	人	実績ベース	604	590	576	563	550

（10）養育支援訪問事業

子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭や虐待のおそれのある家庭など、支援の必要とされる家庭に対して保健師等が訪問し、支援を行う事業

①　算出方法

過去の実績を勘案して算出する。

②　計画値・実績値

対象事業	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養育支援訪問事業	人	計画値	10	10	10	10	10
		実績値	0	2	0	2	

③　ニーズ量

※　過去の実績は計画値を下回っているが、現在の対応体制の維持を図ることとし、引き続き第１期と同数を見込み量とする

対象事業	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	人	実績ベース	10	10	10	10	10

（11）妊婦健康診査

妊婦健康診査の標準的な検査項目が公費で実施できる受診券を 14 回分交付し、経済的な負担の軽減を図り、妊娠中の健康管理に努める事業

①　算出方法

過去の実績の伸び率から勘案して算出する。

②　計画値・実績値

対象事業	単位	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
妊婦健康診査	人	計画値	901	891	877	846	827
		実績値	695	661	615	582	

③　ニーズ量

※　過去の実績から算出した伸び率の平均値（-5.7%）×前年度実績値で算出

対象事業	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	人	実績ベース	549	518	488	460	434

ランドセル来館（ランらん）説明会

令和元年８月５日（月）

市役所講堂１・２

ランドセル来館（愛称：ランらん）とは

児童が安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり事業の一つです。

登録することで、自宅に一旦帰宅することなく、学校から直接ランドセルを背負って児童館に来館できるようになります。

⇒児童館利用の利便性向上

放課後に直接向かえる居場所の選択肢が増える　等

概要

- **開始時期**

  令和元年１０月７日（月）から

- **利用対象児童**

  尾張旭市立小学校に就学する３～６年生の児童

  ※　児童クラブ・学童クラブとの同時利用はできません。

- **利用できる児童館**

  各小学校区の児童館

- **利用日時等**

  学校休業日を除く月～金曜日
  放課後～午後４時３０分

  ※　冬季は日没時間を考慮し、帰宅時間を変更する予定です。

- **利用料**

  無料

利用申込に当たってのお願い

児童館ランドセル来館の利用申込に当たっては、下記の事項に同意、納得いただいた上でお申込みください。

- **児童クラブや学童クラブのような預かりの場ではなく、放課後の居場所を提供する事業です。**
- **児童館への来館や帰宅に当たっては、お子さんと寄り道をしない約束をする等、安全確保への配慮をお願いします。**
- **試行での事業開始となるため、今後事業内容が変更になる場合があります。**

Step1　申込受付について（１／３）

- **受付期間**

  本日の説明会終了後から８月１６日（金）まで

- **受付場所**

  尾張旭市役所１階こども課窓口

  ※　本日の受付は、説明会終了後この場で行います。

- **申込方法**

  「児童館ランドセル来館利用申込書兼同意書」に必要事項を記入し、こども課窓口へ直接提出

  ※　年度単位での申し込みとなるため、今年度利用していても来年度の利用を希望する場合は再度申し込みが必要です。

- **利用決定時期**

  ８月下旬に利用の可否に関わらず申込者全員に郵送で結果をお知らせします。

  ※　来館時、帰宅時の安全に配慮し、１人で登下校を行うことができるかどうかを基準とし、安全に心配がある場合等は個別に利用の可否を決定します。

Step1　申込受付について（２／３）

- **利用決定方法**

　申込時にくじを引いていただき、抽選番号を決定します。申込期間終了時に、各館での申込数が２０名を超えた場合、児童クラブ待機児童を優先で利用決定し、残りの定員数を、１回目に引いたくじの番号が小さい順に利用決定とします。

- **抽選方法**

くじを１人３回引く
※　くじは１回ごとに箱に戻します。

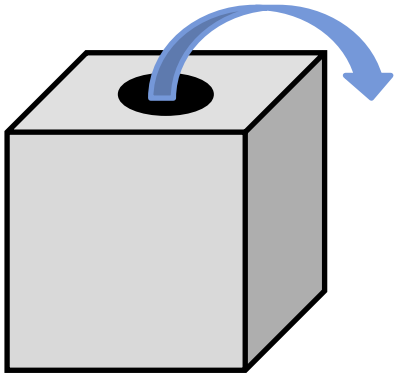

【１回目】

抽選番号が小さい数字の順に利用決定

【２回目】　【３回目】

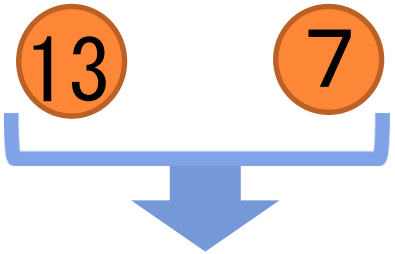

１回目の抽選番号が同じ場合、２回目の抽選番号が小さい順に利用決定。
２回目の抽選番号も同じ場合、３回目の抽選番号が小さい順に利用決定。

Step1　申込受付について（３／３）

- **抽選例　【１回目】【２回目】【３回目】　結果**

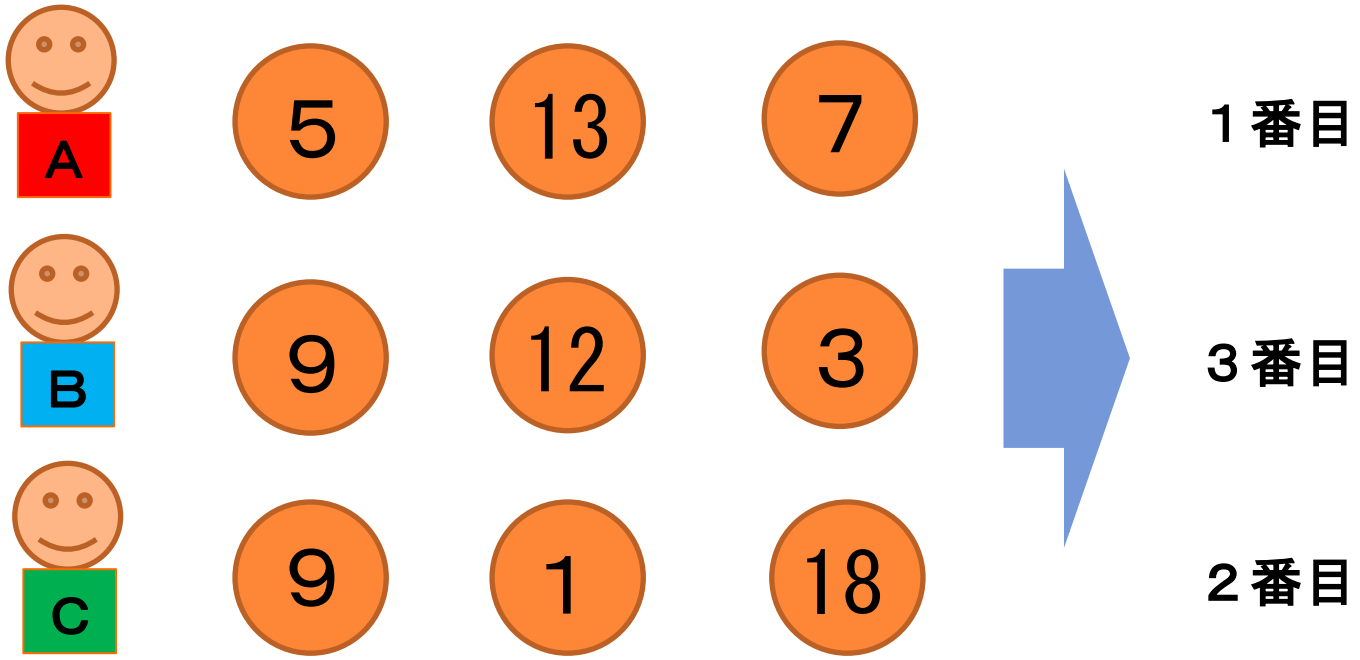

１．　１回目の抽選番号が「５」のＡさんが決定

２．　１回目の抽選番号「９」のＢさん、Ｃさんは、２回目の抽選番号が「１」のＣさんが決定

３．従って、抽選例の場合では、Ａさん、Ｃさん、Ｂさんの順で決定

Step2

準備について

- **メールアドレス登録**

　児童館からの連絡はメールで行います。利用決定のお知らせに同封する案内に従い、メールアドレスの登録をお願いします。

- **利用予定表**

　利用する月の前月２５日までに、利用予定日の帰宅時間（16：00or16：30）を記入し、児童館へ提出します。

　※　「利用予定表」提出後、予定が変更となった場合は、利用する児童館へ必ずご連絡ください。「利用予定表」の提出がない場合、翌月の利用ができなくなりますのでご注意ください。

- **当日連絡表**

　利用日当日、「当日連絡表」にその日の帰宅時間（16：00or16：30）等の記入、保護者の方が記入したことを確認するための押印をし、それを持って小学校へ登校します。

　※　「利用予定表」の帰宅時間と「当日連絡表」の帰宅時間が異なる場合、「当日連絡表」の帰宅時間を優先します。

Step3　当日の利用について（１／２）

- **来館**

放課後、児童が「当日連絡表」を持って、小学校から直接児童館へ来館し、当日連絡表を児童館へ提出します。

※　もし、「当日連絡表」に記入がない、または、「当日連絡表」を忘れた場合

１　「利用予定表」も欠席予定の場合

⇒利用をお断りさせていただきますのでご注意ください。

２　「利用予定表」が利用予定の場合

⇒受入を行います。

ただし、何度も続くようであれば、ランドセル来館の利用自体をお断りさせていただきますのでご承知おきください。

- **帰宅**

「当日連絡表」に保護者の方が記入した帰宅時間（16：00or 16：30）になるべく大人数のグループで帰宅します。

Step3　当日の利用について（２／２）

- **児童館からの連絡**

  下記の場合、児童館から保護者の方へメールで連絡いたします。

  １　「利用予定表」が利用予定にも関わらず、授業終了後から３０分程度経過しても児童館への来館がない場合。

  ２　「利用予定表」が欠席予定であり、児童が持参した当日連絡表にも保護者の方の記入がない、または、「当日連絡表」の持参がなく、ランドセル来館の利用ができない場合。

- **過ごし方**

  １　ランドセル来館中は、原則、館内で過ごします。

  ２　児童館ではおやつの提供はありません。また、おやつやゲーム等の持ち込みもできません。

  ３　小学校で給食がない日に利用する場合は、お子さまにお弁当を持たせてご利用ください。

ランドセル来館の流れ

Step1 申込受付

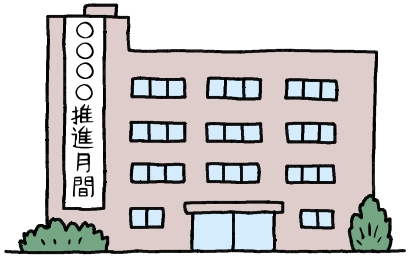

市役所

申込・抽選

利用決定

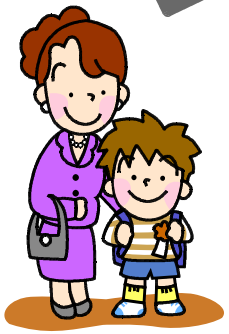
保護者

次の場合、①のアドレスに児童館からメールを送ります。

◎利用予定表が利用予定となっているにも関わらず、授業終了後３０分経過しても児童館への来館がない場合。

◎「利用予定表」が欠席予定であり、児童が持参した「当日連絡表」にも保護者の方の記入がない、または、「当日連絡表」の持参がないことから、ランドセル来館の利用ができない場合。

Step2 準　備

③ランドセル来館利用日は保護者が「当日連絡表」に帰宅時間を記入・　押印し、児童に持たせる。

事前①

①児童館にメールアドレスを登録

毎月②

②毎月２５日までに翌月分の「利用予定表」を児童館に提出

利用③日

Step3 当日の利用

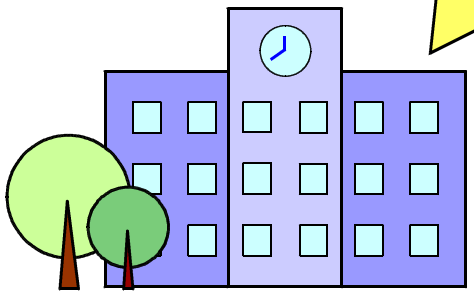
小学校

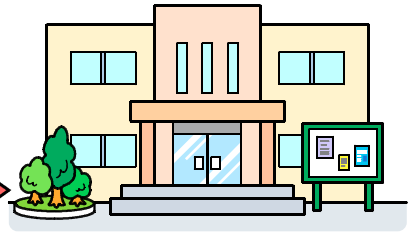
児童館

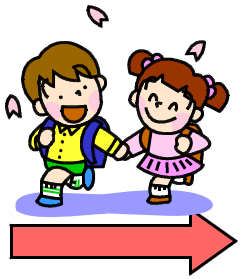

御自宅

自宅に帰宅することなくランドセルを背負って児童館へ来館し、当日連絡表を児童館へ提出します。

児童館では、帰宅時間まで原則、館内で過ごしますが、それ以外は他の自由来館した児童と同様です。

保護者の方が「当日連絡表」に記入した時間（16時もしくは16時30分）にできるだけグループで帰宅します。